

平成 30 年度（2018 年度）
点検・評価報告書

高知工科大学

平成 31 年（2019 年） 3 月

目次

序章	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	26
第5章 学生の受け入れ	52
第6章 教員・教員組織	64
第7章 学生支援	73
第8章 教育研究等環境	91
第9章 社会連携・社会貢献	107
第10章 大学運営・財務	114
第1節 大学運営	114
第2節 財務	125
終章	130

序章

高知工科大学は、「学術の中心として広く教育研究を行い、技術立国としてのわが国の将来に必要な、深い専門知識と豊かな人間性を持った創造的な人材（マクロの視点を持った技術者）を養成し、科学技術の振興と発展を図る」「地域社会との連携をはじめ産・学・官の協力を積極的に推進するとともに、国際的な学術交流を行い、開かれた大学として社会に貢献する」を設立理念として、高知県における第二次産業の振興、県内生徒の高等教育機関への進学を受け皿という地域のニーズに応えるため、平成9年4月、工学部のみを有する公設民営の私立単科大学として開学した。特に、「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す」という目標のもとで、開学時から実質的なクォータ制を採用するなど、新設で比較的小規模な大学であるという特徴を活かして、独自の教育・研究・社会貢献体制の整備を進めてきた。

開学2年後の平成11年4月には、1期生の卒業を待たず大学院工学研究科を開設、同年10月には産学官に存在する各種プロジェクトの発掘、企画、推進を図ることを目的とした総合研究所を開所した。また平成12年4月には、高知県の産業振興という大学設立の趣旨に鑑み、産学連携の拠点として連携研究センターを設置した。

開学10年を機にさらなる発展を遂げるため、大学改革に着手、平成20年4月、社会科学系学部であるマネジメント学部を開設して教育研究活動の幅を広げ、工学と経営学の連携体制を構築した。翌平成21年4月には工学部をシステム工学群・環境理工学群・情報学群の3学群に再編し、専攻・副専攻制度を導入、3学群13専攻体制とした。これはジェネラリスト的素養を持つスペシャリストの養成という、新しい工学教育システムの構築を目指すものであると同時に、固定した学科を単位とする教員組織の枠にとらわれずに、社会の変化に応じた機敏な対応を可能とするものである。

学校法人から公立大学法人への設置者変更を行ったのも平成21年4月である。高知県のニーズに基づき開学した大学でありながら、大学設立時の制度では公立大学として開設できず、公設民営という形態を選択したが、平成16年度以降、公立大学法人の設置が可能となったことから、高知県の高等教育のあり方に関する県の方針を踏まえ、県や国と交渉を重ね、公立大学化を実現した。この年、高知県に対する地域貢献の質的向上を図るため、連携研究センターの発展的改組を行い、地域連携機構を立ち上げた。

平成27年4月には、県立大学改革・再編計画に基づき平成23年4月に設立されていた高知県公立大学法人と法人統合。高知市中心部の永国寺キャンパスに社会科学系学部を置き「知の拠点」として再整備するという県の方針に沿い、本学はマネジメント学部を経済分野を加え、経済・マネジメント学群として再編したうえで、2年生以上が永国寺キャン

パスに移転した。永国寺キャンパスでは、高知県公立大学法人が運営する3大学、本学、高知県立大学及び高知短期大学が、キャンパスを共用する試みを行っている。

以上の変遷を経た結果、本学は現在、4学群1研究科を擁し、2キャンパスにおいて教育研究活動を展開している。

これら一連の改革は、開学以来一貫して掲げてきた「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学をめざす」という高い志のもと、学長のリーダーシップにより達成されたものである。

本学は平成18年度に初めて認証評価を受け、平成24年度には2度目の評価を受けたが、1期目は学校法人としての受審であり、2期目は公立大学法人としての受審であった。

平成24年度の受審時には、努力課題として6点の指摘を受けた。「学位授与方針が定められておらず、また教育課程の編成・実施方針にカリキュラム編成に対する考え方等が明示されていない」「シラバスの記載内容に精粗が見られ、毎回の授業計画や成績評価基準の記載がない科目が見受けられる」「学位論文審査基準が明文化されていない」「博士後期課程において課程修了に必要な単位を取得して退学したあと、在籍関係のない状態で学位論文を提出したものに『課程博士』として学位を授与している点が不適切である」

「学群・学部・研究科独自の学生の受け入れ方針を設定していない」「各学群・学部に関する事項を審議・検討する会議体が規程上定められておらず、内部質保証の体制が構築されているとは言い難い」がその内容である。その後、学内で改善に取り組み、平成28年7月に改善報告書を提出した。

大学基準協会による改善報告書検討結果（平成29年4月）では、「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」とされながらも、「引き続き一層の努力が望まれる」として、「研究科の学位授与方針が策定中の段階である」「いくつかの学群・専攻において教育課程の編成・実施方針に教育内容・方法やカリキュラム編成の考え方が明示されていない」「研究科の教育課程の編成・実施方針に関し、カリキュラム編成に対する考え方等が明示されているとはいえない」「未だシラバスの内容に精粗が見られる」「学位論文審査基準は、作業を進めている段階であるため着実な履行が望まれる」「課程博士の取り扱いについて、学位規程の変更については、新たな運用の問題を精査した後に実施する予定としており、未だ改善には至っていない」という指摘を受けたが、その後も改善に取り組み、今回の自己点検・評価報告書に示すとおり、現在ではすべて改善した。

今回、第3期の認証評価においては、学長を中心とした全学的教学マネジメントが有効に機能しているか等、内部質保証システム全体の機能的有効性の確認が重視されているが、本学においては、教育センター、入試センター、就職センター等、機能別に分化した

各教職協働センターと、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会の連携により、かねてより、全学的観点から、コンパクトな運営体制による効率的で全学が一体となった教学マネジメントを行っている。本学における教職協働センターは、教員及び職員が共に構成員として参加し、同じ役割を担い、対等な立場で議論を行う組織であり、教職協働の形としては先駆的な例であると自負している。

これら、学長直轄組織である各教職協働センターは、それぞれの所掌範囲で点検・評価、改善・向上を推し進め、一方、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会は、重要な施策について大学方針との整合性を確認している。各教職協働センターには学群選出の教員が参加し、学群教育との整合性を図る役割を担い、また教育研究審議会にも教授会選出の各学群代表教員が構成員として加わり、その組織体制の下で、教授会の審議事項を教育研究審議会に委任して、機動的かつ学長のガバナンスが働きやすい運営体制を実現している。

一方、公立大学として、地方独立行政法人法に基づき、高知県が設定する中期目標に沿う形で、各教職協働センターが主体となり6年間の中期計画を立て、また年度計画を策定し、さらに毎年度及び中期計画期間の終了にあたっては業務実績報告を行い、高知県が設置する第三者委員会である高知県公立大学法人評価委員会から評価を受けるというサイクルが効果的に機能し、設置者の目標の達成を推進し、良好な関係を維持している。平成23年度～28年度の中期目標期間業務実績評価においては、「教育の質の向上に関する目標を達成するための措置」で「中期目標の達成において特筆すべき状況にある」との評価を受け、その他はいずれも「中期目標を達成している」との評価であった。

このように、恒常的に改善・向上に努めているところではあるが、今回の認証評価において、改めて大学基準協会による大学基準に基づき、現状確認・評価を行い、今後の方向性について検討を行った。本報告書は、自己点検・評価専門委員会、その下部組織である学群等委員会、及び全学内部質保証推進組織である教育研究審議会の検討、確認を経て、確定されたものである。

教育課程の編成・実施方針に定めるとおり、本学は、「人が育つ大学」として、人を育てるのではなく、自ら育つ環境を整えることで、学生が主体的・能動的に学び成長していくことを重視している。今回の自己点検・評価の結果が、本学の教育・研究・社会貢献活動のさらなる充実・発展につながり、また様々な形で学生の成長につながるよう、教職員一丸となり取り組んでいく所存である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点①：大学の理念は何か

評価の視点②：大学の目的は何か、理念に沿ったものか、高等教育機関として適切で大学の個性や特徴を表すものであるか、教育研究活動の指針となるものであるか

評価の視点③：各学群・研究科の目的は何か、大学の理念・目的に沿ったものか、高等教育機関として適切で個性や特徴を表すものであるか

本学は、工科系単科大学として平成9年度に開学し、「自発性・創造性の重視」「学際領域の重視」「システムとしての視点の重視」「人間と科学技術の関係の重視」「国際的な視点の重視」を基本理念とし、教育研究活動を行ってきた。しかし、平成14年度に実施した自己点検・評価における検証において、基本理念の周知徹底のためにはできる限り簡素な表現が望ましいと考え、「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す」という目標を掲げ、「来るべき社会に活躍できる人材の育成」「世界の未来に貢献できる研究成果の創出」「地域社会との連携と貢献」という基本理念を定めた。平成20年度にマネジメント学部を設置（平成27年度に経済・マネジメント学群に改編）して、教育研究の幅を広げ文科系を含む大学となったが、目標・基本理念は文科系学部にも適用可能なものであり、普遍性は変わらないとの考えから、大学としての目標及び基本理念は維持した（根拠資料1-1【ウェブ】）。

大学の目的は、基本理念に基づき学則第1条で、「本学は、学術の中心として広く教育、研究を行い、深い専門知識と優れた人間性を持つ創造力豊かな人材を養成し、もって科学及び技術の振興と発展に寄与し、わが国ひいては世界に貢献することを目的とする」としている。これらの大学としての目標・基本理念・目的に沿って、各学群の目的を設定している（学則第3条の2）（根拠資料1-2）。

例えば情報学群では、「情報学群は、情報通信技術の基礎から応用に至るまでの分野に加えて、メディアや人間などに関わる学際領域までを教育、研究の対象とし、広く次世代の情報技術を担える人材を養成することを目的とする」と規定している（学則第3条の2第3項）。これは、「柔軟で大胆な発想を育て、人に優しい情報環境の新たな創造や、情報を有益に活用できる情報環境を実現するための教育・研究をめざす」という情報学群の目的として、大学の基本理念・目的に沿った妥当かつ適切な内容である。

また工学研究科では、「工学系の広い専門分野にわたる領域を融合し、総合的な教育、研究を行い、科学技術の発展に貢献できる高度研究者、高度技術者を養成することを目的とする」と大学の基本理念・目的に沿って定めている（学則第3条の2第7項）。これは大学院において、融合的かつ学際的な教育を行うことを目的としているものである。本学の工学研究科は、社会構造自体が変化する時代に柔軟に対応した人材養成を目指すため、1研究科1専攻の下に、学士課程からの接続を考慮した各コースを設け、時宜に応じたコース編成を行っており、こうした考え方を踏まえての目的設定である。

以上のとおり、大学として適切かつ教育研究活動の指針となる基本理念・目的を有しており（根拠資料1-1【ウェブ】）、各学群及び研究科の目的も大学の基本理念・目的に沿ってそれぞれの特徴を踏まえて設定したものであることから（根拠資料1-2）、大学の理念・目的を適切に設定し、またそれを踏まえ、各学群・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②： 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的及び各学群・研究科の目的は学則等に規定されているか

評価の視点②：上記は適切な方法で教職員・学生に周知され、社会に公表されているか

大学の目標及び基本理念に基づき、大学の目的及び各学群・研究科の目的を学則に規定し、その内容は、大学 Web サイトを通じて学内外に周知している（根拠資料1-3【ウェブ】）。

また、大学 Web サイト以外にも、学内の教職員・在学生、学外の受験生及び関係者、地域・社会、企業、卒業生といった多様なステークホルダーを意識して制作する各種刊行物・印刷物にそれぞれ記載し、広報を行っている。

学生に向けては、各学群及び研究科の各コースにおいて、年度当初の授業開始前に、学年別のオリエンテーションを実施しており、プログラムは学群・研究科、学年ごとに異なるが、各種アドバイス等の他に、目標、基本理念、大学の目的及び各学群・研究科の目的を学生便覧により説明し、周知している（根拠資料1-4）。

教職員に対しては、年度始めに全教職員を参加対象とした仕事始め式において、学長が基本理念・目的を踏まえた年度の方針等を説明し、周知している。

以上のとおり、大学の目的及び各学群・研究科の目的を学則に規定し、目標・基本理念とともに学生便覧やオリエンテーション、仕事始め式で学生及び教職員に周知し、また大学 Web サイト等を通じ公表していることから（根拠資料1-3【ウェブ】、1-4）、

大学の理念・目的及び各学群・研究科の目的を適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会にも公表していると判断できる。

点検・評価項目③： 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点①：将来を見据えた中・長期計画、その他諸施策を設けているか、見直しはどのように行われているか

評価の視点②：上記計画等の大学の理念・目的等との連関、リソースを伴う実現可能性はどう担保されているか

公立大学法人として6年ごとに、設立団体である高知県が本法人の中期目標を定めているが、その際に、本学としての目標を緊密に情報提供している。大学としての基本理念、目的及び各学群・研究科における目的を踏まえ、中期目標に沿って、中期計画を策定している（根拠資料1－5）。また、毎年度行う年度計画・業務実績報告書の作成を通じて、定期的な検証を行っている（根拠資料1－6、1－7）。6年間の中期計画を達成するため、年度計画において諸施策の計画を担当部署レベルまで具体的に立て、年度終了時に達成状況を振り返り、翌年度の改善に繋げるというサイクルである。この年度計画・業務実績報告書は、教職協働の各センターや各学群・研究科の議論を通じて作成され、自己点検・評価専門委員会及び教育研究審議会の議を経て確定する。

中期計画・年度計画・業務実績報告書には、大学の教育・研究・社会貢献に関する内容のほか、法人全体に係る業務運営や財務内容の改善に関するものなどが含まれており、大学の諸施策推進を支えるための組織・財政基盤についても、ここで検証できる仕組みとなっている。また、中期計画には、年度計画の積み上げによる予算、収支及び資金計画が盛り込まれ、計画策定時に計画実現のための経済的リソースが併せて検討されている。これらに対する自己評価、法人評価を行うことにより、必要に応じて計画の見直しを行っている。

これらの中期目標・中期計画・年度計画・業務実績報告書は、大学及び法人のWebサイトに掲載し、社会に公表している（根拠資料1－8【ウェブ】、1－9【ウェブ】）。

教育研究における将来構想は、概ね月に1回、学長、副学長、学長特別補佐及び学群長が集まる学群長会議において議論しており、毎年4月に行われる仕事始め式での学長訓辞において、大学の教育・研究・社会貢献の長期的方向性を示している。また財務及び施設に関する長期計画は、各委員会において議論し、中長期修繕計画の策定等に活かされている。

以上のとおり、大学の基本理念・目的、各学群・研究科の目的に沿って、組織基盤を含めた中期計画・年度計画及び諸施策を設け、定期的に改善しながら取り組んでいることから（根拠資料 1－5、1－6、1－7）、大学の理念・目的、各学群・研究科の目的を実現していくため、大学として中・長期計画その他の諸施策を設定しているといえる。

（２） 長所・特色

特になし

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、大学としての目標・基本理念・目的を継承、発展させつつ、それらに基づいた各学群・研究科の目的を学則に規定し、教育研究活動を行っている。これらは大学 Web サイト等を通じて社会に公表し、大学の存在意義等について理解を得られるよう周知に努めている。学生の高い就職率を維持してきたことや入学志願者の増加傾向は、本学の目標・基本理念・目的に沿った人材育成が一定の成功をおさめ、また本学の個性や特徴が社会に浸透した成果のひとつであるといえる。

そして、大学の基本理念・目的等に沿って策定している中期計画や年度計画の諸施策により、大学の教育研究活動を担保し、その計画を達成できるよう教職協働の各センター等で検証及び改善を重ねながら取り組んでいる。

これらのことから、大学の基本理念・目的は適切に設定及び公表され、その実現に向けて中期計画等を策定して、達成に向けた取り組みを行っているといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：内部質保証のための全学的な方針・手続を示しているか

評価の視点②：全学内部質保証推進組織と内部質保証に関わる他との組織の役割分担は明確か

評価の視点③：上記の方針・手続・役割は適切に共有できているか

内部質保証については、高知工科大学学則第2条に以下のとおり定め、これを基本的な考え方としている（根拠資料1－2）。

- 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行う
- 自己点検・評価の結果は公表するものとする

上記を達成するため、本学においては教育研究の重要事項を審議する「教育研究審議会」が、大学全体の内部質保証の推進を担い、そのうえで教育センター、入試センター等、機能別に分化された各教職協働センターが、それぞれの所掌範囲において教育研究の内部質保証に取り組んでいる。様々な取組みは、基本的には学群・研究科等の教育組織単位ではなく全学一貫体制で進められる。各センターからの重要な企画・提案は、教育研究審議会の承認を得て大学として決定している。教育研究審議会の役割は、高知県公立大学法人定款において定められ、また各センターの分掌は、センター規程において定められている（根拠資料1－10、2－1）。

本学における内部質保証の体制の特徴は、授業評価と教員評価をその基盤に置いていることであり、内外環境の変化に応じた評価体制の継続的見直しにより、大学の意図を浸透させ、実現するという手法を組み入れている。

各センターが立案する教育研究に関わる方針・計画は、公立大学法人として義務付けられている中期計画及び年度計画の形で策定され、その進捗・結果は業務実績報告書としてまとめられる。これらの計画及び業務実績報告は、教育研究審議会の下部組織である「自己点検・評価専門委員会」が総括し、教育研究審議会の審議を経て、高知県公立大学法人から、本法人の設置団体である高知県により外部評価者で構成される高知県公立大学法人評価委員会に提出され、評価結果等が公表される。自己点検・評価専門委員会における点検・評価過程においては、その下部組織である各学群の委員会も、それぞれの観点から点

検・評価を行っている（根拠資料 2－2）。自己点検・評価専門委員会は自己点検・評価専門委員会要綱に規定されている（根拠資料 2－3）。

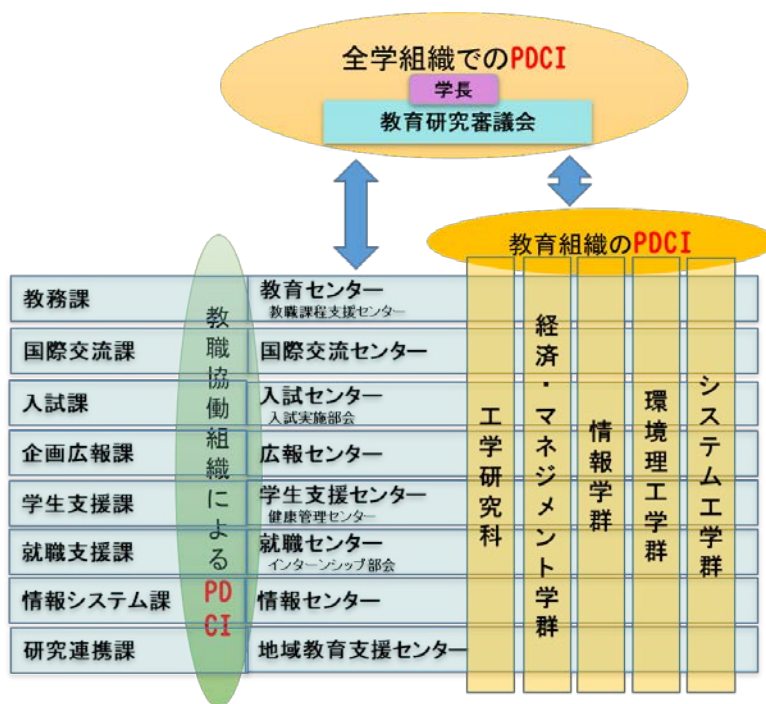
以上のとおり、全学的内部質保証の基本的考え方を学則に定め（根拠資料 1－2）、また全学内部質保証推進組織（教育研究審議会）及びその他内部質保証に関わる組織の役割・分掌を規程等に定め（根拠資料 1－10、2－1）、これらを学内で共有していることから、内部質保証のための全学的方針及び手続を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②： 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①： 内部質保証の中心となる全学内部質保証推進組織はどこであり、どのようなメンバーで構成されているか

前項に記載したとおり、本学において大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織は「教育研究審議会」である。教育研究審議会は大学の教育研究に関する重要事項の審議機関であり、構成員には学長、副学長、学長特別補佐、学群長、研究科長、研究本部長等、大学の教育研究に携わる中心的メンバーのほか、教授会から選出される各学群代表が含まれる。学群代表を含むことで、教授会の意見を教育研究審議会に反映し、大学の教育研究に関する重要事項を教育研究審議会において一元的に審議する体制ができている。教授会の審議事項は実質すべてが教育研究審議会に委任されており、教育研究審議会での審議結果が教授会に報告される（根拠資料 2－4、2－5、2－6）。

本学では、PDCA を発展させた PDCI（Plan, Do, Check, Innovate）を意識し、日常的には機能別に分化された教職協働センターが主体となって、制度や取組みの企画立案、実施・運用、成果の検証、見直し又は新たな事業の創出を行っている。各センターは学長直轄の組織であり、学長によるガバナンスが機能しやすい体制となっている。また教育研究審議会だけでなく各センターにも、学群を代表する教員が構成員として加わっており、学群の意見を全学としての決定に反映する機会を複数回有し、連携を容易にしている。各センターで審議された重要な案件は、教育研究審議会において組織決定される。



以上のとおり、全学内部質保証の推進は大学執行部を中心メンバーとする教育研究審議会が担っており、それぞれの所掌範囲において個別に PDCI を担う各センター及び各学群と、有機的な連携がとれる体制を構築していることから（根拠資料 2－4、2－5、2－6）、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目③： 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針は、全学として統一された基本方針のもと、策定されているか
- 評価の視点②：全学的な内部質保証の取り組みは、定められた形どおりに実施できているか、行動計画を伴った教育の改善・向上につながっているか
- 評価の視点③：全学内部質保証推進組織は、3 方針に基づいた教育の PDCA サイクルをどのようにマネジメントあるいはサポートしているか、全学的な教学マネジメントが行えているか
- 評価の視点④：自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、全学としてどのような工夫がなされているか（外部評価を取り入れることができているか）
- 評価の視点⑤：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対し、どのような体制で対応しているか、全学内部質保証推進組織は適切に役割を担っているか

本学の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針は、「大学の基本理念・目的及び各学群・研究科の教育研究上の目的に沿ったものであること」を基本方針とし、文部科学省が定めるガイドラインに沿って策定している（根拠資料2－7）。

これら3つの方針に基づき、本学での教育活動は、前述したとおり、学長のリーダーシップのもと、機能別に分化された各センターが主体となって進められている。PDCIの管理も、主には各センターが行う。全学内部質保証推進組織である教育研究審議会は、各センターによるPDCIの取組みを一元的に把握・検討しており、全学として整合性のとれた、かつ、基本理念や目的及び3方針に沿った適切な方向性に、個々の取組みを導く役割を担っている。学内の各組織を代表する主要メンバーが構成員として議論に参加することで、ベクトルの合致した、全学的教学マネジメントを実現できている。

例えば教育センターの主導により、授業評価アンケートの質問項目及び点数化の方法を大きく見直し、平成29年度から運用を開始した（根拠資料2－8）。本学においては開学以来、授業評価アンケートを実施しており、クォータごとに学生が評価を行い、評価結果を当該授業の成績評価分布等と併せ公表することで、授業を改善し、適正化する方策としている。アンケート内容・方法等については、定期的に教育センターにおいて分析を踏まえ議論がなされているが、平成29年度の改正では、学生の能力に対し授業の水準が適切であるか、授業時間外での有意義な学修機会を提供しているか等を、より明確に客観的数値により測れるよう見直しが行われた。

平成26年度に行った成績上位層を対象とした教育プログラムの導入も、PDCIの結果としての事例である。本学においては平成22年度から特待生制度を開始し、授業料免除等の待遇により優秀な学生を一定数入学させていたが、入学後にそれらの学生をより高レベルに確実に引き上げる体系的な教育プログラムを有していなかった。この課題に対応するため、教育センターを中心に、学生支援センター、入試センター、国際交流センター等との連携により、「KUTアドバンスプログラム」が創設された（根拠資料2－9）。プログラムに参加する学生には複数の教員がスーパーバイザーとして付き、各学生のキャリアプランに合わせ、5年間で修士課程を修了する早期卒業プログラム、複数の副専攻修了を目指すプログラム、海外留学や海外インターンシップを実現するプログラム、学外研究機関での長期研究活動を含めたプログラム等が提示され、達成に向けたきめ細やかな指導・支援が行われる。経済的支援の期間も4年間から、修士課程も含めた最大5年間に拡大された。このプログラムは、学生の学修状況や満足度を参考に、随時、見直しを行っており、平成27年度からは特待生に加えて、1年次の成績上位層も2年次からプログラムへ参加できるよう制度を拡大した。

上記に例示した改善や新規プログラムの創設過程において、各センターはそれぞれの所掌範囲で検討を行い、各センターからの提案は教育研究審議会において大学の基本理念・目的、3つの方針との整合性、全学的整合性を考慮して組織決定されている。教育研究審議会での審議事項は、教授会や教職員懇談会に都度報告され、学内共有される。各センタ

一による自己点検・評価の客観性・妥当性は、教育研究審議会における審議及びその後の学内公開により担保されている。

高知県公立大学法人評価委員会（第三者委員会）、認証評価機関や文部科学省からの指摘事項については、学長によるリーダーシップのもと、個々の指摘事項に関連する各センターが対応に取り組み、着実に改善に結びつけている。全学内部質保証推進組織である教育研究審議会は、指摘を踏まえ各センターから提案された改善案の審議を行う。

平成 26 年度に設置の届出を行った経済・マネジメント学群については、平成 27 年度から平成 30 年度まで設置計画履行状況調査報告書を提出し（根拠資料 2－10）、改善意見等は付されていない。高知県公立大学法人評価委員会からの改善勧告も、これまで受けていない（根拠資料 2－11）。

認証評価機関（大学基準協会）からの指摘は、前回、平成 24 年度を受審時に 6 点あったが、平成 28 年度に改善報告書を提出した後も引き続き改善に取り組み、対応が図られている。平成 29 年度に受領した改善報告書検討結果（根拠資料 2－12）においては、4 点について、引き続き改善努力が望まれるとされていた。1 点目は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針における不備である。具体的には、「研究科の学位授与方針が策定中である」「いくつかの学群・専攻において教育課程の編成・実施方針に教育内容・方法やカリキュラム編成の考え方が明示されていない」「研究科の教育課程の編成・実施方針にカリキュラム編成に対する考え方等が明示されているとはいえない」という指摘であるが、これらについては教育センターにおいて見直しを行い、平成 30 年度に新たな学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が承認され、対応が完了した（根拠資料 2－7）。2 点目は、「未だシラバスの内容に精粗が見られる」という指摘である。これに関しては、シラバスへの入力項目を見直すとともに、教育センターから全教員に、「シラバス記載方法と見本」をもとにシラバスを作成するよう繰り返し具体的に指示をしているほか、シラバスの作成・公開に係るシステムを改修し操作性を向上させること等により、均質化が図れている（根拠資料 2－13）。3 点目は、「学位論文審査基準が策定中である」という指摘であり、改善報告書提出には間に合わなかったが、平成 28 年度中に対応が完了している（根拠資料 2－14）。4 点目は、「在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し『課程博士』として学位を授与している」ことについて、「運用の変更は行われているものの、学位規程の変更が完了していない」という指摘であったが、平成 29 年度に規程改正が行われた（根拠資料 2－15）。

以上のとおり、大学の理念・目的、各学群等の教育研究上の目的及び 3 つの方針に沿い、定められた手続のもと、各センターにおける PDCI 及び全学内部質保証推進組織による PDCI が機能しており、具体的な教育の質の向上等、取組みの改善につながっていること、また全学内部質保証推進組織による教学マネジメントが適切に行われていることから（根拠資料 2－8～2－15）、本学における内部質保証システムは方針・手続に基づき有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点①：社会に対して説明責任を果たすため、どのような情報を公表しているか 評価の視点②：上記情報は適切な方法で社会に公表されているか
--

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、以下により公表され、適切に更新されている（根拠資料 2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】）。

＜教育研究活動の内容＞

高知工科大学 Web サイト、高校生に対する大学案内（冊子）、一般に向けた大学概要（冊子）、卒業生・在学生保護者・一般に向け発行する大学情報誌「Flying Fish」（冊子）、高校生を対象とした大学説明会、高校教員を対象とした大学説明会、企業を対象とした大学説明会・情報交換会、オープンキャンパス、学会誌等への論文掲載、リポジット・紀要への論文等掲載、展示会・学会・シンポジウム等での研究成果の発表、研究者総覧「+KUT」（冊子）等

＜自己点検・評価結果＞

- 年度計画・中期計画、各業務実績報告及び高知県公立大学法人評価委員会による評価結果：高知県公立大学法人 Web サイト、高知工科大学 Web サイト（旧法人に関する情報）
- 認証評価のための自己点検・評価報告書及び認証評価結果：高知工科大学 Web サイト

＜財務情報＞

財務諸表、決算報告書、監査報告：高知県公立大学法人 Web サイト、高知工科大学 Web サイト（旧法人に関する情報）

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他諸活動の状況等は Web 等により適切に公表されており（根拠資料 2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】）、社会に対する説明責任を十分に果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：内部質保証システムの適切性、有効性に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

内部質保証システムの適切性については、各センター及び教育研究審議会による PDCI が有効に機能していることの確認により、判断できる。本学においては、評価・点検項目③にも例示したとおり、各センターによる PDCI の結果、様々な新しい施策が迅速に決定され、次々に実行されている。認証評価における指摘事項への対応も、着実に行えている。教育研究審議会において、このような PDCI サイクルの状況を定期的に監督することにより、内部質保証システムの適切性・有効性を測っている。

また本学の監査室では、本来業務である会計監査及び業務監査だけでなく、教育・研究・地域貢献についても監査が行われており、独立した立場からの点検・評価がなされている。なお監査室長は、外部機関の監査経験者が務めている。

さらに公立大学として、前述したとおり、各センターが立案する中期計画・年度計画及びその業務実績報告は、自己点検・評価専門委員会及び教育研究審議会での審議を経て、高知県公立大学法人から高知県公立大学法人評価委員会に提出され、外部評価者の評価を受けている。この外部評価により、本学における PDCI の取組み、内部質保証システムの適切性は、定期的に点検・評価されているといえる。これまでのところ高知県公立大学法人評価委員会からの改善勧告は出されていない（根拠資料 2－11）。

平成 24 年度の認証評価においては、本学の内部質保証に関し、「各学群・学部に関する事項を審議・検討する会議体が規程上定められていない」との指摘があった。これを踏まえ、平成 27 年度に自己点検・評価専門委員会要綱の改正を行い、同委員会の下に各学群等における教育研究活動等を集中的に検証するための学群等委員会を設けた（根拠資料 2－18）。これは評価結果に基づく改善事例である。

以上のとおり、教育研究審議会や監査室、さらには第三者委員会である高知県公立大学法人評価委員会により、本学の教育研究活動の PDCI は絶えず適切性・有効性が確認されており（根拠資料 2－11、2－18）、また評価結果に基づく内部質保証システムの改善・向上も着実に行えているため、本学においては、内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価し、またその結果をもとにした改善・向上の取り組みを行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

本学では、意思決定の迅速化、業務の効率化等、大学運営を機能的に実施することを目的に、平成 15 年度から教育センター、就職センター等の各センターを設置している。この各センターは現在、学長直轄の全学組織として、それぞれが所管する分野において PDCI を主体的に推進している。

一方、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会は、教育・研究に関わる重要事項の最高審議機関であり、学長、副学長、学群・研究科長等、役職者のほか、教授会から選出された各学群代表の委員が構成員として加わり、教授会から委任された審議事項を含め、重要な決定を全学的視点から行っている（根拠資料 2-19）。

これら学長、教育研究審議会及び各センターが、学群・研究科単位ではなく全学一貫体制で、1本のラインとして迅速な意思決定を行い、同時に諸施策の企画・実施・検証・改善等を効率的に進めているところが、他大学にはない本学の特徴であり、絶えず改革を推し進められる所以である。

実際に、教育センターが主体となり実施した主な改革だけを取りあげても、以下のとおり、毎年度、新たな取組みを開始している。

<平成 25 年度>

- 環境理工学群の専攻再編
- 新入生 TOEIC-IP テスト受験無料化（任意受験）
- 授業評価アンケート質問項目の改編
- 安価での TOEIC 対策講座提供開始（課外）
- 学士課程の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針策定

<平成 26 年度>

- グローバル社会で活躍するための能力を育成するジョン万次郎プログラムの開設
- 特待生を主たる対象としたアドバンスプログラムの開設（工学系 3 学群）
- 新入生 TOEIC-IP テスト必須化（受験料大学負担）
- クォータ制を活かした成績不振者への組織的対応開始
- クォータ別 GPA 分布公開
- 安価での英会話クラス提供開始（課外）
- 修士課程学内進学手続の改善
- FD を目的とした授業撮影及び配信
- 工学の基本的な力の修得に役立つ科目として、他学群履修を推奨する「工学基礎科目」設置

<平成 27 年度>

- システム工学群の専攻再編
- 目標到達点の異なる3層の学生に対応したグローバル教育に関する指針の策定
- 特待生を主たる対象としたアドバンスプログラムの開設（経済・マネジメント学群）
- 成績評価適正化を目的とした成績基準策定及び運用の適正化

＜平成28年度＞

- 学士課程と修士課程との接続を意識したカリキュラム改編
- アクティブラーニングを容易にするための教室改修
- 大学院の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針策定

＜平成29年度＞

- 厳選された主要科目を1～3限に集中的に配置するカリキュラム改編
- 英語カリキュラムの大幅な改編
- 修士課程までの一貫教育を前提とした長期学外学修プログラムの創設
- 授業評価アンケート質問項目の改編
- 環境理工学群の専攻再編
- 修士課程コース再編（新コース設置含む）
- 修士課程学内進学基準及び手続の変更
- 4、5限を中心とした自主学修支援開始

＜平成30年度＞

- 単位既修得科目の再履修制度創設

このように、教育研究審議会及び各センターによる独自の内部質保証システムを活用し、今後も迅速に、有効な施策を企画・実施し、また検証・改善を行いながら教育の質の向上を図っていく。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、大学の目標、基本理念及び目的を実現するため、6年ごとの中期計画及び年度計画、ならびに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定め、これらに基づき、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会の下、機

能別に分化された教職協働センターが、全学一貫体制で PDCI サイクルを機能させ、成果を上げている。

教育研究活動や自己点検・評価結果、財務、その他諸活動の状況は、大学 Web サイト等を通じ社会に公表しているほか、内部監査を実施、また設置者である高知県による第三者評価を毎年度受け、教育マネジメントの適切性・有効性を客観的に検証している。

これらのことから、本学は、適切かつ実効性のある内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組んでいるといえる。

「長所・特色」で挙げたとおり、教職協働センターを主体とする全学一貫体制での PDCI マネジメントは、小規模大学である本学の機動性を担保する重要なシステムであり、今後も、学長のリーダーシップのもと、点検・検証を踏まえながら、この有効かつ特徴的なシステムを活用し、教育の質の向上を積極的に図っていく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

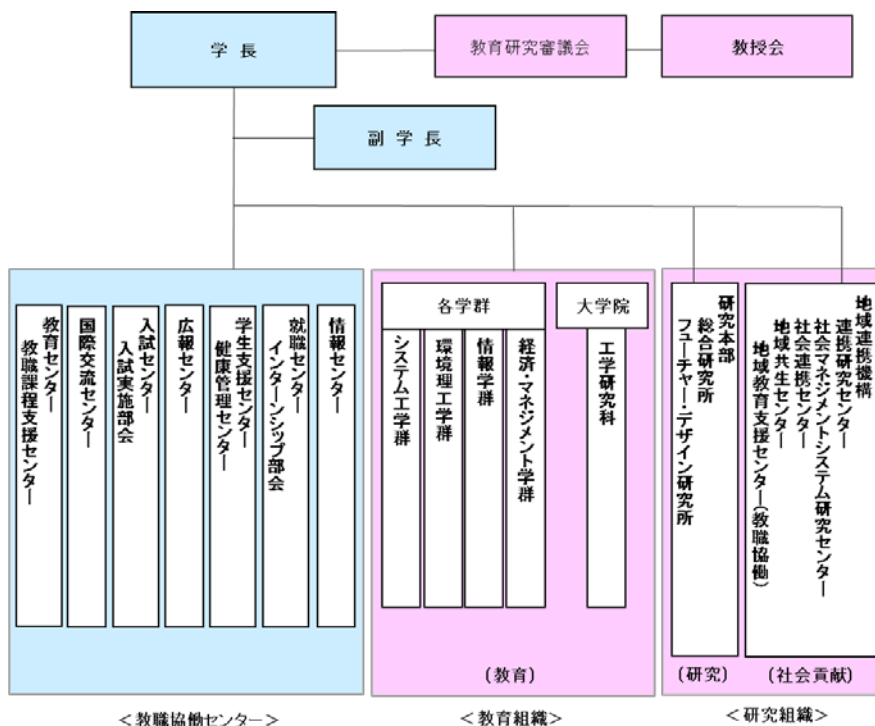
評価の視点①：大学の理念・目的に照らし、また学問の動向、社会的要請、国際的環境等に配慮し、適切に教育研究組織を設置しているか

教育研究上の組織は、教育・研究・社会貢献を柱とした基本理念及び目的に照らした運営を推進するため、次のように編成されている。

【組織全体】

教育組織は、学士課程において4学群、大学院においては1研究科を設置して、それぞれの目的に沿った教育を行っている。研究組織は、最先端の研究を推進する研究本部及び社会貢献・地域連携を推進する地域連携機構を設置し、研究活動を行っている。

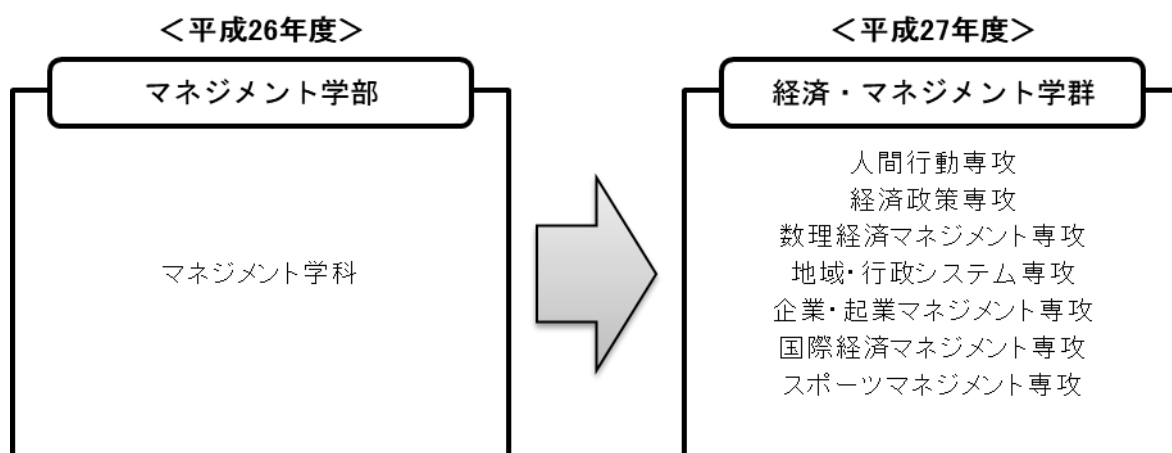
これらの教育研究活動を推進するため、10の教職協働センターを置き、各々が担当する取組み等について議論をしている。



【教育組織】

「来るべき社会に活躍できる人材の育成」という教育の基本理念及び学則で定めている大学の目的を踏まえ、組織を設置するとともに、時宜に応じた改編を行っている。

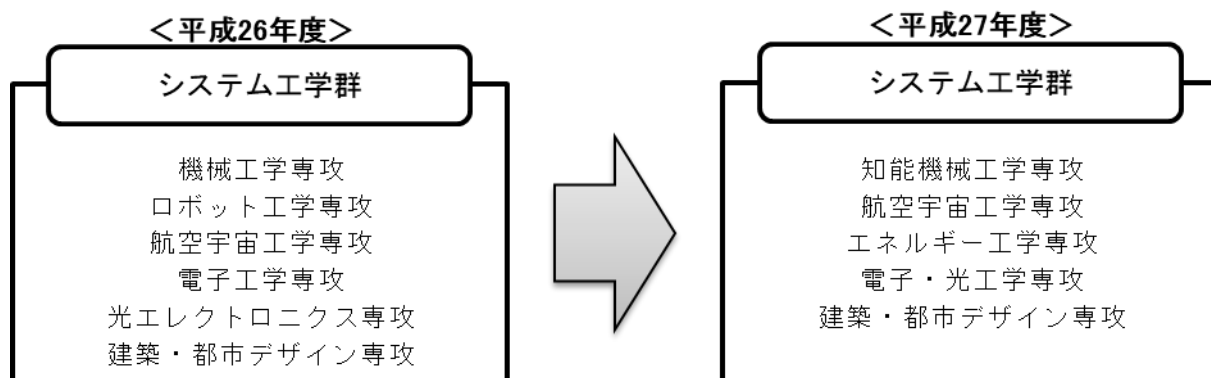
例えば、複雑化する国際関係や少子高齢化する日本における経済社会、地域経営の課題を克服する時代の要請に応えられる人材育成や研究、社会貢献を目指し、平成 27 年度に、経営系の学部であるマネジメント学部を、経済系の分野を追加して経済・マネジメント学群として改組した。



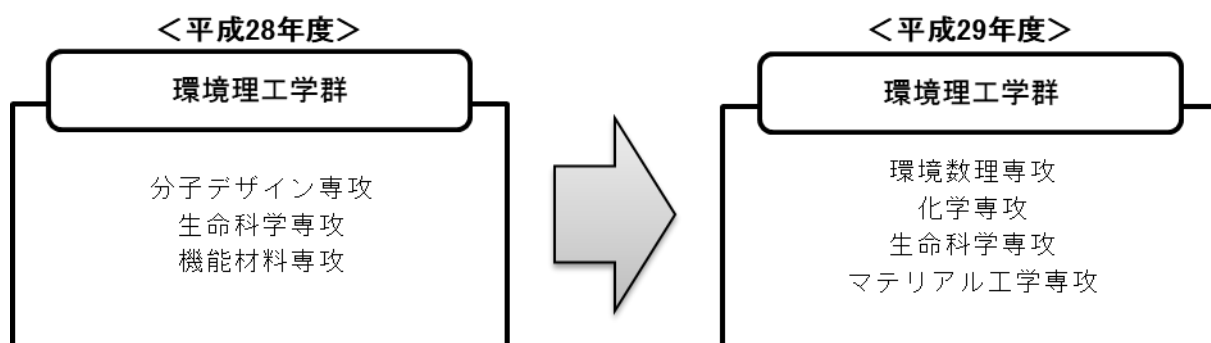
経済・マネジメント学群の目的は、「多様な価値観により社会を俯瞰的に捉え、経済学、経営学などの基礎知識を有することで社会経済における諸課題を分析し理解し、或いは統合して活用することで社会システムを設計しマネジメントできる知恵を持ち、高度なマネジメント能力を実践できる人材を養成すること」としている。

そのほか、学士課程において、多様な学際領域で活躍できる柔軟な視野と思考力をもった人材の育成を目指し、学群・専攻制を取り入れているが、その各専攻と修士課程におけるコースの構成は、学士・修士一貫教育を前提とし、教育センターにおいて継続的に見直しが行われてきた。例えば、平成 25 年度及び平成 29 年度に環境理工学群、平成 27 年度にシステム工学群の専攻を再編している。

システム工学群の専攻再編を取りあげると、多様化する社会の要請を鑑みて置かれていた 6 専攻に対し、応用技術に関する教育よりもそれらの基盤となる教育を行うことを重視した内容に変更するとともに、エネルギーの確保が地球規模で重要な課題であることを考慮し、次世代エネルギー開発に従事できる人材の育成及び省エネルギーを考慮したシステム設計ができる人材の育成を目指したエネルギー工学専攻を新設し、5 専攻に精査した。



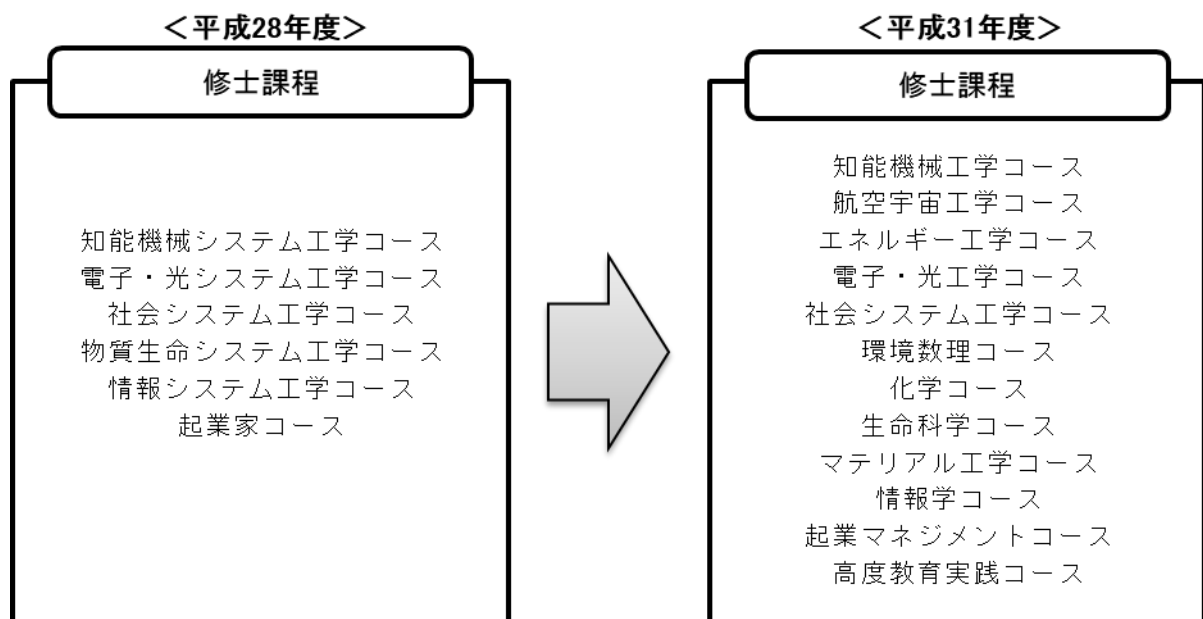
また平成 29 年度の環境理工学群の専攻再編においては、社会的要請の高まっているデータサイエンス、シミュレーション学及び環境設計学の 3 分野を体系的に修得したうえで、さらにそれらを統合して自在に活用するスキルをもった人材を育成するため、環境数理専攻を新設し、修士課程との連続性の観点から、分子デザイン専攻を化学専攻として、機能材料専攻をマテリアル工学専攻として再編した。



専攻は、教員が所属する組織ではなく専門科目のパッケージであり、履修モデルの役割を果たしている。学群・専攻制の導入により、学問の進歩と社会変化に応じた機動的な専攻の改編が可能になった。

修士課程においては、全国的に理工系の大学院進学率が高まりつつあること、企業等の技術系の採用において、修士課程を修了した人材を求める傾向が強まってきたことを意識し、学士課程からの連続したカリキュラムを整備し、学群の専攻と関連したコース編成を検討してきた。その結果、平成 29 年度及び平成 31 年度に段階的に修士課程コースを再編することとした。

主として社会人を対象とした起業家コースは、開設時から築き上げてきた「新たな価値を創造する」を表す意味での「起業」に、組織の課題解決や価値創造を不断に実現していくことを表す「マネジメント」という概念を統合し、平成 29 年度に起業マネジメントコースとして改編した。



【研究組織】

<研究本部>

研究本部は、研究の遂行及び次世代技術の開発を推進する組織として設置している。また、研究の基本理念である「世界の未来に貢献できる研究成果の創出」を果たすべく、総合研究所及びフューチャー・デザイン研究所の2つの研究所を所轄している。

（総合研究所）

総合研究所は、平成11年度に、産官学に存在する各種プロジェクトの発掘、企画、推進を図ることを目的として開設、その後平成15年度からは、先端的研究、大規模研究、世界的企業との共同研究を行う機関として充実を図ってきた。平成21年度の公立大学法人化にあたり大幅な改編を行い、「学術研究の領域において世界最先端を競うことを使命とする」と再定義し、運営を行っている（根拠資料3-1、3-2【ウェブ】）。

平成27年度以降は、総合研究所に所属して研究活動を行う研究センター及び重点研究室を、毎年度学内で公募しており（根拠資料3-3）、審査したうえで学長が設置している。平成30年度の総合研究所の体制は、次のとおりである。

研究センター	重点研究室
Center for Human-Engaged Computing	視覚・感性統合研究室
アドバンスロボティクス研究センター	統合量子素子研究室
ナノテクノロジー研究センター	構造ナノ化学研究室
脳コミュニケーション研究センター	インフラサウンド研究室
物質創成工学研究センター	客員研究室
マテリアルデザインセンター	生涯心理・脳科学客員研究室

（フューチャー・デザイン研究所）

フューチャー・デザイン研究所は、持続可能な社会を実現する社会システムの構築を目指す研究に取り組んでおり、最先端分野の研究活動を行っている。高知発の新学術分野を重点的に推進し、また世界に発信することを目的に、平成 29 年度に総合研究所から独立する形で開設され、「世界の未来に貢献できる研究成果の創出」という基本理念を、総合研究所とともに牽引する役割を担っている（根拠資料 3－4、3－5【ウェブ】）。

<地域連携機構>

平成 21 年度の公立大学法人化に際し、「地域社会との連携と貢献」という基本理念のもと、高知県の活性化を支援する新しい組織として、平成 12 年度に産学連携の拠点として開所された「連携研究センター」の発展的改組を行い、ハード（工学）・ソフト（マネジメント）の両面から地域社会に貢献することを目的とする「地域連携機構」を設置した。

地域連携機構は、多彩な分野の先端研究を地域に活かす「連携研究センター」と、文理統合による社会シミュレーションと政策・経営ソリューションの創造を目指す「社会マネジメントシステム研究センター」、これら地域連携機構の活動の社会実装に向けた体系化を目指す「社会連携センター」、地域の暮らしや文化の価値を再発見するとともに、新たな価値を創造し、次の世代の育成と持続可能な地域社会の継承にむけた試みに挑戦する「地域共生センター」の 4 つから構成され、専門性に基づいた、地域社会との連携と貢献を推進する体制を構築している（根拠資料 3－6、3－7）。

以上のように、大学の理念・目的に沿って、学群・研究科、研究所等を設置するとともに、改善等を行い、それぞれが理念・目的を果たすべく運営がなされている。

特に教育組織においては、学問の動向、社会的要請、国際的環境等を踏まえ、常に改善を重ねており、例えば前述の学士課程の専攻及び修士課程のコース再編の場合、6年一貫教育の体制を整備するとともに、修士課程進学を推進する施策を実施した結果、進学率の向上につながるなどの成果があがっている（根拠資料3－8）。

このように、適切に教育研究組織等を設置または改善しているといえる。

点検・評価項目②： 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：教育研究組織の構成に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

教育研究組織の構成については、社会の動向や学術分野の将来性、育成する人材に対する社会からの要請、学生の志望動向等をもとに、時代の趨勢・推移に適切に対応できているかを絶えず自己点検・評価している。

本学における大規模な改革、例えば近年では平成20年度のマネジメント学部新設、平成21年度の工学部再編及び地域連携機構開所、平成27年度の経済・マネジメント学群へのマネジメント学部の改組、平成29年度の修士課程コース再編及びフューチャー・デザイン研究所開所は、学長のリーダーシップのもと、その都度、検証と実行を行ってきた結果である。

教育組織に関しては教育センターが、研究組織に関しては研究本部及び事務局研究連携部が具体的な検討の中心となるが、いずれにおいても学長のリーダーシップが強く発揮される。特に学部新設や改編といった重要な案件に関しては、学長・副学長を中心に、全学から適切なメンバーが集められ、検討が行われる。最終的な組織決定は、教育研究審議会が行う。

例えば、前項に詳述したとおり、学士課程における専攻及び修士課程におけるコースの構成は、教育センターにおいて継続的に見直しが行われてきた。平成25年度及び平成29年度には環境理工学群の専攻を再編し、平成27年度にはシステム工学群の専攻を再編、平成29年度及び平成31年度には修士課程のコースを再編した。

一方、総合研究所における研究センター等の構成は、毎年度、活動状況報告やヒアリング等により検証が行われ、見直しが行われている。見直しと併せ新たな研究センターの公募も行われ、例えば平成 29 年度には、インフラサウンド研究室を設置した（根拠資料 3－9）。同様に、将来性の高い学術分野を取り扱うフューチャー・デザイン研究センターは、総合研究所から独立させ、フューチャー・デザイン研究所へと発展的改組を行った（根拠資料 3－4）。

これら自己点検・評価に基づく教育研究組織の改善・向上の結果は、毎年度及び中期目標期間ごとに業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会による確認・指摘等を踏まえたのち、高知県公立大学法人評価委員会へ提出し、評価を受けている。また業務実績報告書及び評価結果は、法人 Web サイト、大学 Web サイト等で公開している（根拠資料 3－10【ウェブ】、1－8【ウェブ】）。

以上から、教育研究組織の適切性は外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認されており（根拠資料 3－10【ウェブ】）、また PDCI の結果として具体的改善も行われていることから、専攻・コース再編、総合研究所研究センター、教育研究組織に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

教育組織については、「来るべき社会に活躍できる人材の育成」という教育の基本理念及び学則で定めている大学の目的を踏まえ、組織を設置しているが、前述のとおり、常に時宜に応じた改編を行っている。特に、学問の進歩と社会変化に応じた機動的な改編を可能としているのは、学群・専攻制の導入によるところが大きい。また、6 年一貫教育の観点から、学士課程と修士課程との連続カリキュラムを実現するため、学群・専攻制を活かし、各専攻に接続する形でコースを改編した点は、特筆できる。

研究組織については、第 8 章に詳述するとおり、将来性が見込める研究を本学の代表的研究として発展軌道に乗せるため、平成 27 年度から総合研究所において研究活動を行う研究センター及び重点研究室を、毎年度学内で公募するとともに、活動状況報告やヒアリング等による検証を通じて見直すことで、研究体制を整備している。これらは、新たな研究活動を行う体制構築及び既存の研究センター等を検証する仕組みとなっており、平成 29 年度にはフューチャー・デザイン研究所が総合研究所から独立し、実績をあげている。

今後も柔軟で機動力のある体制を十分に活かし、教育研究組織の在り方を検討していく。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

以上のように、大学の基本理念である教育・研究・社会貢献の3つを軸とし、目的に沿った学群・研究科の教育組織及び研究所等の研究組織を適切に設置し、また定期的な点検・評価に基づく改善に向けた取組みを実施している。平成20年度のマネジメント学部設置、平成21年度の工学部再編及び地域連携機構開所、平成27年度のマネジメント学部から経済・マネジメント学群への改組、平成29年度の修士課程コース再編及びフューチャー・デザイン研究所開所等は、いずれも、改善に向けた検証・評価の結果である。特に総合研究所においては、毎年度、所属する研究センター等の実績を評価し、一方で新たな研究センター等を公募することで、組織の改廃による戦略的研究活動の推進を行っている。

今後も学長のリーダーシップのもと、大学を取り巻く環境を鑑みつつ、教育研究を継続するうえで必要な改編等を実施していく方針であり、現在も新しい分野の教育研究について議論を進めている。

第4章 教育課程・学修成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：授与する学位ごとに、課程修了にあたって学生が修得すべき知識、技能、態度等、求められる学修成果が示されているか

評価の視点②：上記は当該学位にふさわしい内容か

評価の視点③：学位授与方針は適切な方法で教職員・学生に周知され、社会に公表されているか

学士課程の学位授与方針については、平成25年度に、学士課程全体及び学群・学部ごとの方針を定め履行してきたが（平成27年度設置の経済・マネジメント学群については平成26年度に制定）、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の3つの方針が有機的に連携するよう、また本学において取り組んでいる学士から修士までの6年間のつながりを重視した方針とするべく、平成29年度に再度、教職協働の教育センターにおいて議論を開始し、平成30年度に改正を行った（根拠資料2-7）。

学位授与方針の改正にあたっては、授与する学位ごとに、必要とする能力や知識について箇条書きで明記することとした。以下に、学士課程全体及び学群ごとの学位授与方針の一例として、システム工学群の学位授与方針を掲載する。

<学士課程全体>

高知工科大学は、教育の基本理念として「来るべき社会に活躍できる人材の育成」を掲げ、広い教養を備え深い専門知識と優れた人間性を持つ想像力豊かな人材を養成します。その実現のために、以下のような能力を身に付け、学則に定める卒業要件を満たした者に対して学位を授与します。

1 自発性・創造性

自ら問題を発見・提起し、目標を定め、そこに到達する技法を見出し解決することができる自発性と創造性

2 システム的視点

分野を超えた知識や視野を持ち、物事をトータルなシステムとして捉え最適化することができる能力

3 国際的思考とコミュニケーション能力

グローバル化が進む社会の中で、自らの考えを発信するために必要とされる国際的な視野とコミュニケーション能力

4 専門能力

社会の潜在的な要求を察知し、それを実現するための方策を見出すことができるなど、社会で十分に活躍できる高度な専門能力や技能と視野

<システム工学群>

システム工学群の設定した科目の学修を通じて、広い視野を持って社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、以下の知識および能力を身に付けた者に対し、学士（工学）の学位を授与します。

- 1 システム構築の基盤となる機械、電子、建築土木の工学分野に共通する基礎知識
- 2 機械、電子、建築土木いずれかの分野における高度な専門知識
- 3 日々進歩する技術に柔軟に対応できる能力

学士課程全体の方針においては、本学が定める教育の基本理念のもと、広い教養を備え深い専門知識と優れた人間性を持つ想像力豊かな人材を養成することを目的に、自発性・創造性、システムの視点、国際的思考とコミュニケーション能力、専門能力の4項目を、学士課程修了にあたって学生が共通して身に付けるべき能力として定めている。

これに加える形で、学群ごとの学位授与方針においては、当該課程修了にあたって学生に求める学修成果を定めている。例えばシステム工学群では、広い視野を持って社会に貢献できる人材を養成することを目的に、機械工学、電気電子工学、建築土木工学の分野を有している特徴を踏まえ、それぞれの工学分野に共通する基礎知識及びいずれかの工学分野における高度な専門知識、ならびに日々進歩する技術に柔軟に対応できる能力を、求める学修成果として定めている。学士課程全体の方針で定められた学修成果と合わせ、システム工学群で定められた学修成果を達成することにより、学士（工学）の授与に相応しい能力や知識を修得したといえる。

大学院については、広範囲にわたる工学系の領域を融合させた総合的な教育・研究により、科学技術の発展に貢献できる人材を養成することを目的に、修士課程及び博士後期課程ごとに、求める能力等について定めている。

これら学位授与方針については、大学 Web サイトで公開しているほか、学生募集要項や入学時に配布する学生便覧等に明記することで、適切に周知、公表している（根拠資料 1－3【ウェブ】、4－1、1－4）。また大学院へ進学する学生に対しては、個別にオリエンテーションを行い、周知を図っている。

以上のとおり、授与する学位ごとに、当該課程に適した課程修了にあたって、学生が修得すべき知識・技能等を示し、これらを大学 Web サイトや学生便覧、学生募集要項等に

において教職員・学生にわかりやすく示していることから（根拠資料 1－3【ウェブ】、4－1、1－4）、学位授与方針を適切に定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②： 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：授与する学位ごとに、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示す、教育課程の編成・実施方針を設定しているか

評価の視点②：上記は学位授与方針に沿ったものであるか

評価の視点③：教育課程の編成・実施方針は適切な方法で教職員・学生に周知され、社会に公表されているか

前項に記載した学位授与方針同様、学士課程全体及び学群・学部ごとの教育課程の編成・実施方針を、教育センターを中心とした教学マネジメントのもと定め、履行してきたが、3つの方針が有機的に連携するよう、また学士から修士までの6年間のつながりを重視した方針とするべく、平成 29 年度に再度、教育センターにおいて議論を開始し、平成 30 年度に改正を行った（根拠資料 2－7）。

学士課程においては、学士課程全体及び学群ごとに、教育課程の編成・実施方針を定めている。以下に、学士課程全体及び学群ごとの教育課程の編成・実施方針の一例として、システム工学群の教育課程の編成・実施方針を掲載する（一部省略）。

<学士課程全体>

「人が育つ大学」として、学生が主体的・能動的に学び、成長していくことを重視した教育課程を編成します。

集中的受講による教育効果の向上と留学をはじめとする学外学修の促進を狙う「クォータ制」を基本としているほか、学生の自主性を尊重する「全科目選択制」、自学・自修を促す「専門科目の時間割上の集中配置」、「1 年次からの専門科目履修」は、本学カリキュラム編成上の大きな特徴です。

また、「専攻・副専攻制」によって、専門分野に加え、関連する領域を理解する学際的な学びを促します。

○カリキュラムの構成

教育課程は、全学群に共通の「1 共通科目」と各学群が提供する「2 専門科目」で構成されています。

1 共通科目

「人文・社会科学等科目」と「自然科学等科目」は、社会人として必要な知識や基礎力を培うとともに、豊かな人間性と創造性の涵養を目指す科目群で、それぞれ「基礎科目」と「教養科目」に分類しています。

（1）人文・社会科学等科目

①基礎科目

「英語科目」とキャリア形成支援系の「人材育成科目」で構成する科目群です。英語は、読む、書く、聞く、話すことができる学習とともに、活きた英語に触れる機会を提供します。人材育成科目では、入学時の導入教育から、自己管理能力・生涯学習力を高めるキャリア教育科目を体系的に配置します。

②教養科目

法律、歴史、文化・芸術分野のほか、英語以外の外国語科目等を提供します。

(2) 自然科学等科目

①基礎科目

「数学科目」と「情報処理科目」を提供します。数学は、習熟度に応じた段階的な学習プログラムにより、専門科目の理解に必要な数量的スキルを身に付けます。情報処理科目は、情報通信技術の基礎を理解するとともに、当該技術の活用や活用する際のモラルなどの情報リテラシーを身に付けます。

②教養科目

専門科目を学ぶうえで必要となる物理学、化学、生物学等の科目を配置します。

2 専門科目

「専門基礎科目」、「専門発展科目」、「専攻領域科目」に大別し、各学群・専攻において学位授与と専攻修了に必要な取得単位数を設定するとともに履修モデルを提示することによって体系的な学修を支援します。また、工学系の3つの学群については、「工学系共通科目」を配置します。

(1) 工学系共通科目

工学系の3つの学群については、技術者に求められる素養を育む科目を配置します。

(2) 専門基礎科目

それぞれの分野の根幹となる基礎的な科目を配置します。

(3) 専門発展科目

各自の興味や関心に応じたより深い探求心に応えられる応用的な科目を配置します。

(4) 専攻領域科目

より高度で先端的な科目や学士課程の集大成となる卒業論文に向けた科目を配置します。

○教育の方法

- ・講義、実験、演習、フィールドワーク等を組み合わせた授業を提供します。
- ・英語科目、数学科目については、習熟度別の少人数クラスで授業を実施します。
- ・学生による授業評価を実施し、科目とカリキュラムの改善を図ります。

○学修成果の評価

- ・成績は、試験のほか、レポート、発表等を総合的に勘案して評価します。
- ・科目毎の具体的な評価方法については、シラバスで公開します。
- ・GPAに基づく成績評価を実施します。

<システム工学群>

大学全体の共通科目に加え、工学の基幹をなす機械工学、電気電子工学、建築土木工学に関する知識を横断的に学修できる専門科目を提供します。

○カリキュラムの構成

(1) 工学系共通科目

環境理工学群、情報学群と共通した科目群で工学全般に関わる概論系の科目を中心に構成しています。

(2) 専門基礎科目

技術者に広く求められる物理や数学科目のほか、各専攻に共通的な基礎科目、専攻での学修の基礎となる科目を配置しています。

(3) 専門発展科目

専攻分野の学びにおいて根幹をなす科目群を配置しています。

(4) 専攻領域科目

専攻領域をより深く学ぶための科目群と卒業研究によって構成されています。

○特色

専攻に属さない1年次に分野共通の基礎科目を配置し、機械系、電子系、建築土木系の基礎力を広く身に付けたうえで、各専攻の専門分野を学んでいきます。

○専攻

「知能機械工学」、「航空宇宙工学」、「エネルギー工学」、「電子・光工学」、「建築・都市デザイン」の5つの専攻に、それぞれ履修モデルと修了要件を設定しています。

<知能機械工学専攻>

- ・ 機械工学の基礎となる4つの力学と制御工学をしっかりと身に付け、その応用力を養います。
- ・ コンピュータの応用やメカトロニクス教育を重視します。
- ・ 実験や設計科目を履修することによって、ものづくりを実践的に行うための能力を身に付けます。

(以下省略)

学士課程全体では、学生が主体的・能動的に学び成長していくことを目的とし、学位授与方針を達成するために、自発性・創造性を高めるための「全科目選択性」や専門能力を高めるための「1年次からの専門科目の履修」、国際的思考とコミュニケーション能力を高めるための「英語科目」の配置や「クォータ制」を利用した留学の促進など、本学の教育上の特徴について明示するとともに、カリキュラムの構成、教育の方法、学修成果の評価について定めている。

学群（授与する学位）単位では、専門科目の科目区分ごとの概要及び学群での教育上の特色、学群に置かれる専攻について定めるとともに、各専攻においては、身に付けるべき専門知識等について具体的に定めている。

例えばシステム工学群においては、学位授与方針に定める「システム構築の基盤となる機械、電子、建築土木の工学分野に共通する基礎知識」を身に付けるため、専門基礎科目において、技術者に広く求められる物理・数学科目のほか、「システム工学基礎実験」「CAD・図学」等の実験・演習科目を中心に配置している。また、「機械、電子、建築土木いずれかの分野における高度な専門知識」及び「日々進歩する技術に柔軟に対応できる能力」を身に付けるため、専門発展科目及び専攻領域科目を配置している。さらに、これらの知識や能力を段階的に効率よく修得できるよう、5つの専攻それぞれに、履修モデルと

修了要件を設定することを定めている。各専攻の履修モデル及び修了要件は、学生便覧において学生に周知している（根拠資料 1－4、4－2）。

大学院においては、修士・博士の課程ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。専門分野に偏ることなく、物事を多様な視点からとらえることのできる広い視野を持った人材を育成することを目的とし、高い研究者倫理観及び技術者倫理観を養うことを明示するとともに、各課程におけるカリキュラムの構成及び学修成果の評価について定めている。また修士課程の各コースにおいて、具体的に身に付ける専門知識や応用力等について定めている。

これら教育課程の編成・実施方針については、前項に記載した学位授与方針同様、大学 Web サイトで公開しているほか、学生募集要項や入学時に配布する学生便覧等に明記することで、適切に周知、公表している（根拠資料 1－3【ウェブ】、4－1、1－4）。また大学院へ進学する学生に対しては、オリエンテーションを行い、周知を図っている。

以上のとおり、授与する学位ごとに、学位授与方針に沿って、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示す教育課程の編成・実施方針を設定し、大学 Web サイトや学生便覧、学生募集要項等において教職員・学生にわかりやすく示していることから（根拠資料 1－3【ウェブ】、4－1、1－4）、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目③： 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点①：各学群・研究科の教育課程編成にあたり、以下は達成できているか

- ・教育課程の編成・実施方針（各学群等の教育研究上の目的、学位授与方針で求める学修成果）に沿った授業科目が開設されているか
- ・専門分野の学問体系を踏まえているか
- ・順次性に配慮した編成となっているか

本学は、学士課程全体の教育課程の編成・実施方針において「「人が育つ大学」として、学生が主体的・能動的に学び、成長していくことを重視した教育課程を編成する」と定め、これに基づき教育課程を編成・実施している。

学士課程においては、共通科目と専門科目とを年次で分離せず、1年次から専門科目を履修できる体系的な4年一貫又は修士課程を含む6年一貫のカリキュラムを編成している。1年次から専門の面白さに触れることで、学修意欲を向上させ、何を専門に学びたいのか、早期に気づきを得ることができる（根拠資料 4－3、4－4）。

共通科目には、豊かな人間性と創造性を涵養するため、人文・社会科学等科目と自然科学等科目を配置し、それぞれ、中央教育審議会の答申を踏まえ、基礎科目と教養科目とに分類している。人文・社会科学等科目では、「英語科目」、実務経験豊富な教育講師が初年次教育からキャリア教育を一貫して行うキャリア形成支援系の「人材育成科目」、法律、歴史、英語以外の外国語科目（放送大学科目）等を中心とした科目を提供している。特に人材育成科目では、キャリアプランニング能力や職業人としての意識形成を促す学びを提供することで、社会に必要な能力形成に取り組んでいる。また自然科学等科目は、「数学科目」「情報技術系科目」をはじめ、物理学、化学、生物学等を中心とした科目から構成されている。なかでも「情報技術系科目」では、超スマート社会に適応するために必須となるコンピュタリテラシー、情報言語や理論を学ぶための科目を提供している。なお、英語、数学においては、習熟度別のクラス編成を実施して、専門科目を学ぶために必要な基礎学力を確実に身に付ける教育体制を設けている（根拠資料1－4）。

専門科目は、①専門基礎科目、②専門発展科目、③専攻領域科目に大別し、①→②→③と深化するよう構成することで、体系的に理解できるようにしている。さらに工学系3学群においては、技術者に求められる素養を育む「工学系共通科目」を配置している。例えば、科学技術論や技術者倫理など、工学系3学群に共通する基礎科目群である。

「専門基礎科目」は、広く工学の基礎を学び、その後の専門科目を理解するうえで根幹となる基礎科目で、時間割上は1年次及び2年次に配当されている。「専門発展科目」は、各専門分野に対応した科目群で、2年次及び3年次に配当されている。「専攻領域科目」は、これまで学んだことをより深く理解し、専門領域を掘り下げるための実験科目や、専門分野の完成を目指す「卒業研究」などの科目群で、3年次及び4年次に配当されている。

そして、これら専門科目を専攻ごとにパッケージ化し提供する「専攻・副専攻制度」を導入することで、体系的なカリキュラム編成を実現している。この制度により、ひとつひとつの専攻が履修モデルとして機能し、体系化された科目履修が容易となる（根拠資料4－2）。また、複数の専門領域（専攻）を学ぶことで、幅広い基礎作りが可能となり、広い視野を持った人材育成につながっている。システム工学群5専攻（知能機械工学、航空宇宙工学、エネルギー工学、電子・光工学、建築・都市デザイン）、環境理工学群4専攻（環境数理、化学、生命科学、マテリアル工学）、情報学群4専攻（情報と人間、情報とメディア、情報通信、コンピュータサイエンス）、経済・マネジメント学群7専攻（人間行動、経済政策、数理経済マネジメント、地域・行政システム、企業・起業マネジメント、国際経済マネジメント、スポーツマネジメント）において、それぞれの専門分野の科目を提供している。

教育課程の編成について、システム工学群の例で説明すると、まず1年次では、機械、電子、建築土木の工学分野に共通する基礎知識として、「力学」「材料力学」「電気回路

基礎」等の科目に加え、力学や電磁気学等を学ぶうえで必要な基本理解を深め、基礎的な実験スキル及びレポートにまとめる能力を修得するため、「システム工学基礎実験」「システム工学実験」といった実験科目を配当している。2年次では、「工業数学」や「流れの科学」といった専門基礎科目を引き続き配当するとともに、「機械力学1」「通信概論」「構造の力学1」といった、専攻分野の学びの根幹を成す専門発展科目を配当している。さらに、3年次から、5つに分かれる専攻ごとの専門性の高い科目として、例えば智能機械工学専攻においては、「メカトロニクス」や「制御工学」等の専門発展科目に加え、「人工知能システム」や「材料と強度」といった、専攻領域を深く学ぶための専攻領域科目を配当している。4年次には、学びの集大成となる「卒業研究」を専攻領域科目として配当している。このように、教育研究上の目的及び学位授与方針で定める、各工学分野に共通する基礎知識と高度な専門性を身に付け、広い視野を持って社会に貢献できる人材を養成する目標を達成するため、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性のある体系的なカリキュラム編成を行っている。

一方、修士課程及び博士後期課程においては、学士課程の教育をさらに発展させた教育課程を編成している。

例えば修士課程における共通科目では、数学、英語など、専門分野を学ぶうえで必要な数理科学の知識や、国際社会で活躍するために必要な知識、情報発信力を育む科目を配置している。専門科目は、「専門領域科目」及び「研究領域科目」として編成し、「専門領域科目」では、専門分野ごとに設定された教育プログラムである「コース」が、高度な専門知識から最先端の技術や研究成果までを体系的に学ぶ科目を提供している。「研究領域科目」は、セミナーや演習を中心に、課題解決に必要な実践力や応用力を養成するための科目群であり、スクーリング重視の専門領域科目と実践系の研究領域科目を万遍なく学べるよう、平成29年度に新たな科目群として整理した（根拠資料1－4）。修士課程の各コースは、学士課程との整合性、連続性を担保するために、学士課程の専攻と原則呼応しており、平成31年度からは12コース体制となる。

体系的に編成された教育課程を効果的に実施するため、本学は、開学当初から講義科目のほぼすべてをクォータ制（4学期制）で運用している。クォータ制は、少ない科目を短期集中で学ぶため、高い学修効果が期待できる。また、基礎・発展・応用という順次性、あるいは履修前提科目という前後関係を持つことが多い工学系科目を、体系的に時間割に配置することが比較的容易となっている。

また、学生各自の素養に応じた学修を可能とするため、本学では、開学当初から必修科目を設けない「全科目選択制」を導入している。この「全科目選択制」は、指導教員の適切な履修指導及び標準的な履修モデルを前提に機能するものであるが、クォータ制の特長を生かした年4回の成績状況の確認、指導教員による履修指導、各専攻における履修モデ

ルと修了要件の設定により、学生は、目的意識を持ち、自己の責任で主体的に履修計画を立てることができる。

教育課程は、学長のリーダーシップのもと、教育センターが中心となって、定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に向けた取組みを行っている。特に平成 25 年度から全学的に取り組んでいる科目の厳選では、確実な基礎及び専門知識の定着、学ぶ側、教える側の時間的、精神的ゆとり、きめ細やかな指導の実現を目的に、科目の見直しと再編を行い、学士課程において平成 25 年度時点で 442 あった科目数を、平成 30 年度には 395 科目とし、後述のように、平成 29 年度から、共通から専門までの主要科目を原則として 1 限から 3 限までに配置し、学生の学修時間や課外活動時間の確保を図った。

第 2 章に記載したとおり、教育センターには各学群が選出する教員が構成員として加わっており、教育センターが学長のリーダーシップのもと、全学一貫体制で教学マネジメントを推進しながらも、各学群選出教員を窓口として、各学群の考えを全体方針に適切に整合させている。全学内部質保証推進組織である教育研究審議会は、教育研究にかかる重要事項の審議機関であり、教育センターが行う重要な施策及び改善策等は、すべて教育研究審議会において審議され、その適切性が点検されている。教学マネジメントの一環として、教育課程の編成についても、上記の枠組みで決定がなされている。

以上のとおり、学士課程においては、学士課程全体の教育課程の編成・実施方針に、本学のカリキュラムの特徴として「クォータ制」「全科目選択制」「専門科目の時間割上の集中配置」「1 年次からの専門科目履修」「専攻・副専攻制」を掲げ、また、共通科目及び専門科目の体系について「カリキュラムの構成」として定めており、これに沿った教育課程の編成・実施が行えている（根拠資料 1－4）。また、専門分野ごとの科目パッケージ（専攻）が履修モデルとして機能することで、体系性及び順次性に配慮できている（根拠資料 4－2）。修士・博士後期課程においても、教育課程の編成・実施方針に沿った、体系的な教育課程の編成が行えている（根拠資料 1－4）。以上から、本学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④： 学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点①：授業内外の学修を活性化し、効果的に教育を行うためにどのような措置が講じられているか

評価の視点②：以下の状況はどうか

- ・教育課程の編成・実施方針（各学群等の教育研究上の目的、学位授与方針で求める学修成果）に沿って、授業形態・授業内容・授業方法に工夫が施されているか
- ・シラバスは適切に作成され、活用されているか
- ・履修指導は適切に行われているか
- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置がとられているか

【学修の活性化、効果的教育のための措置】

本学は開学当初から、全学的に、講義科目のほぼすべてをクォータ制（4学期制）で運用している。1つのクォータは約8週間で構成されており、2単位の講義科目の場合、週2回で計16回の講義回数を確保している。クォータ制により、少ない科目を短期集中で学ぶことによる学修効果と、基礎から段階的に学ぶ積み上げ型の工学系教育を可能にしている。またクォータ制には、海外留学等に柔軟に対応できる長所もある。

クォータ制に加え、「全科目選択制」「1年次からの専門科目履修」を全学的に導入しているが、これらは、学生の興味・関心を喚起し、学修に対するモチベーション、自主性を高め、自学・自修を促すための措置である。これら制度の実効性を高める履修指導については後述する。

学長のリーダーシップのもと、教育センターが中心となって、近年、①時間割の1～3限への集約化、②グローバル教育の充実、③工学系を対象とする6年一貫教育の推進、④成績上位層向け支援の新設に取り組んできた。

まず、「①時間割の1～3限への集約化」では、共通から専門までの科目を原則1限から3限に配置することで、空いた4、5限の時間を、学生の学修や生活状況に合わせ、自主学修や課外活動等の時間として活用できる環境づくりを目指した。平成27年度から教育センターで検討を進め、平成29年度の時間割から実施した。空いた4、5限の活用方法は、演習時間として活用している情報学群の事例を参考にして、演習を新たに時間割に組み込む学群が増えている。情報学群では、時間割の1～3限への集約化以前から、学群独自の取り組みとして「専門科目演習」を設けてきた。これは単独の授業科目ではなく、該当するクォータに配置されている学群専門科目すべてのための演習時間として用意されており、履修学生全員の水準維持及びレベルアップなどを目的としている。これに倣い、他学群でも、4、5限を当該クォータや学期に開講する専門科目の演習時間として活用し、科目ごとに日・時間を分けて、演習問題の解説、小テスト、補講などにあてている。正課授業以外では、「学生提案型企画活動支援」制度を設け、自主学修グループを全学的に募集し、学生が自主学修を行うために必要な教室確保や教材等の支援を行った。実際に支援が決定した活動は、専門科目の学修や教員採用試験対策のための学修、語学力向上の

ための学修、国際プログラミングコンテスト予選突破を目指した学修まで多岐にわたっており、学生が4、5限を中心に多様な自主学修活動に取り組んでいる様子が伺える。また、平成27年度から学生の学修・生活状況の把握、検証のために行っている学生生活アンケートにおいて、1週間あたりの授業時間外の学修時間が5時間以上であると回答した学生（3年生以下）が、平成29年度は前年度の33.9%から39.2%に増加した（根拠資料4-5）。

「②グローバル教育の充実」では、グローバル社会に必要な能力の修得を証明する「ジョン万次郎プログラム」を平成26年度から開始した。これは、正課授業と正課外学修や活動をポイント化し、プログラム修了要件を満たすポイントを獲得した学生に、修了証を発行するプログラムである。プログラム修了に加え、特に高度な英語力や国際経験を持つ学生は、本学の「大使」として海外に本学の魅力を伝えていく「KUT Youth Ambassador」に任命している。平成31年3月末までにプログラム修了者を12名、KUT Youth Ambassadorを5名輩出し、海外大学で1年の研究留学を行う学生、外資系企業に就職する学生、海外で就職する学生、海外の大学院進学を目指す学生等が出ている。また平成27年度からは、3層のグローバル人材像（一般教養型、キャリアアップ型、グローバル・リーダー型）を入学時に示し、目指す人材像に応じて、英語授業や国際プログラムを活用できる活用モデルを示すことで、より学生が利用しやすい環境とした。他にも、英語学修に特化したアクティブラーニングスペース「E-Square」の各キャンパスへの開設、派遣講師によるTOEIC対策講座や英会話クラスの学内開講及び受講料の支援、TOEIC・IP試験の年4回の実施など、学生の学修意欲を支援する取り組みを行っている（根拠資料4-6）。

昨今、中央教育審議会でも重要事項となっている「③工学系を対象とする6年一貫教育の推進」では、学士課程から修士課程まで連続したカリキュラム編成とするため、平成27年度から学士課程の専攻と呼応する形で修士課程のコース再編を行うとともに、それに伴い、科目の配当年次変更や新設等を行った。また、修士課程に学内進学予定の学士課程4年次生が、学外で研究活動やインターンシップ等を行う場合に奨学金を給付する「長期学外学修プログラム」制度を平成30年度から開始し（根拠資料4-7）、多様な学びの支援を行う環境づくりを行った。さらに、学士課程3年次生向けに、修士課程への進学のメリットや経済的支援制度等をまとめたパンフレットを作成し、各学群のオリエンテーションで配布、説明を行った（根拠資料4-4）。これらの支援策の結果、平成30年度の修士課程学内進学者は、前年度と比較して31名（31%）増の130名となった（根拠資料3-8）。

「④成績上位層向け支援の新設」では、特待生として学士課程に入学した学生と、特待生以外で入学し1年次の成績が優秀で学群の推薦を受けた学生を対象とする、「KUTアドバンスプログラム」を平成26年度から開始した（根拠資料4-8）。プログラムに

参加する学生は、研究室への早期配属、語学講座の優先的受講や学会等への参加に対する助成金支給等の支援を受けることができる。平成 30 年度現在、プログラムに参加する学生は 126 名（学士課程学生の 5.5%）である。平成 30 年度にはプログラムが 5 年目を迎えることから、これまでの成果の検証を、教育センターを中心に行い、才能ある学生の資質を伸ばす一助となるこのプログラムを、さらに充実、実効化させることを目指している。

その他、e ラーニングの導入・推進の一環として、学習管理システム（LMS=Learning Management System）を導入し、英語授業を中心に活用している。LMS は学内外問わずスマートフォンやタブレット端末からアクセス可能であるため、この特性を活かし、1、2 年次の英語授業では、授業時間だけでなく授業時間外の学修にも利用している。学修結果や履歴は教員と学生とで共有され、主体的な学びの促進と授業時間外学修時間の増加が期待できる。また、授業評価アンケートにおいて、学生が理解しやすい教え方、授業時間外学修を促す有意義な指示、適切な難易度の授業を目指す質問設定をしており、各教員が授業評価アンケートの数値を踏まえた授業改善を行うことで、学生の学修の活性化を図っている。

【教育課程の編成・実施方針等に沿った授業方法等】

本学は、学士課程における学位授与方針において、修了にあたって「専門能力」等と平行して身に付けるべき能力として、「自発性」を掲げている。学士課程全体の教育課程の編成・実施方針においても、「学生が主体的・能動的に学び、成長していくことを重視」するとして、「クォータ制」「全科目選択制」「専門科目の時間割上の集中配置」「1 年次からの専門科目履修」を特色としている。学士課程全体の教育課程の編成・実施方針には、「教育の方法」として、以下も定めている。

- ・講義、実験、演習、フィールドワーク等を組み合わせた授業を提供します。
- ・英語科目、数学科目については、習熟度別の少人数クラスで授業を実施します。
- ・学生による授業評価を実施し、科目とカリキュラムの改善を図ります。

学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に沿って、主体性・自発性を尊重し、育むために、クォータ制等の制度を継続し、また上記「教育の方法」に沿って、全学として、それぞれを推し進めている。

例えば「講義、実験、演習、フィールドワーク等を組み合わせた授業」に関しては、環境理工学群においては、生態学における空間データの利活用と地理情報システム（GIS）に関する科目で、景観生態学を学ぶ座学と GIS を用いた演習を行った後、河川でのフィールド調査と GIS 演習を行っている。

習熟度別クラスの授業編成は、英語・数学科目では入学当初にプレースメントテストを実施し、その結果に応じてクラス編成を行っている。学群により異なるが、2～4 のレベ

ルに区分し、結果として1年次生のクラスは、英語科目では30～40名程度、数学科目では30～60名程度が中心となっている。英語、数学科目以外でも、習熟度別クラス編成は実施されており、例えばシステム工学群では、1年次に多くの学生が履修する電気回路系の科目を習熟度別クラスに分けて行っている。これらの科目の成績評価は、習熟度が異なっても同一試験問題を利用する、同一基準で評価するなど、工夫して行っている。

修士課程においては、教育課程の編成・実施方針で「主指導教員1名と副指導教員1名が連携して履修と研究を指導します。また、研究指導とE-learningプログラムによる研究倫理教育を通じて、高い倫理観を養います」と定めており、これに沿って主指導教員が、副指導教員との連携により、各研究室において研究計画に沿った研究指導、セミナー指導を行うとともに、eラーニングプログラムを活用した研究倫理教育を実施している。研究倫理教育に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

（平成26年8月26日文部科学大臣決定、平成27年4月1日適用）に基づき、本学における研究倫理教育の実施に関し定めた高知工科大学における研究倫理教育の実施に関する要領により、修士課程の学生に対しても、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）によるeラーニングプログラム教材を利用した学修を推奨している（根拠資料4-9、4-10）。

博士後期課程においては、教育課程の編成・実施方針で「1人の学生に対し、主指導教員1名と副指導教員2名が連携し、独創的・創造的で社会的・学術的な貢献が期待できる研究を指導します。また、研究指導やE-learningプログラムによる研究倫理教育を通じて、高い研究者倫理観、技術者倫理観を養います」と定めており、修士課程同様、これに沿った教育が行われている。研究倫理に関するeラーニングプログラムの受講・修了は必須である。博士後期課程では、学位論文審査の半年～1年前に中間審査にあたる試験を実施して、研究の進捗確認だけでなく、学位授与方針に定める能力を順調に身に付けているかについて、指導教員を含む審査員が判定し、修了までの指導につなげている。

【シラバス】

シラバスについては、平成14年度以降、それまでの冊子体からWeb公開に切り替え、インターネット環境下であれば学外でも閲覧可能となっている（根拠資料4-11【ウェブ】）。これは学外者も同様である。シラバスは全授業科目を対象に作成しており、毎年、教育センターから全教員に対し、「授業科目の目的」「授業の概要」「到達目標」「授業の方法」「授業計画」「成績評価の方法・基準」

「教科書・参考文献の指示（ISBN（国際標準図書番号）利用）」「授業時間外学修（予習・復習等）」等が記載された「シラバス記載方法と見本」をもとに、シラバスを作成するよう指示している（根拠資料4-12）。具体的見本を示すことで、シラバスの質は

年々向上しており、学年ごとに実施するオリエンテーション等の機会に、履修登録前には必ずシラバスを参照するよう、全学生に強く指導している。シラバスに沿った授業が提供されているかどうかについては、全学生を対象とした授業評価アンケートの回答結果を、教務課において確認し、必要に応じ担当教員に改善を求めている。

【学修指導】

学生への学修指導としては、新入生合宿オリエンテーション、各年次での年度初めのオリエンテーション、毎クォータ初めの指導教員による履修指導を、主な取組みとして挙げることができる。新入生合宿オリエンテーションや各年次での年度初めのオリエンテーションには、すべての学生が参加し、学生としての心構え、履修に関すること（履修規程、履修登録方法、履修推奨科目、個別指導）、課外活動、就職活動（インターンシップ含む）等、多岐にわたる説明が行われる（根拠資料4-13）。必修科目を置かない全科目選択制やクォータ制等は、本学の教育課程の特色であるが、年度初めの履修登録と各クォータでの履修変更は、学年担任又は指導教員による指導のもとに行われる。この体制が、全科目選択制を可能としている。

本学においては、各教員が毎週1回、特定の時間帯に自室で待機する「オフィスアワー」制度を設けている。オフィスアワーの時間帯は、教員の居室とポータルサイトに掲示されており、学生は教員との面談に利用できる。教員室は教育研究棟のワンフロアに集中しており、教員室前のコモンスペースで学生からの質問、相談に応じることができる。また、入学直後からの少人数での導入教育「スタディスキルズ」を担当する教育講師が、研究室配属前の学生にとっては馴染みの深い教員として、様々な相談の窓口になっている。研究室配属が行われる3年次以降は、各教員が研究室単位でフォローしていくシステムとなっている。この他、学生に周知すべき重要事項は、学生があらかじめ携帯メールアドレス等を登録したポータルシステムを通じ、一斉送信を行って、迅速かつより確実な伝達に努めている。

【単位の実質化を図るための措置】

前述のとおり、本学はクォータ制のもと8週間で単位が授与されるが、2単位の講義科目の場合、90分授業を週2回行うことで、計16回の講義回数、計30時間の授業時間を確保している。単位の計算方法については学則に詳細を定めており、次項で詳述する。

年間履修科目の上限数を定めるCAP制は、学士課程において48単位以内と定めている（根拠資料4-14）。また前述したとおり、科目を1～3限に集約化する取組み、シラバス活用の徹底、さらには後述する、学生による授業評価アンケートの質問項目に、授業時

間外の学修に関する項目を入れることでの意識付け等、授業時間外の学修を促進する様々な措置をとることで、単位制度の趣旨に沿った学修時間と学修の質の保証を図っている。

教育方法等の見直しについては、前項の教育課程の編成同様、学長のリーダーシップのもと、教育センターが点検・評価、改善・向上を担っている。教育センターが全学一貫体制で教学マネジメントを推進しながら、教育センターに所属する各学群選出教員を窓口として、各学群の考えを全体方針と適切に整合させている。全学内部質保証推進組織である教育研究審議会は、教育研究にかかる重要事項の審議機関であり、教育センターが行う重要な施策及び改善策等は、すべて教育研究審議会において審議され、その適切性が点検されている。

以上のとおり、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うため、クォータ制、全科目選択制、1年次からの専門科目履修を継続し、新たに時間割の1～3限への集約化、ジョン万次郎プログラム等によるグローバル教育の充実、6年一貫教育の推進、成績上位層向けアドバンスプログラムの創設、授業評価による授業改善等を行ってきた。これらは、教育課程の編成・実施方針に定める主体的・能動的学びを促進するための施策であり、ひいては授業時間外の学修を促進し、CAP制ともあいまって、単位の実質化を図る施策でもある（根拠資料4-6、4-8、4-14）。シラバスの運用や履修指導も適切に行っており、これらの教育方法、教育指導の結果、学生からの授業評価は高い（根拠資料4-11～13）。以上から、本学は学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑤： 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点①：成績評価、単位認定は適切に行われているか

- ・成績評価・単位認定の方法・基準は明示されているか
- ・既修得単位は適切に認定されているか
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保する措置は講じられているか
- ・卒業・修了要件は明示されているか

評価の視点②：学位授与は適切に行われているか

- ・学位授与にかかる責任体制及び手続は明示されているか
- ・学位論文審査基準は明示されているか
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保する措置は講じられているか

【成績評価、単位認定】

本学での授業科目の成績評価は、平成 18 年度から GPA（Grade Point Average）制度を採用し、「AA、A、B、C、F」の 5 段階をもって行われている。AA は 4、A は 3、B は 2、C は 1、F は 0 として Grade Point に換算し、GPA を算定している。AA～C 評価は合格であり、所定単位が付与されるが、F 評価は不合格であり、単位は付与されない

（学士課程は学則第 52 条及び第 53 条、大学院は第 75 条及び第 76 条）。成績評価の概要は学生便覧及び大学 Web サイトに、各科目の成績評価方法及び評価基準はシラバスに記載して、学生への周知を行っている（根拠資料 1－4、1－3【ウェブ】、4－11【ウェブ】）。なお、科目別の成績評価分布及び GPA は、学生及び教職員に対し、クォータ終了ごとに年 4 回公開され、評価基準に基づいた成績付与について、客観的に確認できる仕組みとなっている（根拠資料 4－15）。これが成績評価の客観性・厳格性を保つ一助となっている。また、成績優秀者に対する表彰や早期卒業等を判定する際の目安としても、GPA 制度を活用している。

成績評価は、教員の裁量で行うことを前提とするが、科目間や教員間に極端な差が生じることが GPA を活用するうえで望ましくない。そこで平成 27 年度には、成績評価の適正化に関する取扱要領（根拠資料 4－16）を新たに定め、「成績評価は各教員の裁量で行うことを前提とする」ことを明確にし、また成績評価方法及び基準はシラバスに明記することを義務付けたうえで、セミナー科目、少人数科目等の一部の科目を除き、定められた基準に即していない評価（AA 評価と A 評価の合計が 40%以上、AA 評価と A 評価の合計が 10%未満、F 評価が 30%以上）が行われた場合には、教育センター長に理由書を提出する対応を開始した。その結果、前年度に比べて、理由書提出対象科目のうち、AA 評価、A 評価の合計が 40%以上の科目数の割合が 33.8%から 28.5%に減少し、一方で F 評価が 30%以上の科目数の割合は、8.1%から 5.8%に減少し、成績評価の適正化が進んだ。

さらに本学においては、教員の昇任・再任用審査の指標として、教員評価システムが導入されているが、学生が教員に対し行う授業評価の結果が反映される（根拠資料 4－17）。これまでに蓄積された結果から、成績評価が高い（甘い）ことは授業評価の高さと結びつかず、学生自身が授業内容を理解し、興味を持つ授業が、高評価を得ることがわかっている。このこともあり、学生による授業評価を行い、これを教員評価に反映するシステムが、教育の質の向上に大きく寄与していると考えている。加えて、成績評価の客観性、厳格性の担保にも貢献している。

本学は全科目選択制を採用し必修科目がないため、卒業要件の充足等を各教員が勘案する必要はなく、公正な評価が可能となっている。付与する単位の計算方法は、学則に以下のとおり定めている（学士課程は第 50 条、大学院は第 73 条）。

授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に掲げる授業方法と第2号に掲げる授業方法を併用する場合には、20時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定める。

本学以外において修得した単位の認定に関しては、学士課程の場合は大学、短期大学又は高等専門学校専攻科において修得した単位について、申請を受け付けている（学則第54～56条）（根拠資料4-18）。単位認定の上限は60単位であり、例外的に3年次編入生に関しては、70単位を上限として認定している（学則第47条）（根拠資料4-19）。修士課程・博士後期課程における単位認定の上限は10単位である（学則第77条及び第79条）。それぞれの単位の認定は、科目の専門分野に応じた担当教員が、単位を修得した出身校等の成績証明書及び授業内容が記載されたシラバスと本学の授業内容等を1科目ずつ比較し、単位認定案を作成したうえで、教育センターでの審議を経て、教育研究審議会で審議、承認している。

成績評価、単位認定の適切性については、教育センターが主体となって評価し、必要に応じ改善策を検討している。重要な変更は、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会において組織決定される。

【卒業・修了要件】

学士課程の卒業要件は、①4年以上の在学、②人文・社会科学等科目17単位以上、自然科学等科目17単位以上、専門科目60単位以上を含む124単位以上の修得である（学則第57条及び第58条）。

修士課程の修了要件は、①2年以上の在学、②特別研究8単位、専門領域科目18単位以上を含む30単位以上の修得、③必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することであり（学則第80条及び第82条）、博士後期課程の修了要件は、①3年以上の在学期間（社会人特別コースは1年以上）、②10単位以上の修得、③必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することである（学則第81条及び第82条）。

別途早期卒業の要件も学則第 59 条に規定されており、これらはいずれも、学生便覧及び大学 Web サイトにおいて学生に明示されている（根拠資料 1－4、1－3【ウェブ】）。

【学位授与】

学位授与については、学則（学士課程は第 60 条、大学院は第 83 条）、高知工科大学学位規程、学位授与審査取扱要領に定め、以下のとおり行っている（根拠資料 4－20、4－21）。学生に周知すべき事柄は、学生便覧、大学 Web サイト等に掲載し、特に大学院における学位論文審査基準や学位申請手続きは、学生便覧及び大学 Web サイトで公表したうえで、対象となる学生には重ねてメール等で周知を行っている（根拠資料 4－22）。

<学士課程における学位授与>

卒業要件を満たした学生について、教育研究審議会で卒業及び学位授与を承認し、教授会に報告する（学位規程第 3 条）。本学においては、卒業・修了及び学位授与に関する審議は、教授会から教育研究審議会に委任されている（根拠資料 2－5）。

なお本学には、本学修士課程への進学を前提とした早期卒業制度があるが（根拠資料 4－23）、在学期間 3 年以上で、卒業要件単位数を満たし、GPA が 2.8 以上の場合に、申請を行うことができる。早期卒業の適格性は、当該学群長が事前に審査する。

<修士課程における学位授与>

修士課程における論文指導には、主指導教員 1 名と副指導教員 1 名があたる（大学院工学研究科履修規程第 2 条）（根拠資料 4－24）。学位申請者には各コースにおいて論文審査会が開催され、主指導教員と 2 名以上の審査委員が、学生のプレゼンテーションに対し、口頭試問又は筆答試問を行い、論文審査及び最終試験を行う。論文審査及び最終試験に合格し、修了要件を満たした学生については、教育研究審議会で修了及び学位授与を承認し、教授会に報告する（学位規程第 12 条第 1 項）。

<博士後期課程における学位授与>

博士後期課程における論文指導には、主指導教員 1 名と副指導教員 2 名があたる（大学院工学研究科履修規程第 2 条）（根拠資料 4－24）。博士後期課程における学位授与は、「高度技術者」と「高度研究者」に区分し、それぞれコースワーク又はリサーチワークを重視した手続きによって行われる。高度技術者の区分で学位取得を目指す学生は、学位申

請の6ヶ月以上前に学術レベル試問試験に合格すること、高度研究者の区分で学位取得を目指す学生は、学位申請の1年以上前に学位論文予備審査に合格することが義務付けられており、これにより学位取得に向けた進捗状況を複数の審査委員が確認している。その後、学位申請が行われ、主指導教員（1名）と4名以上の審査委員が、学位論文審査及び最終試験を行う。審査会では、学生のプレゼンテーションに対し、口頭試問又は筆答試問が実施される。博士後期課程における論文審査及び最終試験の可否は、全学レベルの委員会である博士後期課程委員会において、委任状を含む出席構成員の3分の2以上の同意をもって決定される（根拠資料4-25）。審査結果は教育研究審議会に報告され、修了要件を満たした学生について、教育研究審議会で修了及び学位授与が承認される（学位規程第13条第1項）。結果は教授会に報告される。

学位授与に伴う手続き等の適切性は、学長のリーダーシップのもと、学士課程及び修士課程については教育センターが、博士後期課程においては博士後期課程委員会が主体となって、点検・評価している。重要な変更は、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会において組織決定される。

平成26年度には、博士後期課程委員会の在り方についての改革案をまとめ、平成27年度から運用を開始した（根拠資料4-26）。これにより、博士後期課程修了生の質保証のため、学位論文審査時に明確な「客観的エビデンス」を求めることとした。高度研究者の区分については、平成29年度にさらに見直しが行われ、論文審査会開催の要件として、高い学術性を有する論文2編（具体的には各分野で国際的に評価されているQ2レベル以上の雑誌掲載論文、又はこれに準ずる論文）が出版済みであることが原則とされた（根拠資料4-27）。これら学位授与基準の厳格化に伴い、学位論文予備審査・学術レベル諮問試験、学位論文審査の各段階において、それぞれ客観的エビデンスをもって判定することとなり、それぞれの審査も厳格化された。なお、平成26年度の改革案によって、博士後期課程学生を指導できる教員資格も定められ、①博士の学位を有していること、②学位授与基準をクリアできる指導能力を有していることが前提とされた。後者については、特に高度研究者での学位取得を目指す学生を指導する場合、本学が採用する教員評価システムを活用し、当該教員の研究能力・実績を数値により測っている。

従来、博士後期課程委員会の構成委員は「博士後期課程学生の主指導教員」であったため、委員が流動的であったが、上記平成26年度の改革時に、「博士後期課程学生の指導資格を有する教員」に変更し、より長期的・継続的に、関係教員が学位授与判定に取り組むことができる体制とした。

以上のとおり、成績評価・単位認定の方法・基準は、学生便覧やシラバス、大学 Web サイト、規程等により明示され、適切に運用されている（根拠資料 1－4、4－11、1－3【ウェブ】、4－14、4－24）。成績評価の客観性・厳格性は、評価結果の分布等を学内公開し、授業評価結果を教員評価システムに反映し、また基準を外れる場合には報告義務を課すことで担保している（根拠資料 4－15、4－16）。卒業・修了要件及び学位授与手続は規程等に定め、学生便覧や大学 Web サイト等で学生に周知している（根拠資料 1－4、1－3【ウェブ】）。学位授与の客観性・厳格性は、複数の審査委員による論文審査、博士後期課程委員会・教育研究審議会における承認、博士後期課程においては客観的エビデンスを求めることによって確保している（根拠資料 4－24～4－26）。これらから、本学は、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥： 学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点①：求める学修成果を学生が修得したかどうかはどのような方法で把握・評価しているか

学生の学修成果を測定するための指標として、本学が重視しているのは、以下である。

- ① 社会的な評価ともいえる就職率
- ② GPA
- ③ 授業評価アンケート
- ④ 専攻修了率
- ⑤ 卒業研究（卒業論文等）の成績評価
- ⑥ 学生生活アンケート
- ⑦ 英語能力判定テストのスコア

まず就職率については、開学以来高い数値で推移しており、過去 5 年間で見ても学士課程において平均 97.8%、修士課程において平均 98.3%の就職率を残していることから、卒業・修了段階での本学学生の能力は社会的に評価されており、教育目標に沿って成果があがっていると考えられる。

GPA は、入学年度ごと、あるいは入学した入試区分ごとの集計を参考にしながら、傾向を分析し、主として教育内容に対する学生の対応能力の経年変化を見るための指標としている。

開学以来行っている授業評価アンケートでは、提供する全科目の授業評価を履修学生に依頼し、その評価点を、逆に教員が行う成績評価の分布及び平均値とともに一覧にして、全教職員及び学生に公開している。これにより、学生が適切な努力により新しい知見やも

のの考え方を獲得したか、教員が適切な授業や成績評価を行っているかを、教職員・学生が相互にチェックする仕組みをとっている。平成 29 年度には、授業の質向上と授業時間外の学修時間確保を目的に、授業評価アンケートの質問項目を一部改変した（根拠資料 2-8）。大きな変更点として、まず授業の難易度を問う質問項目を設定し、「かなり努力すれば理解できる程度」と回答した場合のポイントを最大とした（「いくら努力しても理解できない程度」「努力しなくても理解できる程度」等はいずれもポイントを低く設定）。これにより、学生による授業評価の結果を良くするために、教員が安易に授業の難易度を下げることが抑制し、適切な授業レベルの維持を図った。また、授業時間外の学修に関する質問を新設し、学生にその必要性を意識させるとともに、授業を提供する教員にとっても、授業時間外の学修を学生に働きかける重要性の意識付けとなることを期待した。この設問によって、学生の授業時間外の努力を数値化することも可能となった。平成 29 年度の改変であり、その成果が明確に現れる段階ではないが、授業時間外の学修時間は他の施策の効果ともあいまって、既に増加傾向にあり、今後も引き続き、検証予定である。授業評価アンケートは、教員にとって、学生の受け止め方や授業の成果を把握できる指標であるが、これを参考に次年度以降の教育内容を改善できるため、教育内容自体の PDCI サイクルを回す目的でも行われている。

専門科目を科目区分ごとにパッケージ化し、専攻として提供する専攻・副専攻制度は、1 専門分野における学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を可視化した履修モデルであるといえる（根拠資料 4-2）。希望する専攻・副専攻を登録した学生は、ポータルシステムからいつでも各専攻・副専攻の修了要件充足状況を閲覧でき、自分がその分野においてどの程度の専門性を修得しているかを把握することができる。この制度によって、教職員も、学修指導を適切に行える環境にある。なお、平成 29 年度に標準修業年限で卒業した学生の専攻修了率は 87.9% であり、今後さらに修了率を高めて、学位授与方針に定める学修成果「専門能力」を測る指標としての確立を目指す。

卒業研究（卒業論文）は、教育課程の学びの集大成として位置づけられるものであると同時に、課題発見・解決能力、システマ的思考等、学位授与方針で求められる能力を涵養するものである。本学の学士課程では 3 年次 1 学期の早い段階で研究室配属がなされ、指導教員の指導のもと、研究室でのゼミナール活動等を通じながら、約 2 年間かけて卒業研究に取り組んでいる。その成果物である卒業論文の評価は、4 年間の学びの最終的な学修成果ともいえる。

平成 27 年度から毎年実施している学生生活アンケートは、授業外学修時間をはじめとする学修実態や、教育課程に対する満足度等の把握を目的に実施している（根拠資料 4-5）。質問内容はほぼ変更せず、一定の継続性をもたせることで経年変化も見ている。学生からの回答は、学年別、学群別、GPA 別等、様々なアプローチから分析し、教育センターを中心に教育課程の改善に役立てている。

英語能力判定テストのスコアは、学位授与方針に定める「国際的コミュニケーション能力」を評価する指標として用いている。TOEIC-IP テストは、平成 13 年度から導入し、現在は年に数回、学内で受験できる環境を整えている。平成 25 年度には新入生の TOEIC-IP テスト受験料を大学が負担することとし、平成 26 年度には全新入生に受験を必須化した。平成 29 年度入学生からは、新入生に対する英語能力判定テストとして TOEIC-IP に代え CASEC を導入し、プレースメントテストとするとともに、1 年次終了時及び 2 年次終了時のアセスメントテストとしても活用している。3 年次以降は、就職活動に活かす目的もあり TOEIC の受験を推奨しているが、CASEC は TOEIC へのスコア換算が可能であるため、CASEC から TOEIC につなげることで、入学時から卒業までの英語能力の伸び率を分析できる。

以上の様々な指標は、学長のリーダーシップのもと、教育センターが中心となって複合的に分析・評価し、教育システム、カリキュラム、教育内容・方法等の改善・向上につなげている。見直しの結果としての重要な施策は、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会において組織決定される。

以上のとおり、①就職率、②GPA、③授業評価アンケート、④専攻修了率、⑤卒業研究の成績評価、⑥学生生活アンケート、⑦英語能力判定テストのスコアを、学生の学修成果を測定するための主な指標とし、これらを用いた多面的分析・評価によって見直しを行い、教育の改善・向上につなげているため（根拠資料 4-28）、本学は、学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく教育課程及びその内容、方法の、改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

評価の視点③：学修成果の測定結果は改善・向上にどのように活用されているか

教育課程や教育内容・方法の適切性については、教育センターが、学位授与基準及び教育課程の編成・実施方針に照らし、全学的観点から絶えず点検・評価し、改善・向上に努めている（根拠資料 4-29）。教育センターには各学群選出の委員が含まれており、これら委員が窓口となって、各学群の意見を全学方針に反映し、各教育課程における教育の整合性と、全学レベルでの方針との整合性を担保している。教育センターの下部組織とし

て、教職課程の質管理を担当する教職課程支援センターを有する。教育センターが提案する改善・向上策は、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会において組織決定される。

教育課程については、学問分野の流動性や社会の変化に伴い、より頻繁になっている学生の志望変更により良く対処するため、社会の動向の調査、学生の就職状況の精査、学生の授業評価等からのフィードバックをもとに、教育課程が時代の趨勢、推移に適切に対応できているかを検討している。平成 27 年度に設置した経済・マネジメント学群については、平成 30 年度まで 4 年間、設置計画履行状況等報告書を提出し、教育課程の検証を行った。この間、科目統廃合を段階的に行い、質の高い授業内容及び教育効果の向上に取り組んだ。システム工学群については、多様化、高度化する社会の要請を踏まえ、平成 25 年度に 6 専攻を 5 専攻に再編することを決定し、平成 27 年度入学生から新たなカリキュラムの運用を開始した。同様に環境理工学群についても、学士・修士一貫教育の強化に併せ、平成 27 年度に 3 専攻から 4 専攻に再編することを決定し、平成 29 年度入学生から適用した。

大学院の教育課程は、開学以来 1 研究科 1 専攻を維持しつつ、その中でコースを適宜改編して、その都度教育課程の見直しを行い、社会的要請や時宜に応じた対応を進めている。平成 27 年度には、学士・修士一貫教育を強化するため、大幅なコース編成の見直しを決定し、平成 31 年度入学生をもって新体制でのカリキュラムが完成する。

博士後期課程については、博士後期課程委員会が主体となって、教育課程の検証を行っている。同委員会は工学研究科長が議長となり、博士後期課程学生の指導資格を有する教員によって構成されているが、工学研究科長が必要と認める者として、現在は学長、研究本部長、修士課程コース長が審議に加わっている。

教育内容及び方法については、その適切性、また結果としての学修成果を評価する指標として、学生による授業評価アンケートを主に用いている。現在は 5 項目の評価を学生が 5 段階で行い、例年、提出率は 80% 前後である。高い授業評価提出率が教育成果・学修成果を測る指標としての信頼性を支えている。受講学生の知識・能力に比較し、手が届く程度に難易度の高い授業を行い、そのうえで学生が知識や知見を得た実感をもてる授業を理想形とし、それに比して、それぞれの授業がどうであったかを数値として把握できるよう、平成 29 年度にシステムを改正した。教員は授業評価の結果を踏まえ、次年度以降の授業の改善を図ることができる。

例えば、多くの受講学生が容易に理解できる内容（レベル）の授業であり、あまり知識や知見を得られなかったと評価した場合、次年度にはより難易度を上げることが求められる。同様に、難易度が高すぎて知識や知見を得られなかった場合や、難易度の設定は適切であるが知識や知見が得られなかった場合にも、それぞれ難易度の設定や教育方法に改善

が求められる。授業評価結果は学内専用 Web サイトに公開されており（根拠資料 4－30、4－31）、教員、学生が閲覧できる。各科目で教員が行った成績評価の分布及び平均値を、授業評価結果と併せ公表することで、第三者の目を意識した適切なレベル・内容の授業を担保している。

授業評価アンケート以外にも、毎年度実施する全学生を対象とした学生生活アンケートや、英語能力判定テストの結果等から、学生の実状や満足度、意識、伸長度、各種施策の効果に関する分析等を行い、教育センターでの議論に活用している。例えば、平成 27 年度の学生生活アンケート結果では、約 70%の学生の 1 週間当たりの授業時間外の学修時間が 5 時間未満であり、学修時間の短さが問題視された。この状況を改善するため、大学執行部との連携を密にとりながら、教育センターにおいて対策が検討され、平成 29 年度以降、厳選された科目を中心に知識の基盤を固める一方、学生の授業時間外の学修を含めた主体的な学修を促進することを目的に、ほとんどの授業を 1～3 限に配置するカリキュラムの大幅な再編を学士課程全体で行うことを決定した。4、5 限は、演習、実験等のほか、学生の主体的学修にあてることを企図しており、主体的学修を活性化するため、専門分野に関するグループでの勉強会等、学生提案型企画活動を募集し、支援する施策も併せ実施されている。

これら自己点検・評価に基づく教育課程、教育内容・方法の改善・向上の結果は、毎年度及び中期目標期間ごとに業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価専門委員会、その下部組織である学群等委員会、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会による確認・指摘等を踏まえたのち、第三者委員会である高知県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。また業務実績報告書及び評価結果は、法人 Web サイト、大学 Web サイト等で公開している。

以上から、教育課程、教育内容・方法の適切性は、外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認されており、また PDCI の結果として具体的改善も行われていることから（根拠資料 4－29）、教育課程及びその内容、方法に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

本学では、前述のとおり、教育の基本理念及び学位授与方針に掲げる人材育成の達成に向け、学長のリーダーシップのもと、教育センターが中心となり、カリキュラム再編、新しい教育プログラムの導入、その見直し、さらには制度改革を、教職協働により全学的に推進している。これらの教育改善は、客観的根拠に基づいた実効的な改善とするため、データに基づき取り組んでいる。入試情報、成績評価、就職情報、学生生活アンケート回答

結果といった、入口から出口までの学生に関わるデータを結びつけ、分析し、その結果をもとに、施策の計画、実行、検証等を行い、PDCIに活かしている。

例えば学士課程・修士課程6年一貫教育の推進においては、GPA別、入試区分別、出身都道府県別の成績や進学状況の推移を分析した結果をもとに、経済的支援をはじめとする支援や教育プログラムが、学内進学促進に効果的であるかどうかを検討し、導入する施策を決定した。結果として、想定どおり、平成29年度の施策開始により、平成30年度学内進学者は前年度の99名から130名へと大幅に増加した（根拠資料3－8）。

また、学生生活アンケートによる授業時間外学修時間とGPAの相関が高いことから、学生の主体的な学修時間の確保を目的に平成29年度に開始した、主要科目を1～3限に配置する取組みにより、学修時間が増加した学生が、翌年度学生生活アンケートでは38%となり、一定の効果があつたことを実証できた（根拠資料4－5）。

今後は、ロールモデルとなる優秀な学生が、何をきっかけに成長したのか、どのような背景を持つのかをはじめとする様々な成長要因を、学生に係るデータを分析することで明らかにし、今後の学生募集方法や教育改革に役立てていくことを目指す。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、学位授与方針に整合する教育課程の編成・実施方針を定め、これらを学生便覧や大学Webサイト等により学内外に公表している。また教育課程の編成・実施方針に基づき、課程修了時に求める学修成果を達成するための、体系的・順次性に配慮した教育課程を編成している。

学士課程全体の教育課程の編成・実施方針に定める「主体的な学修の重視」「クォータ制」「全科目選択制」「専門科目の時間割上の集中配置（1～3限への集約化）」「1年次からの専門科目履修」「専攻・副専攻制度」は、授業内外の学修を活性化し、効果的に教育を行い、かつ、課程修了時に求める学修成果を達成するための本学の特徴的な制度、措置であり、シラバスの活用、丁寧な履修指導が、その実効性を補完的に高めている。学修に対する主体性・モチベーションを醸成し、結果として授業時間外の学修を促進し、自由な枠組みの中で確実に求める学修成果を上げようとするこれらの取組みは、単位制度の趣旨に沿ったものであるといえる。

成績評価・単位認定の方法・基準は、学生便覧やシラバス等で明示されるとともに、科目ごとに成績評価結果の分布等を学内公開するなどして、その客観性・厳格性を担保している。学位授与手続は規程等に定め、学生に周知し、複数の審査委員による論文審査、教育研究審議会における承認、博士後期課程においては学位授与に値することを学術誌等への論文採択などの客観的エビデンスで説明することを求める等で、客観性・厳格性を確保している。

学修成果の把握は、①就職率、②GPA、③授業評価アンケート、④専攻修了率、⑤卒業研究の成績評価、⑥学生生活アンケート、⑦英語能力判定テストのスコアを主な指標として行い、その分析・評価結果を用いて、教育センターが教育の改善を検討し、全学内部質保証推進組織である教育研究審議会が、重要な組織決定を行う。実際、授業時間外の学修時間の短さを改善するため、学士課程全体で科目の精査を行い、授業を原則1～3限に配置し、4、5限を演習や実験、学生の主体的学修にあてる改革を行った。全学的教学マネジメントは、有効に機能しているといえる。

これらのことから、本学は、大学の基本理念・目的及び学群ごとの目的を実現するため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を学内外に明示し、教育課程の編成・実施方針に沿って、十分な教育成果を上げるための教育内容を備えた体系的教育課程を編成しているといえる。また、効果的な教育を行うための様々な措置を講じるとともに、適切な学修成果の把握・評価及び適切な学位授与を行っているといえる。

「長所・特色」で挙げたとおり、入学試験の成績から就職・進学状況まで、学生に関わるデータを多方面から分析し、施策の改善や教育改革に活用することで実効性を高めている。今後もこの手法を継続するとともに、学生の成長要因を探り、より学生の伸長度を高められるよう教育マネジメントを行っていく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針が設定されているか

評価の視点②：入学前の学修歴、学力水準、能力等の「求める学生像」、入学希望者に求める水準等の判定方法が明示されているか

評価の視点③：学生の受け入れ方針は適切に公表されているか

学生の受け入れ方針については、平成17年度に学士課程全体の、平成19年度に大学院全体の方針を定め、また平成28年度には学群別方針を定め履行してきたが、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の3つの方針が有機的に連携するように、平成30年度に再度、教職協働の入試センターにおいて議論を行い、改正した（根拠資料2－7）。

学士課程全体の学生の受け入れ方針は以下のとおりである。

<学士課程>

高知工科大学は「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す」ことを目標として掲げています。この目標に賛同し、来るべき社会に活躍できる人材になるという強い意志と情熱を持ち、勉学意欲のある人を求めます。

高知工科大学には、システム工学群、環境理工学群、情報学群、経済・マネジメント学群の4学群があります。各学群の教育の理念・目標を理解するとともに、それぞれの分野への高い関心と志望動機・目的意識を持ち、本学で学ぶための基礎学力を有していると認められる人の入学を希望しています。

<修士課程・博士後期課程>

高知工科大学は「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す」ことを目標として掲げています。この目標に賛同し、来るべき社会に活躍できる高度技術者・高度研究者になるという強い意志と情熱を持ち、勉学意欲のある人を求めます。

大学院工学研究科には12の履修コースからなる修士課程と3つのコースから構成される博士後期課程があります。各コースの教育の理念・目標を理解するとともに、その技術分野への高い関心と志望動機・目的意識を持ち、本学の大学院工学研究科で学ぶための基礎学力を有していると認められる人の入学を希望しています。

上記方針のもと、学士課程入試においては、学群別に学生の受け入れ方針を定めている。以下にシステム工学群の例を掲載する。

＜システム工学群＞

高知工科大学（学士課程全体）のアドミッション・ポリシーのもとに、システム工学群では、ものづくり一般に広く興味を持ち、それらを応用し、新しいシステム構築を切り開く意欲に溢れ、次のような資質を持つ人を求めます。

- ①論理的思考および柔軟な発想力
- ②基礎学力（数学・理科）
- ③協調性およびコミュニケーション能力
- ④国際コミュニケーション能力（英語）を高める意欲

さらに、大学院へ進学することで、ものづくり分野や新しいシステム構築をけん引するようなハイレベルなエンジニアを目指すことを推奨します。

本学群の入学試験について、上記の4つの資質を持ちあわせた人材を選抜するために、以下の入試を実施します。

4つの資質を持ちあわせながら、特に①と②に秀でた人を選抜するために「一般入試」を実施します。「一般入試」では、主に大学入試センター試験と理科・数学の個別学力試験の結果をもとに評価し、選抜します。

4つの資質が総合的に優れた人を選抜するために「推薦入試」「AO入試」を実施します。推薦入試では、面接試験にて③、④を、口頭試問にて①、②を評価します。面接試験と口頭試問の結果に、提出書類の評価を加え、総合的に選抜します。AO入試では、面接試験にて③、④を、学群適性検査にて①、②を評価します。適性検査と面接試験の結果に、提出書類の評価を加え、総合的に人物を評価し、選抜を行います。

さらに、多様な人材を選抜するために「推薦特待生入試」、「社会人特別選抜入試」、「編入学試験」を実施します。

○システム工学群 入試区分別 評価・選抜の観点

● 一般入試

大学入試センター試験および個別学力検査によって、システム工学群で学ぶための基礎学力、特に数学と理科の学力を重視し選抜します。学力試験の成績と調査書の内容を総合判定します。

● 推薦入試

システム工学群が求める4つの資質を併せ持ち、システム工学群で学ぼううえで必要な適性を有する人を選抜します。具体的には、提出書類により高等学校における活動や基礎学力、入学後の意欲や熱意を評価するほか、面接（口頭試問を含む）を通して、目的

意識が明確であること、論理的な質疑応答ができること、自らの考え方を的確に伝える表現力があること、などの観点から総合的に評価します。

● 推薦特待生入試

システム工学の各分野の高度な専門知識と技術を身に付け、これからのものづくり分野をけん引していくような高度な技術者を育成します。有為な才能をさらに伸ばすため、希望者は2年生から研究室に所属して、早期に専門教育を受けることができます。特待生としてふさわしい基礎学力を十分有すると認められる人を大学入試センター試験により選抜します。

● AO 入試

ものづくりに不可欠な物理や数学に秀でた人を求めます。学群適性検査および提出書類により、物理または数学の能力を確認したうえで、面接により、本学群でエンジニアとしての資質を伸ばしていこうとする姿勢および専門の思考法と知識を修得していく意欲を評価します。

● 社会人特別選抜

社会人としての経験に立脚したものづくりに対する興味、知識獲得への意欲が十分であり、システム工学群が求める4つの資質を併せ持つ人を提出書類と面接によって選抜します。

● 編入学

これまでの学習歴を活かし、本学群で学ぶことによりさらなる資質の向上を目指す人を求めます。本学群の3年次に編入学するための能力があり、アドミッション・ポリシーで示す人材であるかを、基礎学力を問う口頭試問を含む面接および提出書類によって選抜します。

システム工学群の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針では、システム構築の基盤となる機械、電子、建築土木の工学分野に共通する基礎知識及びいずれかの分野における高度な専門知識を身に付け、広い視野を持って社会に貢献できる人材を養成することを目的に、機械系、電子系、建築土木系の基礎力を広く身に付けたうえで、各専攻の専門分野を学んでいくとしており、これを受け、学生の受け入れ方針においては、「ものづくり一般に広く興味を持ち、それらを応用し、新しいシステム構築を切り開く意欲に溢れ、次のような資質を持つ人を求める」とし、入学者に求める主な資質として、①論理的思考および柔軟な発想力、②基礎学力（数学・理科）、③協調性およびコミュニケーション能力、④国際コミュニケーション能力（英語）を高める意欲、の4つを明示している。

上記がシステム工学群が求める学生像であり、入学希望者に求める水準等の判定方法は、入試区分別評価・選抜の観点において明示している。

例えば推薦入試においては、「システム工学群が求める4つの資質を併せ持ち、システム工学群で学ぼうと必要な適性を有する人を選抜する」とし、判定方法として「提出書類により高等学校における活動や基礎学力、入学後の意欲や熱意を評価するほか、面接（口頭試問を含む）を通して、目的意識が明確であること、論理的な質疑応答ができること、自らの考え方を的確に伝える表現力があること、などの観点から総合的に評価する」としている。

学生の受け入れ方針は、学生募集要項、入試ガイド、大学 Web サイトなどを通じて周知している。加えて、選抜方法や試験科目、前年度入試結果（受験者数・合格者数・入学希望者数及び一般入試における合格者の最高・最低・平均点、採点・評価基準等の情報）、前年度一般入試問題・解答・解説を入試ガイドに掲載し、必要とする基礎学力を入学希望者が把握する一助となるよう提供している（根拠資料4-1、5-1、1-3【ウェブ】）。同時に、学士課程においては各学群別、大学院においては各コース別に教育課程の編成・実施方針を示し、入学後の教育方針及び具現化する人材像を明示している。なお入試ガイドについては、受験生、高校教員等から「高知工科大学の入試がこの一冊でよくわかる」と高い評価を受けている。

以上のとおり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を策定し、その中で、求める学生像や求める水準等の判定方法を示し（根拠資料2-7）、これらを学生募集要項や大学 Web サイトにおいて受験生等にわかりやすく示していることから（根拠資料4-1、1-3【ウェブ】）、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②： 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点①：学生の受け入れ方針に基づきどのような学生募集を行い、どのような入学者選抜制度を構築しているか

評価の視点②：責任所在を明確にした適切な入学者選抜実施体制が構築されているか

評価の視点③：定められた運営体制のもと、公正な入学者選抜が行われているか

本学においては、教職協働センターである入試センターが、全学の学生募集方針、入学試験の実施、入試広報等を所管し、その下で入試実施部会が、入学者選抜の実施を指揮・管理している。

学生の受け入れ方針に基づき、それぞれの分野への高い関心と志望動機・目的意識を持ち、本学で学ぶための基礎学力を有していると認められる多様な学生を受け入れるため、学士課程においては、高校生・既卒生を対象とした入試の他に、社会人を対象とした入試、編入学希望者を対象とした入試を実施している（根拠資料4-1）。また高校生・既卒生を対象とした入試は、大学入試センター試験と個別学力検査により前期日程・後期日程に分けて選抜を行う一般入試、特に明確な志望動機、学びたい分野への関心の高さ及び適性を備えた高校生を書類と面接で選抜する推薦入試、高度な専門知識で社会をけん引していくような技術者・リーダーを目指す特待生を大学入試センター試験により選抜する推薦特待生入試などに区分して実施している。

例えばシステム工学群では、前項で例示した学生の受け入れ方針に定めるとおり、4つの資質を持ちあわせた人材を選抜するために、一般入試、推薦入試、推薦特待生入試、AO入試、社会人特別選抜、編入学試験を実施しており、各入試区分において求める資質をどのように評価するかは、学生の受け入れ方針に定めている。一例としてAO入試では、面接試験にて「③協調性およびコミュニケーション能力」及び「④国際コミュニケーション能力（英語）を高める意欲」を、学群適性検査にて「①論理的思考および柔軟な発想力」及び「②基礎学力（数学・理科）」を評価し、適性検査と面接試験の結果に、提出書類の評価を加え、総合的に人物を評価し、選抜を行うとしている。

大学院においては、一般入試のほか、社会人を対象とした入試、留学生を対象とした入試（春・秋入学）を実施している（根拠資料5-2）。博士後期課程においては、経済面の不安なく学修に取り組める特待生入試も実施しており、多くの留学生が受験している。

なお、受験生の負担を軽減するため、学士課程一般入試前期日程においては、本学香美キャンパス以外に東京・大阪・岡山・福岡で試験を実施している。また大学院博士後期課程特待生入試においては、受験者が海外在住の場合、原則として現地に渡航し面接試験を実施するほか、修士課程・博士後期課程の外国人留学生入試においてもスカイプ等遠隔通信設備を活用し面接を行うことで、書類審査を補っている。

入学者選抜実施体制については、高知工科大学入学者選抜実施体制要綱に規定しており、入学者選抜の指揮・監督を行うため、学長を総括責任者とする入試実施部会を組織しているが、実質的責任は入試実施部会長が担う。入試実施部会の下に、入試問題を作成する出題委員会と、入試実施を担当する入学試験実施本部を置き、適切な実施体制を確保している（根拠資料5-3）。

出題委員会は、科目ごとに組織し、科目責任者及び出題委員は学長が委嘱する。科目責任者のもと、同一問題を複数の委員で確認し、出題範囲を含めて問題の妥当性を担保し、採点においても同一問題を異なる者が複数回採点することにより厳正に実施している。

面接試験においては、口頭試問の作題・採点に複数の委員が従事し、大学の学生受け入れ方針、各学群の教育課程の編成・実施方針に沿う内容としている。その他の質問内容は各学群で検討したうえで決定し、同一基準で判定を行うようにしている。

入学試験実施本部は、試験ごとに組織し、総括責任者は学長であるが、実質的責任は入試実施部会長が担う。実施本部員は入試実施部会員、入試センター員等が務める。

各入学試験は、学生の受け入れ方針及び学生募集要項に従い、厳正かつ公正に行っている。例えば推薦入試・特別推薦入試の試験科目である面接については、試験内容を学生募集要項に明示し、また面接において評価する点を学生の受け入れ方針に示しており、これらに基づいて厳格に実施している。

入学者選抜の可否判定は、教育研究審議会において判定基準の客観的合理性に基づき、厳正に行う。学士課程では学群単位で選抜が行われるが、学生の受け入れ方針を踏まえ、各学群長から判定の経緯が説明され、各入試区分において求める人材を適切に受け入れている。大学院においては、基盤工学専攻に置かれたコース単位で判定がなされ、同様に学生の受け入れ方針に沿った人材を受け入れている。

高校教育課程への適切な対応、入試の各過程において担当者を複数にする等の体制整備、教職員の親族に受験生がいる場合の対応方針の確立もなされており、入学者選抜は適切に実施できている。また試験において配慮を希望する受験生がいた場合、当該受験生の症状や希望する配慮内容等を電話相談や診断書で詳細に把握し、入試実施部会での協議を経て、配慮が必要と判断される場合には別室を準備し受験させるなど対応している。別室受験室は、試験当日、不測の事態に対応するため、複数準備している。

以上のとおり、学生の受け入れ方針に沿い多様な学生を受け入れるための入試区分を設け、入試センターのもと学生募集を行い（根拠資料4－1）、責任所在を明確にした適切な入試実施体制を構築し、その体制により公正な入学者選抜を行っているため（根拠資料5－3）、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③： 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点①：入学定員に対する入学者比率は適切か

評価の視点②：収容定員に対する在籍学生数比率は適切か

【学士課程】

入学定員に対する入学者比率を以下に示す。入学者比率は課程全体を見ても学群ごとを見てもほぼ 1.1 倍前後で推移しており、適正である。

表 学士 1 年次生における入学定員・入学者数・入学者比率

年度	学群	入学定員	入学者数	入学者比率
28 年度	システム工学群	170	180	1.06
	環境理工学群	90	96	1.07
	情報学群	100	107	1.07
	経済・マネジメント学群	160	170	1.06
	計	520	553	1.06
29 年度	システム工学群	170	182	1.07
	環境理工学群	90	96	1.07
	情報学群	100	111	1.11
	経済・マネジメント学群	160	173	1.08
	計	520	562	1.08
30 年度	システム工学群	170	186	1.09
	環境理工学群	90	102	1.13
	情報学群	100	112	1.12
	経済・マネジメント学群	160	186	1.16
	計	520	586	1.13

続いて収容定員に対する在学生数比率を以下に示す。1 学年の入学定員は現在 520 名、編入学を含めた 4 年までの収容定員は 2,100 名である。経済・マネジメント学群（入学定員 160 名）は平成 27 年度から募集を開始しており、平成 30 年度が完成年度である。平成 26 年度までは経済・マネジメント学群の前身であるマネジメント学部（入学定員 100 名）が募集を行っていた。したがって学士課程全体の収容定員は過去 3 年間、60 名ずつ増加しているが、収容定員に対する在籍学生総数比率は、毎年度 1.09 倍であり、適正である。

表 学士課程における収容定員・在籍学生数・在籍学生数比率 ※編入学含む

年度	学群	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
28 年度	システム工学群	688	741	1.08
	環境理工学群	366	402	1.10
	情報学群	406	431	1.06
	経済・マネジメント学群	320	348	1.09
	マネジメント学部	200	235	1.18

	計	1980	2157	1.09
29 年度	システム工学群	688	749	1.09
	環境理工学群	366	397	1.08
	情報学群	406	432	1.06
	経済・マネジメント学群	480	520	1.08
	マネジメント学部	100	125	1.25
	計	2040	2223	1.09
30 年度	システム工学群	688	742	1.08
	環境理工学群	366	400	1.09
	情報学群	406	440	1.08
	経済・マネジメント学群	640	699	1.09
	マネジメント学部	—	10	—
	計	2100	2291	1.09

【修士課程】

本学大学院は1研究科1専攻であるが、現在、工学研究科基盤工学専攻の入学定員は150名、収容定員は300名である。入学定員に対する入学者比率及び収容定員に対する在籍学生数比率を以下に示す。入学者数・在籍学生数は、過去3年定員を充足していないが、本学は学長のリーダーシップのもと6年一貫教育に取り組んでおり、特に平成29年度以降、大学院への学内進学促進を重点項目として集中的に進めているため、学内進学率が上昇傾向にある。その影響が下の表のように数値にも現れており、今後、定員の充足はもちろんのこと、大学院の発展が大いに期待できる。

表 修士課程（基盤工学専攻）における入学定員・入学者比率、収容定員・在籍学生数比率

年度	入学定員	入学者数	入学者比率	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
28 年度	150	107	0.71	300	200	0.67
29 年度	150	118	0.79	300	228	0.76
30 年度	150	136	0.91	300	256	0.85

【博士後期課程】

現在、入学定員は25名、収容定員は75名である。入学定員に対する入学者比率及び収容定員に対する在籍学生数比率を以下に示す。近年、志願者は十分に確保できるものの

（過去３年間の平均志願倍率は 3.6 倍、大学基礎データ表 2）、本学が求める学生像・学生の受け入れ方針に合致せず、定員を満たせていない状況が続いている。前述のように、修士課程の入学者が増加傾向にあり、この好影響が期待できることに加え、博士後期課程特待生選抜の入試方法が平成 31 年度入学者選抜から改善されており、その効果によって、数年後には状況が好転すると期待される。

表 博士後期課程（基盤工学専攻）における入学定員・入学者比率、収容定員・在籍学生数比率

年度	入学定員	入学者数	入学者比率	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
28 年度	25	20	0.80	75	79	1.05
29 年度	25	15	0.60	75	74	0.99
30 年度	25	8	0.32	75	68	0.91

※平成 30 年度秋季入学者除く

以上のとおり、学士課程における入学者比率及び在籍学生数比率は適正であり（大学基礎データ表 2）、修士課程及び博士後期課程においては定員を充足していないものの、既に改善に向けた対策に取り組んでおり、効果が期待できることから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

点検・評価項目④： 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：学生の受け入れに関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

学生の受け入れの適切性については、入試センターが学生の受け入れ方針に照らし、全学的観点から絶えず点検・評価し、改善・向上に努めている。入試・学生募集に関わる各種の分析、入学後の成績調査等を行い、学生募集の方法、入試制度、入学者選抜の実施体制、受け入れ学生数等を一元的に点検・評価し、必要に応じ、入試制度、学生募集要項、学生募集・広報の方法等を変更している。入試制度や学生募集要項等、重要な変更は、教育研究審議会の審議を経て組織決定する（根拠資料 5－4）。博士後期課程における学生の受け入れに関しては、博士後期課程委員会とも連携し、PDCI を行っている。

学士課程における自己点検・評価結果を踏まえた改善事例を例示する。

【システム工学群における AO 入試の導入】

高知県内の優秀な理系人材の流出を防ぐべく、平成 29 年度から県内高校生のみを対象とした AO 入試をシステム工学群において開始した（平成 30 年度入試）。これまでの入試結果及び在学生の成績を分析すると、県内学生の学力は決して低くないにもかかわらず、推薦入試においては県外志願者に押され、合格者が少ない状況であった。そこで県内高校に限った入試区分の検討を開始した。入試科目については、学力の 3 要素を多面的に評価するため、学群適性検査（物理）・面接・提出書類の総合判定とした。初年度は 33 名の志願者があり 16 名が合格、同数が入学する結果となった。今年度（平成 31 年度入試）で 2 年目となる本入試について、昨年度の反響は大きく、多くの県内高校から受験希望者の相談を受けた。入試結果は、志願者 75 人、合格者 24 人となり、大きな成果をあげることができた。この入試区分について、2 年間の実績を活かし、平成 32 年度入試から、県内からの募集人数を 10 名から 20 名に倍増することとした。

【特別推薦入試の一部廃止】

入試センターにおいて年 2 回程度、学群・学年・入試区分別の成績（GPA）を確認し、それをもとに入試制度の見直しを行っている。この見直しの結果、平成 30 年度入試から工学系 3 学群について、特別推薦入試を廃止した。

本学には一般的な推薦入試（評定平均値 4.0 以上が出願資格）とは別に、スポーツ競技の実績を入試に利用できる特別推薦入試（評定平均値 3.5 以上、県大会ベスト 8 以上等が出願資格）を行っている。この特別推薦入試で入学した在学生の成績状況について、工学系に限り、他の入試区分で入学した在学生と比較して伸び悩んでいる学生数が著しく多く、GPA の平均値も最も低い結果が複数年続いた。この結果を受け、工学系 3 学群は特別推薦入試（募集人員若干名）を廃止した。一方、経済・マネジメント学群については、推薦入試、特別推薦入試、AO 入試等で大きな成績の差は見られず、特別推薦入試で入学した在学生の GPA 等も良好であり、学群の教育課程の編成・実施方針に適合する学生が入学していると判断できることから、現在も継続して募集を行っている。

これら自己点検・評価に基づく学生の受け入れの改善・向上の結果は、毎年度及び中期目標期間ごとに業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会による確認・指摘等を踏まえたのち、高知県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。また業務実績報告書及び評価結果は、法人 Web サイト、大学 Web サイト等で公開している（根拠資料 3－10【ウェブ】、1－8【ウェブ】）。

以上のとおり、学生の受け入れの適切性は入試センターを中心に外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認されており、また PDCI の結果として入試制度の見直し等、具体的改善も行われていることから（根拠資料 5－4）、学生の受け入れに関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

学力を問う一般入試だけでなく、高い目的意識とコミュニケーション能力を問う推薦入試及び AO 入試を採用するなど、入試種別が多彩であり、学力の優れた学生、スポーツに優れるなどの個性をもった学生等、学力の 3 要素を評価しながらも、様々な長所を持った学生を受け入れ、多様な学生の集うキャンパスを作る入試制度が構築できている（大学基礎データ表 3）。

今後においても、共通の学生の受け入れ方針に基づきながらも、入試区分ごとの特色を活かし、一般入試では学力を重視した受け入れ、推薦入試では多面的評価による優れた資質の学生の受け入れをさらに進めるとともに、入試区分別入学者の入学時及び入学後の成績推移を分析し、入試制度の見直しに活かしていく。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、大学の目標、基本理念及び目的を実現するため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を定め、学生募集要項や入試ガイド、大学 Web サイト等で公表している。また、これらに沿った入試制度を構築し、入試実施部会を中心に、責任所在を明確にした適切な体制のもと公正な入学者選抜を実施している。

入試センターが、入学試験及び入学後の成績の分析等により恒常的に自己点検・評価を行い、入試制度の改善等、向上に向けた取り組みを行っており、入試制度の改廃や新たな入試区分の導入等、具体的な成果につながっている。入試の結果、学生の受け入れ方針に沿った学生の受け入れ、適正な在籍学生数管理も実現できている。

これらのことから、本学は、学生の受け入れ方針を明示し、方針に沿った公正な受け入れを行っているといえる。

今後は、学生の受け入れ方針等3つの方針及び入試制度を継続的に公開していくとともに、大学入学共通テスト等、高大接続改革に対応した新たな入試制度の導入及び周知徹底も行っていく。またその結果、本学が求める人材が多く集まる大学となるよう、広報活動においても創意工夫を重ねていく。

「長所・特色」で挙げたとおり、多様な学生を受け入れるための多彩な入試制度及び分析に基づく速やかな改善は、「柔軟かつ機動力に富む」という大学の個性を体現した長所であり、今後も、根拠をもった丁寧な改善を、継続的に行っていく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学として求める教員像を示しているか、学内でどのように共有されているか

評価の視点②：教員組織の編制方針を示しているか、学内でどのように共有されているか

【求める教員像】

本学教員は、社会的規範に照らし自律的に行動するとともに、教育と社会に貢献することをめざす最先端の研究者であることを自覚するものであることとし、以下のとおり教員綱領を定め、求める教員像を明確にしている。

1. 学生の人格を尊重し、公正かつ誠実に教育を行う。
2. 研究と教育を有機的に結合させ、教育能力を向上させる。
3. 学問の自由は責任を伴うものであることを自覚する。
4. 学術の向上と社会の発展に貢献するため、研究の成果を公表する。

教員綱領は、大学 Web サイトに掲載し学内共有している（根拠資料6-1【ウェブ】）ほか、名刺サイズのカードを作成し、着任時に配布して、教職員 ID カードと共に常時携帯してもらうことを企図している。

また、教授、准教授等の各職位に求められる職能については、教育・研究・社会貢献・大学運営の項目ごとに、高知工科大学教員昇任審査要綱において明らかにしている（根拠資料6-2）。特に教授の職位については、教授・教授（主任）・教授（主監）の3段階に区分し、より詳細に求める能力を示している。

さらに、教員が果たすべき役割を明確にし、教育研究の持続的発展を図るため、教育研究及びその他諸活動の評価を行う「教員評価システム」を、全学に導入している（根拠資料6-3、4-17）。教員評価システムにおける評価項目及び評価基準を明示することにより、大学として求める教員像を具体的に示している。なお、教員評価システムは年度ごとに定める項目を設け、大学として重点的に取り組もうとする事項を評価ポイントに反映することができるなど、柔軟な運用が可能なシステムとなっている。教員評価システムに

よる評価方法は毎年度更新し、大学 Web サイトや学内専用 Web サイトで公開することにより学内外に公表している（根拠資料 4－30、6－4【ウェブ】）。

【教員組織の編制方針】

本学では、教育課程を担当する教員組織として、教室制度に基づく 8 教室を設置し、教室長の責任のもと、運営を行っている（高知工科大学組織規程第 17 条）（根拠資料 6－5）。各学群・研究科における教育は、これら 8 教室から教員を派遣する形で実施している。例えば、知能機械システム工学教室に所属する教員は、システム工学群及び工学研究科において専門教育を行うほか、教員によっては全学群の学生を対象とした大学共通科目、工学系 3 学群を対象とした工学系共通科目を担当している。共通教育教室の教員は、全学群の英語・数学を中心とした大学共通科目、教職課程科目を担当している。

教員は、これら教室単位での連携を基盤としながら、配置された学群単位でも連携し、教育研究を推進している。各教室には教室長、各学群には学群長が責任者として任命され（高知工科大学組織規程第 12 条、第 17 条）、それぞれの運営責任を担う。各教育課程の責任者は学群長であることから、教員組織の編制方針は各教室ではなく各学群が主体となり決定している。

教授、准教授等の職位ごとの職務については、高知工科大学組織規程に定めている（第 2 条第 2 項）。

教育研究の質の向上を図るため、従来は学士課程の学生定員をもとに定めていた教育組織ごとの教員定数を、大学院生数も考慮することとし、定数の見直しを行い、平成 26 年度から運用を開始した（根拠資料 6－6）。教育組織ごとの定数の外枠として、学長裁量で採用できる教員枠が確保されているため、学長のリーダーシップのもと、将来の発展が見込める分野等、教育上の要請を迅速に教員組織編成方針に反映できる仕組みとなっている。

上記教員定数をもとに、いずれの学群も、分野・職位・年齢・性別のバランスに配慮して採用を行っている。具体的には、教員採用にあたり、教育研究審議会の下に学長を委員長とする教員候補者選考委員会を都度設置し、この委員会において、在職する教員のバランス等を考慮したうえで、選考しようとする教員の分野、職位等を検討し、教育研究審議会の承認を経て公募を行っている。教員候補者選考委員会は学長のほか、募集を行う学群の長及び当該学群が選出する教員を含む 5 名以上から構成される（根拠資料 6－7）。

修士課程では、学士課程と修士課程の連続性を重視し、学士課程において専門教育を行う教員全員が、教育研究を担当している。博士後期課程においては、学生指導資格を定めており（根拠資料 4－26）、例えば高度研究者の区分で学位取得を目指す学生を指導する場合、教員評価システムを活用した客観的数値を基準とし、この要件を満たしていることを必要条件として、博士後期課程委員会において学生の指導教員及び論文審査委員として承認している。

上記規程類及び教員定数や博士後期課程における学生指導要件等については、学内専用 Web サイトに公開されており、共有されている。

以上のとおり、大学の理念・目的を踏まえ、教員としての姿勢や各職位に期待する能力を教員綱領及び規程等により定め（根拠資料 6-1 【ウェブ】、6-2）、さらに教員評価システムにおいて求める能力や活動を明確にし、これらを公表していることから（根拠資料 6-3、4-17、6-4）、大学として求める教員像は適切に明示されていると判断できる。また、各職位に求められる職務及び学群・教室長の職務を規程により明確にし、教育組織ごとの教員定数を定め（根拠資料 6-5、6-6）、教員採用にあたっては募集する教員の分野・職位等を教員候補者選考委員会により検討のうえ明示していることから（根拠資料 6-7）、教員組織の編制方針の明示も十分であると判断できる。

点検・評価項目②： 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点①：教員組織編制方針に沿って適切に教員組織を編制しているか

- ・設置基準を満たしているか
- ・教育研究上の必要性を踏まえ、教育研究成果を上げるために十分な教員組織の編制となっているか
- ・年齢構成に配慮しているか
- ・教員が適切に連携し、明確な責任所在のもとで組織的に機能できる体制となっているか

本学の専任教員には、それぞれの分野の専門科目及び研究指導を担当する教員として、各専門領域に精通する教員を配置しているが、各専門分野で高度な実務経験・能力を有し、来るべき社会で必要とされる知識・能力・技術を明察できる、企業出身の教員等を交えた体制としている。また、その数は、法令に定める基準数を十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。

主要な科目には専任教員を配置しているが、専任教員ではカバーできない専門分野については、学外から非常勤講師を招き、教育を補完している。非常勤講師の採用は、教育研究審議会で決定する（根拠資料 6-8）。

学士課程及び修士課程の授業科目と担当教員との適合性については、各学群で教員の教育・研究業績に応じた担当科目を決定し、教育センターが承認している。

博士後期課程における研究分野と指導教員の適合性は、まず入学出願時に指導希望教員と学生が協議したうえで、入学後、博士後期課程委員会において、主指導教員、副指導教員の選任について審査している。指導にあたる教員はすべて博士の学位を取得しているこ

とに加えて、学生の指導資格及び指導人数について、平成 27 年度から研究業績等の客観的なエビデンスをもとに決定するよう厳格化した（根拠資料 4－26）。

共通教育教室の専任教員は、大学共通科目のうち、数学・英語及び教職課程科目を担当する教員を主とし、習熟度別クラス編成、教員養成等、学生の多様化に応じた教育が行える教員を配置している。

その他、本学では、独自の制度である教育講師を配置しており、企業等社会経験の豊富な人材を採用し、導入教育科目「スタディスキルズ」等をとおして、大学生として必要なスキルである、自主的に学ぶ姿勢や、理論的思考、プレゼンテーション等の教育を行っている。また、その豊富な社会経験をもとに「キャリア・プラン」等の人材育成科目をとおして社会人としての心構えを教育し、きめ細かな就職指導も行っている。従来、所属は教育講師室とし、教育講師同士の情報共有を図り、相互研鑽を行いながら担当学群の業務を推進してきたが、学群ごとに教育講師に求める役割が変化したことから、平成 29 年度から各学群の所属に変更した。これにより、全学の方針に沿ったうえで学群の責任のもと、入学後から卒業まで一貫した教育を提供する体制となった。

前項に記載したとおり、教員採用にあたっては、教員候補者選考委員会を都度設置し、この委員会において、採用を行う学群に在籍する教員のバランス等を考慮したうえで、募集する分野、職位等を検討している。この際に、年齢構成についても配慮し、強化したい年齢層に応じた職位の募集を行っている。

以上のとおり、設置基準及び教員組織の編成方針に基づき、年齢構成等のバランスにも配慮したうえで、教育研究成果を上げるために十分かつ多様な教員を適切に配置し（大学基礎データ表 1、4、5）、また博士後期課程学生の指導資格の厳格化や教育講師の所属変更を行うなどの改善を図っており、適切に教員組織を編成していると判断できる。

点検・評価項目③： 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点①：教員の職位（教授、準教授等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続はどのようになっているか
評価の視点②：上記の、規程の整備状況はどうか
評価の視点③：規程に沿った公正な教員の募集、採用、昇任等が実施されているか

募集・採用の具体的な手続きは、高知工科大学教育職員選任規程及び高知工科大学教育職員選考要領に基づき、募集ごとに学長を委員長とする教員候補者選考委員会を、教育研究審議会の下に設置して行っている（根拠資料 6－9、6－7）。この委員会は、各学群長及び共通教育教室長の求めに応じて、その構成員を教育研究審議会に諮り、承認を得た

うえで設置されるものである。構成員は、学長、副学長、教員を選考しようとする学群等の長、当該学群等選出教員を含む5名以上である。当該委員会において、事前に学群内で将来カバーすべき分野、年齢構成等を検討したうえで作成された採用方針の審議を行い、募集内容（職位、学位要件、専門分野、担当する授業科目等）の案を決定する。この案を教育研究審議会に諮り、承認を得たうえで、大学 Web サイトに募集要項を掲載するほか、科学技術振興機構の研究者人材データベース（JREC-IN Portal）に登録を行い、広く公募を行う。その後、当該委員会において、履歴書、教育研究業績書等による書類審査及び面接等により候補者の選考を行い、その結果を教育研究審議会に提案し、投票によりその可否を決定する。なお、海外在住者の応募を容易にするため、平成 29 年度途中から提出書類を紙媒体から電子媒体による受付に変更し、Web システムを用いた応募を実施している。

教員の昇任は、高知工科大学教員昇任審査要綱に基づき、昇任案件ごとに学長を委員長とする人事審査委員会を教育研究審議会の下に設置して行っている（根拠資料 6－2）。構成員は、学長、副学長、教員を昇任させようとする学群等の長、当該学群等選出教員を含む5名以上である。人事審査委員会の審査は、教員評価システムによる過去3年間の評価点に加え、「各職位に求められる職能」で示す教育、研究、社会貢献、大学運営の各評価項目に着目し、業績の質と量、当該教員の将来性等を総合的に勘案して行われる。当該委員会の審査結果を教育研究審議会に提案し、投票によりその可否を決定する。

教員の再任用は、任期を定める高知工科大学教員の再任用に関する取扱要領に基づき、再任用案件ごとに教員再任用審査委員会を教育研究審議会の下に設置して行っている（根拠資料 6－10）。構成員は、学長、副学長、再任させようとする学群等の長、当該学群等選出教員を含む5名以上である。教員再任用審査委員会の審査は、要領に定められた各職位の、教員評価システムによる過去3年間の評価点の基準を満たすことに加え、勤務状況等を総合評価して行われる。当該委員会の審査結果を教育研究審議会に提案し、その可否を決定する。

以上のとおり、募集・採用、昇任等について、教育研究審議会を最終決定機関として、その下部委員会で教育研究業績、社会貢献実績、教育研究指導能力、人格等をもとに選考や審査を行い、また昇任等の基準は規程に定めるなどして周知しており（根拠資料 6－9、6－7、6－2、6－10）、公正かつ適切に実施できていると判断できる。

点検・評価項目④： ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点①：どのような FD の取り組みが組織的に行われているか

評価の視点②：教育のみならず、研究活動の活性化や社会貢献につながる資質向上も図るため、教育・研究・社会貢献活動をどのように評価し、評価結果を活用しているか

本学では、教育をはじめ、研究、社会貢献等、教員の活動のほとんどを包括する「教員評価システム」を軸にFDを展開している（根拠資料6－3、4－17）。教員評価システムは、大学がどのような教員を望ましいと考えているかを表現するものであり、このシステムの内容によって、大学の持続的発展の成否が決まるという考えのもとに構築している。本学独自の制度であり、大学が教員に期待する項目及び基準を事前に提示したうえで、年度ごとに活動実績報告を求めている。各項目に関する評価は、種別、質及び量を考慮して、数値として算出され、その総合点によって各教員の一年間の活動が評価され、この評価結果に基づき、給与の増減や昇任が決定される。

評価は、大きくは①教育、②研究、③社会貢献及び④大学運営に対する貢献の4項目から構成されており、大学の目標に即し、細分化された各評価項目にウェイトがかけられ、最終的には一元的に数値化される。例えば研究の項目では、受賞実績、論文・作品等の成果、発表・講演、科学研究費補助金の採択実績、特許等が数値化されるが、論文の例を挙げれば、筆頭著者であるかどうか、掲載された学術誌はどのようなものか、著者数は何人であるか等によって取得ポイントが変わってくる。この「定量化」が、本システムの特徴であり、活動を数値化することで、感情を除外した昇任等の審査が可能になる。また配点やウェイトに高低をつけることで、大学の方向性を示すことができる。

教員評価システムによって、各教員は、具体的に求められる教員像をイメージし、それに対して主体的に取り組むことが可能となっている。したがって、教員ひとり一人が、自らの評価を上げるため努力すれば、大学の目標が自然に達成できる仕組みとなっている。

また、教員評価システムには、学生による授業評価の結果が反映されている。授業評価は、多くの大学で実施されているものであるが、本学の場合、昇進や待遇に直接結びついているため、教員の授業改善への強い動機付けとなっている。加えて、授業評価アンケートの結果を、成績分布とともに科目単位で、すべての学生及び教職員に公開している（根拠資料4－15）。これにより学生は、科目を履修する際に、アンケート結果に表れた授業の質を参考に選択することが可能となるため、教員は、学生に選ばれる授業を行うため、授業改善への努力を積極的に行うことになる。

さらに、教員評価システムの効果による教員の資質向上への意欲に応えるため、様々な研修制度や表彰制度を整備している（根拠資料6－11）。例えば学内では、①若手教員を対象に、異なる分野の研究者間の交流を促進し、視野を広げ、境界領域での新しい展開を図ることを目的とした Young Scientists Seminar、②学内外の研究者による最先端研究の話題提供をもとに、情報交換や議論を行うサイエンスカフェ、③研究不正やハラスメント

防止等の危機管理研修等、教員の教育力・研究力・資質の向上を支援するセミナー型の研修を数多く開催している。一方、学外での研修機会としては、四国内の高等教育機関が参加する SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）主催の研修会等、各種研修会への参加を促している。

その他、学生の投票により、すばらしい授業を行ったとされる教員には、「The Teacher of the Year」として、毎年表彰を行っている（根拠資料 6－12）。また、本学の特色のひとつであるクォータ制を活用し、各教員が、一定期間に講義を集中させることで年間の 4 分の 1 の期間は講義を担当せず、研究や自己研鑽に集中できる「サバティカル・クォータ」制度を設けている。同時に、教員の国際的視野を広げ、教育研究の能力向上を図るため、海外の教育研究機関での先進的な研究・教育参画等に対し、公募制で 3 ヶ月から 1 年までの教員海外研修を支援しており、これらの制度は、教育・研究の改善につながっている（根拠資料 6－13）。

以上のとおり、教員評価システムにより、教育、研究、社会貢献、大学運営に対する貢献のそれぞれの分野を定量的に評価し、これらを給与増減や昇任に適用することによって、教員の資質向上及び大学の発展を図っている（根拠資料 6－3、4－17）。また授業評価アンケート結果を公開し、教員評価にも関連づけることで、授業の質の向上を図っている（根拠資料 4－15）。その他、学内外、国内外の研修機会を提供し、教育・研究力の向上を図っていることから（根拠資料 6－11、6－13）、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっていると判断できる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：教員組織に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく教員組織の改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

前述したとおり、教員組織の適切性は、学群等ごとに定めた教員定数をもとに、欠員補充等の機会に際し組織される教員候補者選考委員会において、分野・職位・年齢等のバランスを考慮し、都度、点検・評価している。そのうえで、より良いバランスを実現できる教員を採用すべく、公募条件を決定している。教育研究の質の向上を目的とした教員定数の改正も、近年では平成 26 年度に行った。

博士後期課程における学生指導要件は、これ自体、博士後期課程委員会における自己点検・評価の結果、平成 27 年度に導入されたものであるが、それ以降も、博士後期課程委員会において継続的に点検・評価を行っている。

FD については、前項で詳述したとおり、本学においては主に教員評価システム及び授業評価アンケートを各教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に活用しているが、それぞれの制度の点検・評価及び改善・向上は、前者は学長、副学長、研究科長、学群長等を構成員とする教員評価委員会により、後者は教育センターにより行っている。教員評価システムは、学長が新たに就任した際に、具体的な評価方法を提案し、教育研究審議会において決定することとなっているが、必要に応じ、修正をする。修正には教育研究審議会出席委員の 3 分の 2 以上の合意が必要である。また教員評価委員会は、情勢の変化や評価方法の不備を補うため、年度ごとに適用する項目を設定できる。近年では、現学長就任後 1 年をかけて評価項目の検討が行われ、平成 28 年度から授業評価や研究成果に関する評価方法の大幅な変更が適用されている（根拠資料 6－14）。一方、授業評価アンケートは、大幅な見直しを踏まえ、平成 29 年度から新たな方式で運用を開始した。

以上のとおり、教員組織の適切性及びその改善を目的とした仕組みは絶えず検証されており、また PDCI の結果として、教員定数の見直し、博士後期課程における学生指導要件の設定、教員評価システムの見直しなど、具体的改善も行われていることから（根拠資料 6－6、4－26、6－14）、教員組織に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

前項で詳述したとおり、本学は、独自開発した教員評価システムを導入している。このシステムにより、教育、研究、社会貢献、大学運営の各分野において、どのような活動を行う教員、どのような成果を出す教員を求めているかを明確にし、教員の向かうべき方向性を示している。一方で、一様な教員を求めることを目的とはしておらず、4 つの分野のどこに、どの程度注力するかは、各教員の裁量である。実績評価は毎年度末に行い、活動実績を数値化して、これを再任用や昇任審査に用いたり、給与の増減に反映したりしているため、教員にとっては絶対的な指標となっている。

教員評価システムがもたらす成果・変革の一例として、以下を挙げることができる。まず、平成 25 年度に、英語で行う専門科目の授業を担当する場合には、評価点を 1.5 倍とする制度変更を行った。これにより、日本語での授業実施よりも重い、英語での授業準備の負担に応えられる状況となり、英語で行う専門科目の導入を促進できた（根拠資料 6－15）。また平成 28 年度には、教育にかかる評価の対象となる担当科目の単位数に上限を設定し、一方で、論文や外部資金など研究にかかる評価の比重を高めた。特に科学研究費

補助金採択の評価を高くしたことで、平成 29 年度の応募数は 88 件（前年度 83 件）、うち採択 35 件（前年度 23 件）と、大幅に前年度を上回る採択数となり、過去最高の採択率（39.8%、全国 6 位）を上げることができた（根拠資料 6－16）。

今後も引き続き、大学の方針に沿った教員評価システムのもとで教員の活動を活発化し、大学の発展につなげることができるよう、工夫していく。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、大学の基本理念・目的を踏まえ、教員綱領により求める教員像を明文化するとともに、各職位に求める役割、教育研究に係る責任所在等を規程等で明確にし、また教員組織ごとの教員定数を定める等により教員組織の編制方針を明示している。この方針を踏まえ、設置基準を十分に満たす専任教員を適切に配置し、教員組織を編制している。欠員補充等に当たっては、年齢構成や専門分野、経歴のバランスに配慮し、また博士後期課程学生の指導資格を定めている。

教員の募集・採用、昇任及び再任用は、規程等に基づき、公正かつ適切に実施している。FD 活動においては、「教員評価システム」を軸とした教員の資質向上を目指すとともに、このシステムに基づく数値化された教員評価を、昇任・再任用審査や給与の増減に活用している。

教員組織の適切性は、新規採用ごとに分野・職位・年齢・性別等を考慮し、また教員評価システムを活用した教員の資質の維持・向上に努め、適正に保っている。教員評価システム、授業評価アンケートをはじめとする教員組織の適切性を向上させるための取組みは、各委員会等において恒常的に検証、検討されている。

これらのことから、求める教員像や教員組織の編制方針を踏まえ、教員組織の編制、教員の資質向上に向けた取組みを実施し、恒常的に検証及び改善等を行っているといえる。

「長所・特色」で挙げたとおり、特に本学が全学で導入する教員評価システムは、給与や昇任・再任用と連動させた取組みであり、他大学に例を見ない。大学の活性化に資する重要な制度であることから、今後も引き続き、適切に活用し、さらなる教員の資質向上、適切な教員組織の編制に取り組んでいく。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：学生支援に関する方針を示しているか

評価の視点②：上記方針はどのように学内で共有されているか

学生支援に関する方針は、本学の設立団体である高知県が定める中期目標のもと、学生支援センター、教育センター、就職センター、健康管理センター等、関連する教職協働のセンターが主体となって策定し、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会の議を経て、中期計画として公表している。

現中期目標期間においては、「学生が安心して健康な大学生活を過ごし、豊かな人間性、社会性等を養い、社会に有為な職業人として成長できるよう、多様な学生のニーズに対応した学生支援を行うとともに、学生の生活拠点の在り方について検討を行う。また、学生が望む進路実現に向けた支援を実施するとともに、県内企業への就職を促進する。」という目標のもと、中期計画を策定し、小規模大学であることの特色を活かし、入学から卒業・就職に至るまで、学生に近い位置から、教育指導の充実や学生サービスの向上を図り、支援を行っている。重視しているのは、学生の課外活動支援、経済的支援・表彰制度の充実、学びを活かす就職先の維持・開拓、国際交流の推進である。

現中期目標期間における中期計画（方針）は以下のとおりである。

- 学生支援に関する方針
 - ・ 学生が安心して学業に専念できるよう、学生の置かれた経済状況に沿った支援を行う。
 - ・ 学業以外でも充実した学生生活を送ることができるよう、課外活動や寮生活等に対し支援を行う。
 - ・ 学業や課外活動において、実績のある学生が更に向上心を高めることができるよう、表彰制度等を実施する。
 - ・ 学生が希望する進路実現に向け、学生の希望や個性及び能力に応じた、きめ細かな就職支援を行う。
 - ・ 県内企業への就職を促進するため、県内の産業界等との連携を強化し、県内企業の魅力を学生に紹介する。

- ・学生の身体的・精神的な健康を増進し、安全・安心をキーワードに学生支援の充実を図る。

中期目標・中期計画は、法人 Web サイト、大学 Web サイト、学内専用 Web サイト等に掲載され、学内共有されている（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30【ウェブ】）。

以上のとおり、学生支援の方針は大学の理念・目的に沿い、目指す方向性を示し、入学者の特質を考慮して明確に設定されており、また誰もが容易に参照できる方法で公表していることから（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30【ウェブ】）、適切に学生支援の方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②： 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点①：学生に対する修学支援は、適切な体制のもと、方針に沿って実施されているか

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育はどのように行われているか
- ・学生の自主的な学修を促進する支援はどのように行われているか
- ・障がいのある学生、留学生等、多様な学生に対する修学支援はどのように行われているか
- ・学修の継続に困難を抱える学生への対応はどのように行われているか
- ・授業料の減免、大学独自の奨学金、学外の奨学金等を通じた経済的支援はどのように行われているか

評価の視点②：学生に対する生活支援は、適切な体制のもと、方針に沿って実施されているか

- ・心身の健康・保健衛生・安全等に係る指導・相談・カウンセリング等は、どのような体制で行われているか
- ・ハラスメント防止のための体制整備等、学生の人権保障にどのように取り組んでいるか

評価の視点③：学生に対する進路支援は、適切な体制のもと、方針に沿って実施されているか

- ・キャリア教育はどのように行われているか
- ・就職支援を行う体制はどのように構築されているか

評価の視点④：その他、学生の正課外活動（部活動等）支援等、どのような支援を行っているか

本学では、学生支援の方針に基づき、学長のもとに、修学支援を担当する教育センター、就学・生活（健康・課外活動）支援を担当する学生支援センター、進路支援を担当する就職センター、留学生支援及び国際活動支援を担当する国際交流センターを設置し、各センターが事案に応じて連携し合い、学生支援の充実を図っている。

【修学支援】

修学支援については、教育センター、学生支援センター、国際交流センターが連携し、学生の主体的な学修を促進する学生提案型企画活動支援制度、成績上位者向けの支援制度、導入教育、多様な学生に対する修学支援、留学生支援等のほか、経済的支援として、特待生制度、授業料免除制度、大学院修士課程進学に向けた就学支援制度、表彰制度、チューデント・アシスタント（SA）・ティーチング・アシスタント（TA）制度等を実施している。これらの支援は、学生募集要項、学生便覧、大学 Web サイト、オリエンテーションなどを活用し、広く学内外に周知している。

主な取組みの詳細は、以下のとおり。

<成績上位者向けの支援制度>

成績上位者の自主的な学修を支援する制度として、特待生として入学した学生を対象に、平成 26 年度から「KUT アドバンスプログラム」を開始した。このプログラムでは対象者に、上級年次開講科目の特別履修を認めるほか、海外研修等の国際体験の機会、インターナショナルハウス（国際交流会館）での居住、複数の教員による学修全般のアドバイス、研究室見学や卒業研究発表会等の聴講を通じた早期の研究活動に対する動機付けの機会などを提供し、優秀な学生がより高い意識を持ち自主的に学修するための仕組みを構築している（根拠資料 7-1）。

また、学士・修士一貫教育推進の一環として、研究室の早期配属制度を設け、通常学士課程 3 年次の 2 学期から研究室に配属されるところ、プログラム対象の学生は 2 年次の 2 学期から配属できるようにした。平成 29 年度までに 26 名がこの制度を利用しており、興味のある研究分野に早い時期から触れることで、学修意欲を向上させる環境作りをしている。

平成 27 年度には、特待生以外で入学し教員の推薦を受けた 1 年次の成績上位者も 2 年次から対象に加えるとともに、学生が企画する研修等に対する支援を実施することとし、制度の充実を図った。後者の支援は、申請された専門性又は国際感覚醸成の向上に役立つ活動に対して、物品費・旅費・宿泊費・施設入館料等を対象に合計 5 万円を上限に支給す

るもので、活動終了後には報告会を実施し、学生の成果の確認と制度の実効性の検証を行っている。平成 28 年度は 9 件、平成 29 年度は 4 件の支援を実施し、学生の積極的な研究活動を促した。

これらの支援により、学生が早い時期から高いモチベーションをもって専門学修及び研究に取り組み、タイ・シンガポール研修や海外インターンシップ等の海外体験を行うなどの制度を活用した結果、大手の自動車メーカーに就職した学生、海外の大学院進学に挑戦している学生、中国に 1 年間の研究留学をしている学生などが出てきている。

<学生提案型企画活動支援制度>

教育改革（授業の質向上）の一環として、専門科目を厳選し主要科目を時間割の 1～3 限に集中的に配置する施策を平成 29 年度から開始した。その結果、まとめて確保できた 4、5 限を、教員主導の演習や補講に活用するとともに、学生の主体的かつ継続的な学修活動を推進することを目的とし、学生企画による学び合いの学修活動を公募して学修支援を行っている（根拠資料 7-2）。平成 29 年度には 8 件の応募があり、学修スペースの貸出しを行うなど、主に学修環境の面から支援を行っている。制度導入から間もないが、平成 29 年度の学生生活アンケートにおいて、前年度の学修時間と比較できる学士課程 2～3 年次生のうち、約 38%の学生が授業時間外の学修時間が増えたと回答した（根拠資料 4-5）。

<導入教育等>

推薦入試及び特別推薦入試での合格者に対し、入学前から、現在の学力に応じた数学教材による通信指導を行っており、これら入試による平成 30 年度入学者の 92.6%が申込みを行った。入学後は、主体的に学ぶために必要な基本的な方法を修得することを目的とした科目「スタディスキルズ」を設け、主として企業出身の、実務経験豊富な、教育を専門に行う「教育講師」が担当している。具体的には、文献等の内容を理解する力、レポート等を論理的に記述する力、自分の意見を他人にわかるように伝える力、わからないことを調査し解決策を立案できる力等を修得する。また英語・数学科目については、入学時にプレースメントテストを実施し、その結果に応じた習熟度別クラスを編成している。新入生オリエンテーションでは、本学の教育システムやシラバスの閲覧方法、履修登録の方法等のガイダンスを行うとともに、1 年次から学年担任あるいはアドバイザーを置き、クォーターごとの履修登録の確認等、個別に履修指導を行う体制を構築している。

<オフィスアワー制度>

学生と教員の緊密なコミュニケーションを図るため、オフィスアワー制度を実施している。専任教員があらかじめ決めた時間帯に自室で待機することとし、その時間帯を学生にポータルサイトや自室への掲示で公開することで、学生が修学、研究、学生生活等について、教員に相談しやすい環境を整備している。

<多様な学生に対する修学支援>

学年担任や指導教員等、教員個人への過度な依存を軽減し、成績不振者の減少を組織的に図ることを目的として、クォータ制度を活用した成績不振者への対応を平成 26 年度から開始した。年 4 回、各クォータが終了するたびに成績不振者のリスト作成を行い、教育センターで報告したうえで各学群に対応を求めている。成績不振者への実際の対応は、学年担任や指導教員等と学生間で行うことが基本となるが、各学群も状況を把握し、各学群が保護者との面談が必要と判断した場合、大学から保護者に対し呼び出しを行っている。また、主要科目の 1～3 限配置により、4、5 限目を開講科目の補習教育を行う時間として活用し、成績不振者への支援を行っている。

学生が休学、退学をする場合には、学年担任、アドバイザーあるいは指導教員の意見書作成を義務付けるとともに、事前に学生の個別の事情を把握し、相談・指導を行うことにより、休退学の抑制に努めている。休退学は毎月の教育研究審議会で決定し、教授会に報告を行い、教員に情報を共有している。また、学生や保護者から休退学の相談があった場合、以下のように複数の事務組織で協力し支援している。

- 経済的理由による休学・退学を検討している学生には、学生支援課と教務課が連携して、個々の事情に応じて授業料免除制度や授業料の延納、分納の紹介、奨学金の増額や緊急採用等の案内を行う。
- 学生生活に対し、あるいは身体的・精神的に不安を抱える学生には、健康相談室と教務課が連携して、必要があれば学生によるピア・サポーター活動や臨床心理士による学生心理相談制度を紹介する。

障がいのある学生については、入学試験時に修学上の配慮が必要であるとの申し出があった場合に、入学決定後に入試課から教務課等の関連部署に情報が提供され、学生及び保護者から必要な措置についてヒアリングを行い、健康相談室を中心に教務課、学生支援課が連携し支援している。障がいのある学生に対する修学支援としては、例えば、PC を用いた試験解答の特別認可（手の障がい）、車いす用の机の設置、補聴器の貸出、ノートテイク制度の実施など、個々の障がいに応じた対応を行っている。

留学生に対しては、日本人学生と同様の修学支援のほか、国際交流課において学生生活全般のサポートを行っている。平成 25 年度には、良好な住環境を提供することで教育研

究を推進し、また学生間国際交流を促進するため、外国人留学生と日本人学生が生活を共にするインターナショナルハウスを香美キャンパス内に整備し、運用を開始した。

<特待生制度>

(学士・修士課程での特待生制度)

極めて優秀な学生に経済的支援を行うことを目的に、大学入試センター試験の結果による特待生制度を導入し、入学料・授業料の免除や奨学金の給付を行うことで、学生の生活支援とその学修活動を奨励している(根拠資料 7-3、4-8)。以下がその概要である。

志望学群	区分	認定基準 (※1)	入学料/授業 料免除	給付奨学金	対象期間
システム工学群 環境理工学群 情報学群	特待生 S	80%以上	あり	月 10 万円	最長 5 年間
	特待生 A	70%以上	なし	月 5 万円	
	特待生 A	70%以上 もしくは 75%以上 (※2)	なし	月 5 万円	
経済・マネジメント学群	特待生 S	80%以上	あり	月 10 万円	最長 4 年間
	特待生 A	70%以上 もしくは 75%以上 (※2)	なし	月 5 万円	

※1 センター試験の教科・科目・配点は、志望する学群の前期日程 A 方式に準ずる

※2 入試区分により異なる

特待生として入学した学生は、前述した成績上位者向け支援制度「KUT アドバンストプログラム」に参加し、様々な支援を受けることで、さらに成長している。平成 29 年度に特待生として経済的支援を受けた学生は、特待生 S が 6 名、特待生 A が 33 名であった。(大学基礎データ表 7)

(博士後期課程特待生制度)

特に優秀な博士後期課程学生の就学を奨励するため、博士後期課程特待生制度 (Special Scholarship Program: SSP) を設けている(根拠資料 7-4、7-5【ウェブ】)。本制度により学生は、経済的負担・不安を抱えることなく、在学中の時間を有効に使って指導教員と共に研究を推し進めながら学位取得を目指すこと

ができる。授業料等全額免除に加え、先端的研究プロジェクトに従事することにより給与が支給される。これらは、特に海外出身の優秀な博士後期課程学生に対する就学支援施策となっている。平成 30 年 10 月現在、このプログラムにより支援を受けている学生は 32 名であり、全博士後期課程学生の約 52%を占める。これら学生による研究成果も次々とあがっている。例えば最近では、「国際学会 IEEE ISR 2018」で優秀論文賞を受賞、またドイツ触媒学会が発行する国際的な学術論文誌「ChemCatChem」に研究論文が掲載されるなどの実績がある（根拠資料 7－6）。

<授業料免除制度>

（高知県内高等学校出身者に対する授業料免除制度）

一般入試で合格した者のうち、高知県内高等学校在学中に、生活保護法による被保護世帯に属し授業料免除を受けていた者を対象とし、入学料及び原則として 4 年間の授業料を免除する制度を実施している（根拠資料 7－7）。

（経済的理由による授業料免除）

経済的理由によって授業料の納付が困難と認められ、かつ、学業成績が優秀である者に対し、年間授業料の全額もしくは半額を免除する制度を実施している（根拠資料 7－8、1－3【ウェブ】、1－4）。平成 26 年度に制度改正を行い、それまで半額免除のみであったものに全額免除を追加し、制度の拡充を図った。平成 30 年度は、全額 26 名、半額 71 名の合計 97 名の授業料を免除した。当該制度については、入学前に学生募集要項で案内しているほか、入学後には学内で説明会を開催し、制度の周知を行っている。

また当該制度において、被災者に対する授業料免除も実施しており、罹災認定をもとに、全壊は全額免除、大規模半壊もしくは半壊であれば半額免除としている。平成 28 年熊本地震では、全額 2 名及び半額 1 名、平成 30 年 7 月豪雨では、半額 2 名の授業料を免除した。

（修士課程就学支援制度）

経済的理由によって授業料の納付が困難と認められる者であって、本学学士課程に在学し、本学大学院修士課程への入学を希望する者に対し、年間授業料の全額もしくは半額を免除する制度を実施している（根拠資料 7－9、1－3【ウェブ】、1－4）。

本制度は平成 29 年度に新設されたもので、学士課程在学中の進路決定前に採否を決定する仕組みとなっており、大学院進学機会の拡充を図った。平成 29 年度に募集を行い採用が決定した者のうち、平成 30 年度に実際に入学した者について、全額 10 名、半額 36 名の合計 46 名の授業料を免除した。この制度の導入等の成果として、平成 30 年度に本学

学士課程から修士課程に進学した学生は、前年度の 99 名から 31%増の 130 名となった（根拠資料 3－8）。

（各種奨学金制度）

日本学生支援機構奨学金の制度については、合格者へ送付する入学手続資料への案内の同封、入学後の掲示、学生専用ポータルサイトによる周知、説明会の実施等により、学生への周知及び理解を深めるための取組みを行っている。また、学外の団体等から本学に通知のあった奨学金については、掲示のみでなく募集内容に合った対象者に対しメール通知をするなど、周知を行っている。

<表彰制度>

各種表彰制度を設け、学業や課外活動において優秀な成績を修めた学生に対し表彰を行い、副賞として奨学金を支給するなどしている（根拠資料 7－10）。表彰制度については、新入生オリエンテーションや学群別オリエンテーション、学内専用 Web サイト、学生便覧等において周知を行っている。平成 29 年度の表彰者は、個人 129 名及び 3 団体であった。

（概要）

名称	種別	副賞
学長賞	学業成績最優秀賞	奨学金 30 万円（単年度）
	学業成績優秀賞	奨学金 10 万円（単年度）
	アスリート特別優秀賞	奨学金 30 万円（単年度）
	アスリート優秀賞	奨学金 10 万円（単年度）
	文化特別優秀賞	奨学金 30 万円（単年度）
	文化優秀賞	奨学金 10 万円（単年度）
廣井勇賞		小樽港見学（2 泊 3 日）
学長褒賞		ギフトカード 1 万円分
岡村賞		表彰盾
末松賞		表彰盾・銀メダル
佐久間賞		表彰盾

<スチューデント・アシスタント（SA）制度>

SA 制度は、学士課程の学生を対象としており、学生が講義の空き時間を利用して、教育活動に関する運営補助業務、図書館のカウンター業務、本学主催の各種行事の補助的業務、大学内の環境美化運動等に従事することで、給与を支給し、学生の経済的負担を軽減

する制度である（根拠資料 7-11）。業務に応じて学生専用ポータルサイトや学内専用 Web サイトを通じて SA の募集を行っている。平成 29 年度は、66 名の学士課程学生が制度を活用した。

＜ティーチング・アシスタント（TA）制度＞

TA 制度は、修士課程の学生を対象としており、科目担当教員の指示に従い授業（実験・実習・演習を含む）の準備や実施等の教育補助業務を行うことで、給与を支給し、学生の経済的負担を軽減する制度である（根拠資料 7-12）。優秀な大学院生に教育の補助業務を行わせることで、本学の教育の質向上を目指し、また指導力の育成を図っている。平成 29 年度は、188 名の修士課程学生が制度を活用した。

＜アルバイト募集情報の提供＞

外部のアルバイト募集の情報については、学生支援課を窓口として受け付け、学内専用 Web サイトに掲載し、学生が情報を容易に得ることができるシステムを構築している。

【生活支援】

生活支援は、就学・生活（健康・課外活動）支援を担当する学生支援センターの下に、ヘルスケアを担当する健康管理センターを設置し、両センターの協力・分担により充実を図っている。ハラスメントについては、教職協働の委員会であるハラスメント防止・対策委員会が、対応を行っている。

また、学生や教職員の健康を維持するため、各キャンパスに健康相談室を置き、保健師や看護師資格を有する職員が、応急処置等のほか、随時健康相談・保健指導、またカウンセラーによる学生心理相談の申込み受付等を行っている。

定期健康診断は全学生を対象として春に実施し、秋季入学の新入生については秋に実施している。その結果が要検査であった学生に対し、個別に結果の説明や医療機関の紹介、必要に応じて生活指導を行う。

学生心理相談は、実施する日時を学内掲示又は健康相談室 Web サイトで周知し、申込みをした学生に対し、専任のカウンセラーが相談に応じている。あわせて、支援が必要な学生の早期発見、早期対応ができる体制の構築を目指し、外部業者への委託による「電話による 24 時間健康医療相談」「メンタルヘルスカウンセリング」を、平成 27 年度から開始した（根拠資料 7-13）。「電話による 24 時間健康医療相談」は、医師、保健師、看護師等の相談スタッフが、健康・医療等に関する相談に対し、常時、アドバイスや医療機

関情報等の提供を行うもので、「メンタルヘルスカウンセリング」は、臨床心理士等の心理カウンセラーが、電話、Web サイト、面談によりカウンセリングを実施するものである。そのほか、定期健康診断において、全学生に精神的健康調査（University Personality Inventory: UPI）を実施し、学生の状況を把握するとともに、必要な学生に対しては個別面談等の対応を行っている（根拠資料 7-14）。

また、学生同士の助け合いを目的として、2 年次生以上の事前研修を受けた学生によるピア・サポーター活動を実施している（根拠資料 7-15）。活動日時や場所を学内掲示等により周知し、大学生生活、履修・勉強方法など、多岐にわたる内容について、上級生に気軽に相談できる場所と機会を提供する活動となっている。

ハラスメント対応は、学生支援センター長や学群長、女性の専任教員等を含むハラスメント防止・対策委員会を設置するとともに、相談窓口（アドバイザー・担任、教育講師、ピア・サポーター、各学群事務室、事務局各部署）及び相談員を配置し、ハラスメントに関する情報とあわせて相談窓口の一覧等を大学 Web サイトや学生便覧等に提示することで、随時、相談に応じられる体制としている（根拠資料 7-16【ウェブ】、1-4）。相談員は、男女比や所属学群、教員・職員の別、キャンパス等の属性のバランスを考慮し、ハラスメント防止・対策委員会の推薦により、学長が委嘱している（根拠資料 7-17）。

安価で安全な住環境を提供するため、学内外に 4 種類の学生寮を整備しており（根拠資料 1-3【ウェブ】）、平成 30 年度は、開学時からあるドミトリーに 236 名、スポーツ活動に取り組む学生向けの楠目寮に 27 名、女子寮である香美寮に 96 名、永国寺キャンパスに通学する学生向けのたかそね寮に 44 名が入寮している。また、大学敷地内に整備しているインターナショナルハウスには、平成 30 年 10 月現在、留学生 31 名・日本人学生 10 名が入居しており、互いの文化に触れながら、切磋琢磨できる環境を提供している。学生全体の約 17%が入寮しており、安心して勉学等に打ち込むことができる環境で学生生活を送っている。

大学敷地内の寮及びインターナショナルハウスには、業務委託による管理人が 24 時間常駐しており、寮の担当である学生支援課と密に連絡を取りながら、学生の生活支援及び指導を行っている。

そのほか、平成 27 年度に永国寺キャンパスを開設し、2 キャンパス化したことから、キャンパス間の移動にかかる学生の負担軽減と 2 キャンパス間の交流、課外活動の活性化を目的として、キャンパス間連絡バスの運行を開始した。当初は 1 台による運行体制であったが、平成 30 年度から 2 台による運行体制とし、利便性の向上を図った。

【進路支援】

就職支援は、就職センターにおいて方針を議論し、各学群に置かれる就職担当教員及び就職支援課の事務職員を中心に、支援施策を実施している。

<キャリア教育>

本学ではキャリア教育を正課科目の中で実施しており、学生の希望や個性及び能力の分析から始め、段階的に学生が希望する進路実現に向けた支援を行っている。

- キャリア・プラン基礎：

学士課程2年次に開講し、自己分析などを通じてどの分野で働きキャリア形成するかを考える（根拠資料7-18【ウェブ】）。

- キャリア・プラン1、キャリア・プラン2：

学士課程3年次に開講し、SPI模試や業界・企業研究の方法、履歴書等の書き方、模擬面接など、就職活動に直結した実践的な内容を学ぶ。また、企業の第一線で活躍する方たちの講演や4年次生の就職活動体験談など、多彩なプログラムで、段階を追って就職・仕事に対する心構えを確かなものにしていく（根拠資料7-19【ウェブ】、7-20【ウェブ】）。

- インターンシップ：

学士課程3年次に開講し、企業、自治体等において実際の仕事を体験し、「働くこと」に対するイメージを身に付けるとともに、社会で求められる能力を考え、今後の学びの課題と目標を明確にする。経済・マネジメント学群では2年次にも開講（根拠資料7-21【ウェブ】）。

インターンシップは、夏期休暇中等に2週間程度、実社会における体験を通じて、組織の仕組みや業務の流れを実感し、職場における人間関係やマナーなどに対する理解を深めるとともに、学生が自身の適性やキャリアプランを考える動機付けを目的とし、キャリア教育と位置づけて実施している。平成29年度学士課程3年次生566名のうち、インターンシップに参加した学生は384名で、およそ70%の学生がインターンシップに参加している。

また、海外の企業等の仕事を体験するとともに、グローバル社会で求められる能力を考えることを目的として海外インターンシップを実施しており、大学が斡旋するプログラムとして参加学生を募集し、平成30年度はタイ3社、ベトナム1社、マレーシア1社、シンガポール1社に6名が参加した。このプログラムでは旅費の経済的支援も実施しており、学生は5万円の旅費及び食費等の自己負担のみで参加が可能となっている（根拠資料

7-22、7-23【ウェブ】）。あわせて、学生の自主開拓による海外企業等へのインターンシップも募集し、同様の支援を行っている。

<就職支援>

就職支援の施策は、以下のような取組みを中心に、教職員が個々の学生に応じた就職相談や進路指導を行っている。

- 本学の就職支援制度の活用方法、企業研究や自己分析の方法などを紹介し、就職活動に段階的に取り組める内容をまとめた就職ハンドブックの作成・配布（根拠資料7-24）
- 学内に企業を招き学生との情報交換の場を提供する学内合同業界研究セミナー・学内個別会社説明会の開催（根拠資料7-25）
- 大阪等で行われる合同会社説明会への学生の参加を支援するための就職活動支援バスツアー（根拠資料7-26）
- 本学教員の指導を中心とした模擬面接
- 公務員受験希望者へのサポートを目的とした公務員試験対策講座の開講（根拠資料7-27）
- ハローワークのジョブサポーターによる就職相談制度の実施（根拠資料7-28）
- 企業の採用担当者を対象としたオープンキャンパスとして、大学説明会を開催（根拠資料7-29）
- 企業との関係構築及び就職先の新規開拓を目指した教職員による企業訪問

そのほか、県内企業への就職を促進するため、県内企業ならびに県との連携・協力による業界研究会及び県内企業によるインターンシップマッチングセミナーへの参加促進を行っている。

【その他学生支援】

<課外活動支援>

学業以外でも充実した生活を行えるよう、大学が認めた学生団体の活動に対して、活動場所の提供や本学後援会と連携した課外活動費の助成を実施している（根拠資料7-30）。学生団体は、毎年度の継続手続きの際に活動計画や活動報告を大学に提出することになっており、これにより活動状況を把握し、必要に応じて指導等を行っている。また、課外活動に対する支援充実のため、専門指導者の招聘制度を実施するとともに、学生の課

外活動費の負担軽減策として、課外活動支援バスの充実を図り、中型バス 2 台、マイクロバス 2 台を保有し、遠征等で使用している。

このような支援を活用した学生団体のうち、平成 29 年度に、男子バレーボール部が第 53 回四国大学秋季リーグで優勝、フットサル部が第 9 回四国カレッジフットサル選手権で優勝、平成 30 年度に、卓球部が第 58 回全国国公立大学卓球大会で男女ともに団体優勝したほか、ソフトボール部が四国地区大学ソフトボール秋季大会で優勝、硬式野球部が秋季四国六大学野球リーグ戦において優勝を果たすなど、着実に実績を上げている。

<国際交流支援>

国際交流センターでは、留学生支援のほか、学生の国際性を涵養するため、次のような国際体験の機会を提供し、支援を実施している（根拠資料 4－6）。また、学生及び教職員を対象とした「海外渡航前危機管理オリエンテーション」（根拠資料 7－31）の開催や大学 Web サイトへの「海外渡航する際の危機管理・手続」（根拠資料 7－32【ウェブ】）の掲載等により、危機管理意識の向上を図っている。あわせて、教職員に対しては、学生海外派遣又はそのプログラムを企画・実施する際の留意点や助成制度等をまとめたマニュアル（根拠資料 7－33）及び海外での重大事故発生時の対応マニュアル（根拠資料 7－34）を、学内専用 Web サイトで公開し、啓発している。

- 協定校への留学：単位取得や研究を目的とした派遣留学。学生交流協定締結校は平成 30 年 10 月現在 47 大学。旅費助成有り（根拠資料 7－35【ウェブ】、7－36）。
- 修士課程学生に対する研究留学奨励プログラム：指導教員と研究交流のある海外大学等に数週間から 3 ヶ月、研究留学する学生に奨学金を支給。環境理工学群で独自に実施していた海外研究留学プログラムを、全学向けに発展させ、平成 29 年度から運用開始（根拠資料 7－37）。平成 30 年度の実績は 11 か国 23 名。
- 本学主催の海外研修：本学が企画する海外研修に学生を派遣。例えば、ホームステイや現地学生と同室での寮生活を体験しながら集中的に英語を学ぶ「English Boot Camp」（10 日間程度～3 週間）において、平成 30 年度はアメリカに 14 名、カナダに 17 名を派遣。また、アジアの協定大学や研究施設を訪問するタイ・シンガポール研修（10 日間程度）には、平成 30 年度 20 名の学生が参加。旅費助成有り。
- 国際学会での研究発表：国際学会において、英語で発表する機会を提供。平成 29 年度実績は 154 名。旅費助成有り（根拠資料 7－38）。

- 本学主催国際サマースクール：海外の大学から学生を招き、サマースクールを実施し、本学学生も参加させ、交流を図る（10日間程度）。平成30年度は、海外の8大学から15名、本学学生24名が参加。
- 留学生交流プログラム：本学在籍の留学生と日本人学生の交流の場を提供。華道や茶道といった日本文化の体験や国内の歴史的・文化的名所を巡る研修ツアー等で構成する日本文化研修（根拠資料7-39）やランチを共にする「ランチアワー」等。
- 「トビタテ！留学 JAPAN」による留学：文部科学省と民間企業が協働で推奨する留学支援制度を活用した留学。フィールドワーク等の実践活動を含む留学計画の立案及び応募を支援。これまでに3名の学生が当該制度により留学（平成31年1月現在）。
- 他機関主催の海外短期プログラム：海外の大学や団体が主催する様々な短期プログラムを紹介。平成30年度は安徽大学（中国）に2名、泰日工業大学（タイ）に2名、フラデツ・クラロヴェ大学（チェコ）に1名の学生が、各大学のサマースクールに参加。旅費助成有り（根拠資料7-36）。

以上のとおり、学長の下に、主に修学支援を担当する教育センター、就学・生活（健康・課外活動）支援を担当する学生支援センター、進路支援を担当する就職センター、留学生支援及び国際活動支援を担当する国際交流センターを設置し、各センターにおいて方針に基づいた支援施策を検討・改善し、十分な学生支援を行っていることから、方針に基づいた学生支援の体制を整備し、適切な学生支援を行っていると判断できる。

点検・評価項目③： 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：学生支援に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく学生支援の改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

各期中期目標・中期計画を達成するため、中期計画を細分化した年度計画を策定し、以下の各組織が中心となって、それぞれ所掌する分野の学生支援の適切性について、絶えず自己点検・評価を行っている。また自己点検・評価結果を以降の年度計画・中期計画に反映し、学生支援の改善・向上につなげている。

具体的には、いずれも以下のセンター等が、それぞれの分野について PDCI のサイクルを担っている。

- 学修の継続に困難を抱える学生への支援、学生の自主学修に対する支援等：教育センター
- 授業料減免・奨学金等の経済的支援、課外活動、生活環境等に関すること：学生支援センター
- 学生の健康管理に関すること：健康管理センター（学生支援センターの下部組織）
- 学生の人権に関すること：ハラスメント防止・対策委員会
- 就職支援に関すること：就職センター
- 留学生支援・国際交流活動支援に関すること：国際交流センター

さらに、学生支援に関しては、毎年度、学生生活アンケートを全学生に対し実施しており、その結果を学生支援の改善・向上につなげている（根拠資料 4－5）。

例えば、経済的理由による授業料免除制度を担当する学生支援センターでは、その実施状況や入学生の経済状況の動向、学生アンケート等をもとに、より良い制度に向けた改善を行っており、平成 26 年度には制度の大幅な改正を行い、全額免除の創設や学業基準の緩和等を実施した（根拠資料 7－40）。

また、平成 29 年度には、意欲ある学生が学びやすい環境を整備するため、修士課程就学支援制度を新設した（根拠資料 7－41）。これは、大学院進学にあたって経済的負担が大きな障壁の一つとなっていることから、学生支援センターでその解消のための施策として行ったものである。

これら自己点検・評価に基づく学生支援の改善・向上の結果は、毎年度及び中期目標期間ごとに業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会による確認・指摘等を踏まえたのち、第三者委員会である高知県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。また業務実績報告書及び高知県公立大学法人評価委員会による評価結果は、法人 Web サイト、大学 Web サイトで公開している（根拠資料 3－10【ウェブ】、1－8【ウェブ】）。

以上のとおり、学生支援の適切性は外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認されており、また PDCI の結果として具体的改善も行われていることから（根拠資料 4－5、7－40、7－41）、学生支援に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

(2) 長所・特色

就職支援については、学生と企業のマッチングを図りながら就職率を向上させることを目標に、体系的にキャリア教育を実施し、早期に進路実現に向けた動機付けを行うとともに、学生の就職活動に対する支援策の充実を図っている。なかでもインターンシップをキャリア教育と位置づけ、多くの学生がインターンシップに参加することができる仕組みを構築するとともに、グローバル社会で活躍できる人材育成を意識した海外インターンシップ制度を運用し、経済的支援も実施していることは、特筆できる。

就職活動を開始した学生に対しても、平成 29 年度は、13 回の学内合同業界研究セミナー・89 社の学内個別説明会の開催、就職活動支援バスツアー10 便を無料提供、約 400 社を招いての大学説明会の開催等、本学独自の就職支援施策を行った。

これらのキャリア教育及び就職支援施策を実施するとともに、就職支援を担当する教職員がきめ細やかな指導等を行い、例年 95%を超える就職率を上げている（根拠資料 7-42【ウェブ】）。

また、学生の国際性を高めるため、語学力向上、国際性の醸成を目指す様々なプログラムに多大な経済的支援を行っている点も、本学の学生支援の特徴として挙げることができる。極めて安価又は無償に近い形で参加できる国内・海外のプログラムが多い。例えば以下のとおりである。

- 海外インターンシップ（国内 1 週間＋海外 3 週間程度）：学生負担は 5 万円。他の海外渡航費、現地滞在費は大学が補助
- タイ・シンガポール研修（約 10 日間）：学生負担は 3 万円。他の海外渡航費、現地滞在費は大学が補助
- 米国イリノイでの語学研修（約 3 週間）：学生負担は 15 万円及び関西国際空港までの国内旅費。他の海外渡航費、現地滞在費は大学が補助
- カナダ・バンクーバーでの語学研修（約 10 日間）：学生負担は 12 万円及び関西国際空港までの国内旅費。他の海外渡航費、現地滞在費は大学が補助
- 協定締結大学への留学、短期研修プログラムへの参加：旅費の半額、上限 5 万円までの助成
- 海外で開催される国際学会での発表にかかる旅費：ほとんどのケースで全額を支援
- 修士課程学生に対する研究留学奨励プログラム（2 週間～3 ヶ月）：15 万円～45 万円の奨学金を支給
- 本学で開催する国際サマースクール（約 10 日間）：1 泊 2 日の研修旅行等も含め、ほぼ無償で参加可能

欧米で開催されるプログラムでも、学生の経済的負担は一般のプログラムと比較し3分の1から4分の1程度におさまっている。他に、ネイティブとの少人数での英会話練習（クォータごと）やTOEIC対策講座（学期ごと）も数千円で受講でき、市場価格と比較すると極めて安価である（根拠資料7-43）。また、本学英语教員等が対応する英語学修に特化したアクティブラーニングスペース「E-Square」の活用は無償である（根拠資料4-6）。これら様々な支援により、学生本人の経済状況に関わらず、在学中に国際体験が行える環境となっている（根拠資料7-44）。

一方で、これら国際体験を大学の支援により行える学生数は未だ限定的であり、また、参加を希望する学生の裾野も十分に広がりを見せているとはいえない。今後も引き続き、支援を行うと同時に、これらプログラムに興味をもつ学生を増やしていく方策を検討していく。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、大学の基本理念・目的に沿った学生支援の方針を明示するとともに、教職協働の各センターが対応するなど、学生支援の体制を整備している。また、各センターは、必要に応じて連携を図りながら、学生支援を行っている。

教育センターでは、学生の自主的な学修を促進する施策を実施するとともに、成績上位者、入学直後の学生、成績不振の学生、学修の継続に困難を抱える学生、障がい者等、多様な学生に対する修学支援に取り組んでいる。学生支援センターは、特待生制度、授業料免除制度、表彰制度等の運用、また学生の健康管理や寮の管理、課外活動支援を行う。就職センターはキャリア教育や就職支援を行い、国際交流センターは、留学生支援、国際体験の機会提供を行っている。

教職協働の各センターで取り組んできた施策において、例えば、新設した修士課程就学支援制度の開始後、修士課程への進学者が増加傾向にあることや、長所・特色で挙げたとおり、キャリア教育や本学独自の就職支援策の実施により、学士課程・修士課程の就職率は例年95%を超えるなど、成果がみられる。就職支援の取組みは、およそ70%の学生が参加するインターンシップ、100社近い企業が学内において開催する個別説明会、無料活用できる就職活動支援バスツアー等、経済的支援の状況も含め、高い水準にある。また、

学生の国際性を高める支援の取組みも、修士課程での研究留学奨励、国際学会での発表奨励、海外で実施される複数の研修プログラム、海外インターンシップ等、多彩かつ経済的にも大学の補助により安価に参加できる内容となっている。多様な学生に対する修学支援、授業料免除や表彰制度、寮の提供や課外活動支援、健康管理等の生活支援も、大学基準に照らして十分である。

これらのことから、本学は、学生への修学支援、生活支援、進路支援を、方針に沿い、卓越した水準で適切に実施し、また教職協働の各センターにおいて定期的な検証を重ね、改善・向上につなげているといえる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点①：学生の学修や教員による教育研究等の環境・条件を整えるための方針を示しているか

評価の視点②：上記方針は学内でどのように共有されているか

教育研究等環境に関する方針は、本学の設立団体である高知県が定める中期目標のもと、施設管理委員会、情報センター、附属情報図書館及び附属情報図書館事務部、研究本部及び事務局研究連携部等、関連する教職協働組織が主体となって策定し、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会の議を経て、中期計画として公表している。

現中期目標期間における中期計画（方針）は以下のとおりである。

- 施設及び設備の整備、活用等に関する方針
 - ・ 教育研究及び学生生活に資する環境の整備に努めるとともに、老朽化施設及び修繕が必要な施設について更新又は修繕を実施し、法人全体での施設マネジメントのもと有効活用を図る。
- 教育の実施体制に関する方針
 - ・ 大学の理念に沿った教育を提供するため、教員体制及び評価制度の充実や教育環境の整備等を行う。
- 研究の実施体制に関する方針
 - ・ 優れた研究の芽及び優れた成果を上げている分野に対して、人的及び物的資源の重点投資を行い、研究活動の充実を図る。
 - ・ 研究活動を充実させるため、最先端の基盤的研究機器の導入及び活用を図る。
 - ・ 研究情報の取得を容易にするため、附属情報図書館資料の充実を図る。
- 自己収入の増加に関する方針
 - ・ 外部資金獲得に関する取組を強化する。
- 安全管理に関する方針
 - ・ 安全で安心な教育研究環境を確保するため、安全・衛生管理を行う。
 - ・ 南海トラフ地震などの大規模災害に備え、防災計画の策定や避難訓練等、学生及び教職員の安全確保に取り組む。

● 情報管理に関する方針

効率的、合理的な大学の業務運営を実現するため、情報インフラの維持及び整備を行うとともに情報セキュリティ対策を強化する。

中期目標・中期計画は、法人 Web サイト、大学 Web サイト、学内専用 Web サイト等に掲載され、学内共有されている（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30【ウェブ】）。

また、施設・設備に関しては、学長を含む施設管理委員会が、平成 29 年度から 12 年間の中長期修繕計画を策定している（根拠資料 8－1）。主たる修繕については、以下のとおりである。

2018 年度：火災感知器、電気式ヒートポンプチラーの更新等

2019 年度：本館エアコン、換気扇の更新等

2020 年度：教育研究棟 A 棟エアコン、換気扇の更新等

2021 年度：教育研究棟 B 棟エアコン、換気扇の更新等

2022 年度：ドミトリ－A 棟改修等

以上のとおり、学生の学修や教員による教育研究活動の環境・条件を整備するための方針は、大学の理念・目的及び学群等の目的に沿い、目指す方向性を示しており、また誰もが容易に参照できる方法で公表していることから（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30【ウェブ】）、適切に教育研究等環境整備の方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点①：必要な施設・設備等は適切に整備・管理されているか

- ・校地・校舎面積は大学設置基準を満たしているか
- ・学生が自主的に学修に取り組み、教員が十分に教育研究活動を展開できるよう、どのような点を考慮して整備されているか
- ・施設・設備等の使用者の安全及び衛生はどのように確保されているか
- ・学生の視点に立ったネットワーク環境や ICT 機器の整備が行えているか、活用が促進されているか
- ・教職員及び学生の情報倫理の確立を図る取り組みがなされているか

【施設・設備】

大学用地については、開学当初は香美キャンパスのみであり、総面積 169,245 m²（実測面積）、開学までに整備した建物は本館・附属情報図書館、教育研究棟A、同B、講義棟、学生会館、講堂、体育館、ドミトリーなどで、のべ床面積 57,350 m²であった。その後、研究室や実験室の充実を図るため、教育研究棟C（6,236 m²）、ナノ創製センター棟（362 m²）を建設した。

他方、文武両道を修め、他の学生に良い影響を与えられる学生を選抜する特別推薦入試を平成 23 年度入試から導入したのに伴い、スポーツ施設の充実に努め、平成 22 年度には野球・ソフトボールを対象とした雨天練習場を設置、平成 23 年度には体育館に武道場・卓球場・弓道場・部室棟を併設、平成 24 年度には全天候型テニスコートを整備、平成 27 年度には野球場及びフットサルコート进行建設した。

また、学生の国際交流を活性化し本学の国際化を推進するため、平成 25 年度に、留学生及び日本人学生が多文化環境で共に生活するインターナショナルハウス（国際交流会館）を設置した。さらに、安価で安全な住環境を提供し、学生が安心して勉強に取り組めるよう、他の寮の整備にも取り組み、平成 26 年度には、それまでの留学生寮をスポーツ活動に取り組む学生向けの寮（楠目寮）として運用を開始した。平成 27 年度には、香美キャンパス内へ女子寮（香美寮）を新たに設置し、高知市中心部に永国寺キャンパス（高知県立大学及び高知短期大学と共用）が開設されたことに伴い、同キャンパスに通学する学生向けの学生寮（たかそね寮）も設置した。香美寮及びたかそね寮は、4 名又は 8 名の学生によるシェアハウスタイプの学生寮であり、共同生活によって、学生の社会性、協調性、コミュニケーション能力等を育成することを目的としている。

永国寺キャンパスは、平成 27 年度の開設時に教育研究棟を新築、地域連携棟を改築した。以降、平成 29 年度には図書館及び体育館を新築、平成 30 年度には学生会館を改築し、正課外活動に必要な施設の整備を進めてきた。

両キャンパスの校舎敷地面積は、香美キャンパスは 130,357m²、永国寺キャンパスは高知県立大学及び高知短期大学との共用として 16,782m²、校舎面積は、香美キャンパスは 50,966.7m²、永国寺キャンパスは専用及び共用で 21,039.9m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積を十分に確保している（大学基礎データ表 1）。

両キャンパスの教育研究設備は、それぞれを利用する学群の分野や立地条件等を反映したのものとなっている。香美キャンパスは郊外に敷地をもち、主に工学系 3 学群が利用するため、風洞実験室などの大型設備や MRI、クリーンルーム、スーパーコンピュータなどの

先端的研究を行える、高度な研究設備を有している。さらに平成 29 年度からは、多様な学修・研究形態に対応できるよう、附属情報図書館を 24 時間開館とした。

永国寺キャンパスは経済・マネジメント学群が利用し、高知市中心部に敷地を有するキャンパスであり、高知県立大学及び高知短期大学と共同利用している。この特性を鑑み、アクティブラーニングスタジオを 2 部屋、グループスタディールームを 14 部屋設け、議論や発表、グループワークなどの自主的、能動的な学修を支援する設備が充実している。また平成 28 年度には経済実験室が完成し、教育研究に利用している。平成 29 年度にはキャンパス近隣にフューチャー・デザイン研究所を開所した。

【安全・衛生管理】

学生の安全確保のために、両キャンパスの教育研究棟は、入退室管理システムにより休日・夜間の関係者以外の立ち入りを制限している。また敷地内、校舎内の主要な箇所には防犯カメラを設置し、巡回警備と機械警備による 24 時間警備を実施している。通行面の安全にも配慮し、構内への自転車の乗り入れを制限するとともに、構内の主要な通路には外灯を増設し、夜間の安全を確保している。

工学系大学として必須である危険物質の取扱いについては、まずエックス線について、高知工科大学エックス線等障害予防規程を整備し、労働安全衛生法を遵守している（根拠資料 8－2）。また化学物質については、高知工科大学化学物質管理規程及び高知工科大学化学物質管理実施要領を定め、薬品管理システムによって試薬の種類及び数量の管理を徹底し、学内の安全な化学物質の取扱いに努めている（根拠資料 8－3、8－4）。

教職員の労働災害及び健康障害を防止する目的では、高知県公立大学法人職員安全衛生管理規程を定め、事業所（キャンパス）ごとに衛生委員会をおいて、労働者の安全衛生に係る事項を協議している（根拠資料 8－5）。

【情報インフラ、ICT 機器の整備】

本学のネットワークシステムは、安全かつ教育研究活動に資するため、できるだけ自由に学内ネットワークを使用できる環境を目指し構築している。

安全な通信を確保するため、学内・学外間の通信については、平成 27 年度に、不正な通信を自動遮断する装置（Web Application Firewall）を設置した。学内間の通信に関しても同様に、学内ネットワークを監視し、コンピュータウィルスに感染したパソコンの接続等、不正な通信を検知した場合には、通信を自動遮断する装置（Deep Discovery Inspector）を平成 30 年度に設置した。

有線 LAN は、研究室等学内関係者のみが利用できる場所では制限なくネットワークが利用でき、一方、教室等学内関係者以外の利用が想定される場所では、認証することによりネットワークが利用できる。無線 LAN は、平成 26 年度に永国寺キャンパス、平成 27 年度に香美キャンパスに整備しており、全学生及び教職員に付与したアカウントにより利用できる。

また、国立情報学研究所が提供している大学等教育研究機関キャンパス無線 LAN 相互利用 (eduroam) に参加しており、国内 237 機関 (大学・研究所等) 及び世界約 90 か国・地域での無線 LAN 利用が可能となっている。

学生が使用できるパソコンについては、香美キャンパスでは 4 つのワークステーション室に計 512 台のパソコン、永国寺キャンパスでは 2 つのワークステーション室に計 179 台のパソコンを設置している。これらは、どのパソコンにログインしても同じデスクトップ等の環境で利用できる。ワークステーション室は、香美キャンパスでは 7 時から 22 時まで、永国寺キャンパスでは 7 時から 21 時半まで解放しており、学生は教室が授業で使用されている場合を除き、自由に利用できる。香美キャンパスでは附属情報図書館メディア学習室にも同じ環境のパソコンを 20 台設置しており、学生は 24 時間利用できる。

24 時間開館の香美キャンパス附属情報図書館においては、マルチロッカーからタブレット端末 28 台の貸出しを行っており、電子ジャーナルや電子書籍を図書館内の自由な場所で閲覧できるようになっている。また永国寺キャンパスでは、アクティブラーニングスタジオ 2 部屋においてタブレット端末 98 台の利用が可能になっており、電子黒板やプロジェクターと連携させることで授業の双方化及び活性化、また学生の能動的学修に役立てている。

【ICT 機器の活用事例】

授業においては、特に英語科目で Course Management System である Moodle を活用した主体的な学びを促す学修を実践している (根拠資料 8-6)。例えば、2 年次生が履修する「Reading Workshop」の授業では、主たる教材として多読用書籍及び附属情報図書館所蔵の電子書籍を使用し、主体的な学修及び学修の個別化を実現するため、タブレット端末等と Moodle を連携させた学習支援システムを使用している。学生は数百冊もの英語教材から興味・関心のある教材を選び、各自のペースで読み進め、読み終えた段階でタブレット端末等へログインし、Moodle から出題される問題に解答する。学修結果はフィードバックとして学生に返され、その後の学修に活かされる。また、結果と履歴は教員にも共有され、指導や評価に活用される。学生の習熟度や興味に応じた教材の選択が可能になり、かつ、自分自身の進捗状況や課題が常時把握できるため、主体的な英語学修が実現している。数少ない種類の教材を使用する一斉授業に比べて、読む量が圧倒的に増加し、

英語を読むことに対する意欲も高まっている。インターネットに接続できれば自宅でも学修可能であるため、主体的な学びの促進と授業時間外学修の増加にも効果がある。

【情報倫理教育】

学内ネットワークの利用については、利用要綱（根拠資料 8－7）を定め、大学 Web サイトで公開している。学生に対しては、授業（コンピュタリテラシー）で情報倫理に関する事項を取り上げ、教育を行っている。教職員は、利用要綱の他、高知県公立大学法人が取り扱う個人情報の保護に関する規程、高知県公立大学法人特定個人情報取扱要綱、個人情報をホームページで公開する場合の取扱要領、個人情報を学外に持ち出す場合の取扱要領を整備し、また情報セキュリティの必要性、情報資産、個人情報保護等に関する研修を実施することにより、情報倫理の確立を図っている（根拠資料 8－8～8－11）。

【キャンパスの快適性等】

障がいを持つ学生に対しては、車椅子でキャンパス内を移動できるように自動ドアを増設するなどの改修を行ってきた。今後、視覚障がい者用ブロックや自動ドアの増設も予定しており、さらなるバリアフリー化に努める。

なお、大規模災害時の対応として、キャンパス内に防災倉庫など複数の食料等備蓄品保管場所を設置しており、学生、教職員用の水・食料 3 日分相当を備蓄している。併せて、災害発生時における避難経路の確認及び生命の安全を第一とする緊急避難等への対応力を養うことを目的とし、年に 1 度、学生及び教職員を対象とした避難訓練を行っているほか、災害時等におけるネットワーク障害への備えとして、障害の範囲及び復旧手順を確認するネットワーク防災訓練等を実施している。

以上のとおり、校地・校舎面積は大学設置基準を満たし（大学基礎データ表 1）、ネットワーク環境や ICT 機器、研究機器、運動施設、バリアフリー化等の整備を進め、安全面や衛生面、さらには情報倫理に配慮し、学生や教員が安心して教育研究活動に取り組める環境を整えていることから、必要な校地及び校舎を有し、かつ教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

点検・評価項目③： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点①：学生の学修、教員の教育研究活動等に資する施設として、適切な規模の図書館を有し、質的・量的に十分な図書、学術雑誌、電子情報、その他学術情報資料を整備しているか

評価の視点②：国内外の教育研究機関との、学術情報の相互提供システムの構築状況はどうか

評価の視点③：学生の学修に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）が整備できているか

評価の視点④：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する職員が配置されているか

本学は、香美キャンパス附属情報図書館（以下、香美図書館）及び永国寺キャンパス附属情報図書館（以下、永国寺図書館）を保有している。平成 29 年度に新築した永国寺図書館は、高知県立大学及び高知短期大学との共有施設であり、1 法人内の 3 大学で運営している。

毎年、計画的に図書や学術雑誌・データベース等を購入し、図書館資料の整備・充実を推し進めている。現在、蔵書数は両図書館合計で 15 万 1 千冊を超え、雑誌については電子ジャーナルの導入により約 2 万 7 千タイトル以上を閲覧できるほか、電子書籍やデータベース等も利用が可能であり、オンラインにより場所と時間に制約されず提供できる学術情報資料の量が飛躍的に増大している。

ここ数年の利用状況は、香美図書館で入館者数が年間のべ 21～23 万人程度、永国寺図書館は 3 大学共用のため、高知工科大学の利用者のみでのカウントはできないが、3 大学合算での平成 29 年度の年間入館者数はのべ 4 万 3 千人程度であった。また、図書資料の年間貸出数（両図書館で本学が所蔵する資料）は、平均 18,300 冊程度となっている。

なお、両図書館に、自動貸出返却機を設置し、学生証及び教職員証で貸出及び延長手続き等が行える環境を整備している。

香美図書館では、平成 29 年度から図書館の 24 時間開館を開始し、学生の学修機会の拡大と利便性の向上を実現した。24 時間、明るい環境で書架が利用でき、自動貸出返却機による図書の貸出・返却、マルチロッカーにある貸出タブレットの利用、メディア学習室においては教室にあるワークステーション端末と同一環境で学修できるなど、サービス内容が拡充したことで、図書館利用者数が増加した（根拠資料 8-12～8-14）。

永国寺図書館では、平成 29 年度から雑誌の充実、授業参考本の導入、後援会寄附書籍の配架、企画展の開催等を実施し、資料及びサービスの充実を図っている。

1 法人内の3キャンパス（香美、永国寺、池）の図書館は、平成27年度の法人統合を機にシステムの共用化を図り、図書データを一体化して事務を効率化させた。3キャンパスの合計40万冊以上の図書が、図書館蔵書検索システム（OPAC）で一括検索でき、3キャンパスのどの図書館でも貸出、返却が可能となり、ユーザーの利便性が格段に向上し、法人統合のメリットを活かすことができた。

また、平成19年度から始めた機関リポジトリの公開については、本学の研究成果をインターネット上で学内及び社会に広く発信することを継続して実施し、コンテンツを拡充している。

図書館間ネットワークを通じた相互利用については、国内の大学・研究機関に限らず海外までその範囲を拡大し、外国からの文献複写の取り寄せ等も可能である。また一方では、地域の県立図書館や市立図書館と連携して資料の相互利用を図っているほか、従来から地域住民に図書館を開放し、社会貢献の一環ともなっている。

図書館の総面積は3,207 m²（香美図書館）、2,057 m²（永国寺図書館）で、座席数は326席（香美図書館）、183席（永国寺図書館）であり、広々とした閲覧スペースとゆとりある席数を保有している。

図書館職員は、平成30年度現在、香美図書館に5名、永国寺図書館に1名配置し、うち司書資格保有者は2名である。新たに開館した永国寺図書館のサービス拡充にも力を入れることができるよう、平成29年度に職員を増やし、2キャンパス体制に備えた。永国寺図書館には他に、施設を共用する高知県立大学の職員（5名）も配置されており、図書館サービスの提供において、十分な職員数の配置である。また、カウンター業務には適宜学生アルバイト（スチューデント・アシスタント：SA）を採用するなどの工夫により、職員が専門業務に集中できるよう補助体制を整えている。

以上のとおり、教育研究活動等に資する施設として適切な規模の図書館施設、質的・量的に十分な図書・学術雑誌等を整備しており（大学基礎データ表1）、国内外の教育機関との連携、スペースや開館時間等の利用環境、職員配置、いずれも学生・教職員の利用を充足できるものであるため、本学における図書館、学術情報サービスを提供するための体制整備は適切であり、また十分に機能していると判断できる。

点検・評価項目④： 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点①：教育研究活動を促進するため、どのような環境・条件整備及び支援が行われているか ・研究費の支給
--

- ・ 研究室の整備
- ・ 研究時間の確保、研究専念期間の保証
- ・ 外部資金獲得支援
- ・ TA・RA 等

研究活動の支援としては、研究本部の下に事務局組織である研究連携部を設け、教員の研究活動の支援等を担っている。また研究本部に研究アドバイザー 2 名を配置し、最新の研究情報収集や相談活動、申請書作成支援を行うとともに、Web 等を通じて最新の公募情報、外部施策情報等を一元的に提供するなど、外部資金獲得を強力に支援している（根拠資料 8-15【ウェブ】）。研究上の問題に関する相談役として、平成 29 年度からは試行的に研究メンターを配置した（根拠資料 8-16）。現在は 2 名が、主に若い教員・研究者、博士後期課程学生の相談にあたっている。

本学における研究は、「世界の未来に貢献できる研究成果の創出」という基本理念に基づき、各教員の研究室において独創的研究を発掘し、推し進めるとともに、将来性が見込める研究を本学の代表的研究として発展軌道に乗せるため、研究本部の下に研究所、研究センター、重点研究室を設置し、研究資金、研究員、研究環境、研究機器等を重点的に支援している。重点支援を受けられる期間は限定的であり、毎年度、新たな研究センター等を公募し、既存研究センター等については実績報告を求め、成果を評価したうえで組織の見直しを行っている（根拠資料 3-3）。

国内外の研究機関との連携や異分野交流の活性化も重視しており、共同研究や交流を推進するため、講師以上の教員については、それぞれが従事する研究をわかりやすく表した研究室名を定め、研究の方向性を学内外に示している。

重点研究センター等には人的支援として特任教授等及び助教を必要に応じ配置し、研究力の向上を促進している。特に助教（ポスドク研究員）については、定められた人数枠の中で学長がその裁量により採用を決定する仕組みとなっており（研究室ではなく大学が雇用にかかる費用を負担）、戦略的な支援が可能となっている（根拠資料 8-17）。採用においては、まず学内公募により受入教員を決定したうえで、公募等により助教（ポスドク研究員）の選考を行っている。3 年間の任期終了後にはキャリアアップが可能となるよう、受入教員には、当該研究領域において十分な素養を持ちあわせた研究者となるよう助教（ポスドク研究員）の育成に努めることが義務付けられている。

教員に対する研究費は、教育研究費配分制度についての申し合わせにより、平成 29 年度～平成 34 年度については、学群及び共通教育教室に所属する教授、准教授、講師及びテニュアトラックの助教に対して（教育講師は除く）、個人配分研究費 100 万円を毎年度

配分することとしている（根拠資料 8－18）。さらに教育研究奨励費として、次の配分を行い、研究活動の促進を図っている。

- ① 科研費奨励費 1：前年度の科学研究費補助金獲得額（間接費・他機関配分及び受入分担金含まず）の 30%を、個人配分研究費として加算
- ② 科研費奨励費 2：当年度審査結果が不採択であっても、A 評価の場合及び期間終了時により上位種目へ挑戦して A 評価の場合に、それぞれ 100 万円を加算

※科研費奨励費 1、2 は合算で上限 500 万円

- ③ 海外研修費 1,000 万円程度（3 名程度）
- ④ 新任教員の研究費設備補助 工学系：200 万円／1 名、文系：50 万円／1 名

また、担当する学士、修士、博士後期課程学生の人数に応じて個人配分教育費を配分している。なお、学内公募による研究費の競争的配分も行っている。

研究スペースに関しては、各教員は個別の教員室を有しているが、これら教員室は、教員間の交流にも配慮し、ワンフロアにほぼ集約して配置している。香美キャンパスにおいては、各棟の同じ階に配置し各棟を渡り廊下でつなぐことで、行き来を可能としている。また実験系の教員には別途、実験室も与えられている。さらに、共同研究等で本学を訪問する外部研究者が本学滞在時に利用できるゲストオフィスを設けることで、他機関との共同研究活動を促進している。その他、高額な研究機器に関しては、共用機器として購入し学内外で共用することとし、その保守費用等を大学が支援している。

研究に専念できる期間を確保できるよう、クォータ制を利用し、各教員が、特定のクォータを、授業をもたず研究や自己研鑽に集中できるクォータとできるサバティカル・クォータ制度を導入している。この制度を利用し、前述の海外研修費を得て、海外研究機関での 3 ヶ月～1 年間の研究が可能となっている（根拠資料 6－13）。

外部資金の獲得を大学として継続的に支援するため、前述のとおり研究アドバイザー 2 名を配置しているが、平成 30 年度からはこれに加え、各学群が選出する科研費アドバイザーを配置し、科研費申請にあたっての相談体制を整備している。科研費アドバイザーはピアレビューの役割を果たし、採択率の向上に資することが期待されている（根拠資料 8－19）。また前述のとおり、科研費採択者や審査結果が A 評価であった不採択者、上位種目に挑戦して A 評価であった不採択者に対する科研費奨励費制度があり、これらをインセンティブとして、科研費申請及びより上位の種目への挑戦につなげている。

他に、教育研究の人的支援策として、修士課程の学生をティーチング・アシスタント（TA）として雇用しており、教育補助業務に従事させている。この報酬が学生にとっては経済的支援となっているほか、学生に学び直しの機会を提供することで、教育的効果も果たしている。博士後期課程においては、特待生を雇用し研究プロジェクト業務に従事させ

ており、教員の研究を促進している。なお、TA 及び博士後期課程特待生の雇用には人数枠を設けていない。

以上のとおり、大学の研究に対する基本的な考え方にに基づき、十分な個人研究費ならびに研究に必要な教員室及び実験室を各教員に提供したうえで、発展が期待できる分野を研究センター等に指定し、重点支援を行っている（根拠資料 3-3、8-17）。研究アドバイザーや科研費アドバイザーを設け（根拠資料 8-15【ウェブ】、8-19）、教育研究奨励費をインセンティブとすることにより、外部資金獲得にも注力している（根拠資料 8-18）。さらに、サバティカル・クォータや海外研修制度を導入し、研究に専念する機会を教員に与えている（根拠資料 6-13）。これらから、本学は、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

点検・評価項目⑤： 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点①：研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程はどのように整備されているか

評価の視点②：研究倫理を遵守した研究活動を行わせるため、どのような取り組みが行われているか

教員の倫理は、教員綱領において、「社会的規範に照らし自律的に行動する」「学問の自由は責任を伴うものであることを自覚する」「学術の向上と社会の発展に貢献するため、研究の成果を公表する」と定めている。

そのうえで公正な研究活動を推進するための研究倫理として、「研究費の不正使用防止」「研究活動における不正行為の防止」「ヒトを対象とする研究に関する研究倫理」に重点をおき、適正な対応を実施している。

「研究費の不正使用防止」については、高知工科大学研究費管理規程を定め、不正防止推進委員会を設置して、研究費の不正使用の防止に努め、また疑いが生じた場合には調査を行うこととしている（根拠資料 8-20）。さらに研究費等の経費支出取扱要領、高知工科大学における研究費不正防止計画、高知工科大学における公的研究費の不正使用等に係る調査方針、経費支出のガイドラインを策定して、研究費の不正使用の抑制、早期発見、是正を講じられる体制を整備している（根拠資料 8-20～8-24）。受託研究、共同研究、受託事業の外部資金は、研究活動を支援している研究連携部で執行管理を行うことで、財務課で行う支払処理から分離し、適正な管理を実現している。

「研究活動における不正行為の防止」については、高知工科大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程を策定し、研究公正委員会を設置して、研究活動における不正行為の防止に努め、疑いが生じた場合には調査を行うこととしている（根拠資料 8－25）。また、高知工科大学における研究データの保存に関する方針により、一定期間の研究データの保存義務を明確にし、同時に、高知工科大学における研究倫理教育の実施に関する要領により、e ラーニングによる研究倫理教育プログラムの受講を、全教職員及び外部への研究発表を行う学生に義務付けている（根拠資料 8－26、4－9、4－10）。

さらに、コンプライアンス推進のため、研究費の不正使用及び不正行為に関する相談・通報窓口を設けているほか、高知県公立大学法人公益通報者保護規程により、内部通報の保護を行っている。また、高知県公立大学法人内部監査規程を整備し、監事と協力して研究費の執行状況等の業務監査を実施している（根拠資料 8－27、8－28）。

「ヒトを対象とする研究に関する研究倫理」については、工学系の研究が医工連携、看護・介護分野へ広がっていることを受けて、平成 23 年度に、高知工科大学ヒトを対象とする研究に関する倫理規程を制定し、科学的妥当性、倫理的適合性、安全確保の観点から、研究が適切に実施されるために必要な事項を定めている（根拠資料 8－29）。本学のヒトを対象とする研究は、個人の行動、環境、心身等に関する情報及びデータ等を収集又は採取して行う研究を指しており、規程制定時に、審査及び指導・助言を行う倫理審査委員会を立ち上げた。

以上のとおり、研究費の不正使用防止、研究活動における不正行為の防止、ヒトを対象とする研究に関する研究倫理、それぞれに関する規程等を定め、それぞれを調査・審査する委員会を設けている（根拠資料 8－20～8－29）。また研究倫理を遵守した研究活動を行わせるため、オンラインでの研究倫理教育を導入し、教職員等に受講・修了を義務化している（根拠資料 4－9、4－10）。これらから、本学は、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥： 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：教育研究等環境に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

各期の中期目標・中期計画を達成するため、中期計画を細分化した年度計画を策定し、以下の各組織が中心となって、それぞれ所掌する分野の教育研究等環境の適切性について、絶えず自己点検・評価を行っている。また自己点検・評価結果を以降の年度計画・中期計画に反映し、教育研究等環境の改善・向上につなげている。

具体的には以下のセンター等が、いずれも教職協働の形式で、それぞれの分野についてPDCIのサイクルを担っている。

- 施設管理委員会：施設・設備等の維持・管理及び整備
- 情報センター：ネットワーク環境、ICT 機器利用、情報セキュリティ等に関する維持・管理及び整備
- 附属情報図書館：図書、学術情報の利用環境
- 研究本部・事務局研究連携部：研究促進支援（外部資金獲得、研究費配分）、研究倫理・不正防止

PDCI による具体的改善例を以下に掲載する。

【施設管理委員会】

本学香美キャンパスは、竣工から約 21 年が経過し、建物及び設備の老朽化・機能劣化による不具合が随所で顕在化しており、今後順次補修や更新などが必要である。そこで、今の建物を 100 年間使っていくことを目標として、建物及び設備の機能を長期にわたって健全に保ちつつ、維持管理にかかるコスト削減と効率的な修繕・更新等を実施していくために、中長期修繕計画を平成 28 年度に策定した（根拠資料 8－1）。計画は長期にわたるため、計画時に評価した施設・設備の劣化状況の差異や、想定予算の増減、社会環境の変化による影響をうける恐れがあるが、執行時における妥当性を施設管理委員会で評価して執行順序の見直しなどの軌道修正を行うようにしており、より効率的に計画を執行できる体制としている（根拠資料 8－30）。

【情報センター】

情報セキュリティの強化を図るため、平成 27 年度に、学内と学外間の不正な通信を遮断する装置（Web Application Firewall）を導入した。また学内の通信を監視し、コンピュータウィルスに感染したパソコンが学内ネットワークに接続する等、不正な通信を検知した場合、感染の拡大を防ぐため、通信を自動遮断する装置（Deep Discovery Inspector）を平成 30 年度に導入した。

また、利用者のネットワーク環境の向上を図るため、無線 LAN 設備を平成 26 年度に永国寺キャンパス、平成 27 年度に香美キャンパスに整備した。また、これらの運用を開始

する際に、国立情報学研究所が実施している無線 LAN 相互利用（eduroam）に参加し、これにより、国内外の研究機関（国内 237 機関、世界約 90 か国）の無線 LAN ネットワークの相互利用が可能となった。

【附属情報図書館】

電子ジャーナル・電子データベースについては、契約料が高騰するなか、利用統計データや必要性を考慮して、毎年度、取捨選択を行い、研究領域の拡大に対応するコンテンツの充実を図っている。例えば、利用実績が低迷し 1 アクセスあたりの価格が高価になっていた電子ジャーナル「**Foundations and Trends in Human-Computer Interaction**」等 12 タイトルの購読を平成 29 年末に廃止し、利用頻度が高いと見込まれる電子ジャーナル「**Science Direct**」のサブジェクトコレクション（Chemistry 分野、Materials Science 分野、Pharmacology, Toxicology and Pharmaceutical Science 分野、Physics and Astronomy 分野）を平成 30 年度から追加購入した。

また、多岐にわたる附属情報図書館活動を円滑に実施し、拡充していくため、香美図書館会議を毎月開催し、附属情報図書館長のリーダーシップのもと、運営を進めている。具体的には、貸出を含め、香美図書館を 24 時間開館にするサービス向上等の改善を行った。永国寺図書館は、3 大学の共同施設のため、3 大学の責任者や事務担当者が集まり、永国寺図書館合同打合せを毎月開催し、運営を進めている。具体的成果として、平成 30 年度からの土曜日の開館時間延長の試行が挙げられる（根拠資料 8－31）。これら 2 つの会議で、附属情報図書館活動の計画、実施、確認、今後に向けた立案を行い、利用者の支援を図っている。

【研究本部・事務局研究連携部】

研究倫理・不正防止に関する改善例として、学内における研究倫理教育の強化を挙げることができる。平成 28 年度に、高知工科大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程、高知工科大学における研究倫理教育の実施に関する要領を制定し、オンラインによる研究倫理教育の受講・修了を必須化した。制定時には全学への周知を行ったが、全教職員の受講・修了を徹底し、また新任の教職員にも適切な周知を継続的に行っていくためには、より強固な体制づくりが必要と判断したため、その後、業務担当者を選任し、定期的に、受講・未受講、修了等の正確な情報を把握する体制を整え、必要に応じて指導等を行っている。

これら自己点検・評価に基づく教育研究等環境の改善・向上の結果は、毎年度及び中期目標期間ごとに業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会による確認・指摘等を踏まえたのち、高知県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。また業務実績報告書及び評価結果は、法人 Web サイト、大学 Web サイト等で公開している（根拠資料 3－10【ウェブ】、1－8【ウェブ】）。

以上のとおり、教育研究等環境の適切性は外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認されており、また PDCI の結果として具体的改善も行われていることから（根拠資料 8－32）、教育研究等環境に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

教員に一律配分される研究費及び研究スペースに加え、追加的に研究費及び研究スペースを用意し、研究設備、助教（ポスドク研究員）を優先的に配置する重点的支援を、支援期間 5 年で毎年度募集し、選定された研究所、研究センター、研究室に対し行っている。成果は、毎年度末に評価される。平成 27 年度に導入されたこの方策は、研究の活性化及び独自性をもった研究分野の戦略的育成を意図したものであるが、総合研究所に所属する重点研究センターとして平成 28 年度に選定したフューチャー・デザイン研究センターが、平成 29 年度には、総合研究所から独立しフューチャー・デザイン研究所に昇格、実験経済学の分野においてはアジアでも突出した成果を上げ、その新たな研究分野がメディアや学術誌において注目されるなど、実績を生んでいる（根拠資料 8－33）。

また、外部資金獲得による安定的な研究の推進を目指し導入された様々な制度（研究アドバイザーによる指導、科研費アドバイザーによるピアレビュー、採択結果に基づく科研費奨励費の支給等）は、平成 29 年度には科研費採択率が過去最高を達成（根拠資料 6－16）、また科研費上位種目に挑戦する教員が増加傾向にある等、成果を上げつつある。

今後は、現在の支援体制を維持しつつ、企業等とのマッチング支援体制のさらなる強化及び新たな独創的研究の創出に取り組んでいく。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、中期計画により教育研究等環境に関する方針を明示し、方針に沿った整備、維持管理及び改善を行っている。

施設・設備に関しては、大学設置基準を満たす校地及び校舎面積を有し、教育研究施設、図書館、体育施設、学生寮、情報インフラ等、教育研究活動に十分な施設・設備を備えている。安全・衛生面の対応やバリアフリー化、大規模災害への備えも進んでいる。図書館の整備状況は質的にも量的にも適正であり、国内外の教育機関との連携や職員配置等の体制整備も行えている。とりわけ香美図書館における 24 時間開館の措置は、利用の促進に貢献している。

ソフト面では、各教員への配分研究費のほか、実績に基づく教育研究奨励費の配分もあり、十分な研究費が支給されているほか、研究室も適切に提供されている。研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、規程整備、調査委員会及び相談・通報窓口の設置、オンラインでの研究倫理教育の義務化等により、コンプライアンスを推進している。

教育研究等環境の適切性については、教職協働体制によって、また外部機関も含め、恒常的に点検・評価及び改善・向上が行われている。これらのことから、本学は、学生の学修及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、方針に沿って学修環境や教育研究環境を高い水準で整備し、これらを適切に管理運営しているといえる。

「長所・特色」で挙げたとおり、突出した研究分野を生み出すことを目的とした特定研究センター等の重点支援、安定的研究の推進を目指す外部資金獲得支援のための各種制度（研究アドバイザーによる指導、科研費アドバイザーによるピアレビュー、採択結果に基づく科研費奨励費の支給等）は、大学として戦略的に推進する取組みであり、研究の活性化に大きく貢献している。今後も引き続き、教員全体の研究力の底上げを図り、また本学を代表する研究を育成していくため、現在の支援体制を維持しつつ、企業等とのマッチングを適切に行うための支援体制を強化し、共同研究につなげるとともに、新たな独創的研究の創出に取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：社会連携・社会貢献に関する方針を示しているか

評価の視点②：上記方針はどのように学内で共有されているか

開学以来、人材育成と研究を通じて地域の産業振興に寄与することを使命とし、基本理念に「地域社会との連携と貢献」を掲げ、地域貢献活動を行っている。根底にあるのは、「世界水準にない地域貢献は持続できない」という考え方であり、「世界の未来に貢献できる研究成果の創出」を基本理念として掲げ、研究成果を広く社会に還元し、専門性に基づく世界レベルの地域・社会貢献を持続的に行うことを重視している。

社会連携・社会貢献に関する方針は、本学の設立団体である高知県が定める中期目標のもと、地域連携機構及び事務局研究連携部が主体となって、教職協働の形で策定し、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会の議を経て、中期計画として公表している。

現中期目標期間における中期計画（方針）は以下のとおりである。

- 地域社会との連携に関する方針
 - ・ 地域の活性化や安心・安全な社会の実現を図るため、研究成果に基づき地域連携機構を中心とした地域や行政との連携活動を推進し、地域社会への実装や地域・行政の支援を行う。
 - ・ 教員の研究分野や研究成果等に関する情報を積極的に公開し、地域社会との連携を図る。
 - ・ 開かれた大学として、大学施設の地域社会への開放及び附属情報図書館の利用促進等を図る。
- 産学官民連携に関する方針
 - ・ 高知県産学官民連携センターを中心に、高知県や市町村等の行政及び民間企業等と連携し、産業振興及び地域の課題解決に向けた活動を行う。
- 生涯学修の充実にに関する方針
 - ・ 県民一般を対象とした公開講座等を実施するなど、生涯学習の機会を提供する。
- 県内の大学及び高等学校等との連携に関する方針
 - ・ 地域の教育機関や行政等との連携を図り、訪問教育等を通じた地域の教育に貢献する取り組みを実施する。

- 南海トラフ地震対策等に関する方針
 - ・ 本学が持つ防災・減災に関する研究成果を広く公開し、関係機関、行政等と連携するなど、地域の災害対策に貢献する。
- 国際交流に関する方針
 - ・ 学生・教職員の幅広い活動を通じ、地域の国際交流に貢献する。

中期目標・中期計画は、法人 Web サイト、大学 Web サイト、学内専用 Web サイト等に掲載され、学内共有されている（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30）。

以上のとおり、社会連携・社会貢献の方針は、大学の理念・目的に沿い、社会連携の推進や大学が有する知的資源の社会への還元について目指す方向性を示し、また誰もが容易に参照できる方法で公表していることから（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30）、適切に社会連携・社会貢献の方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②： 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点①：方針に沿って、どのような社会連携・社会貢献の取り組み、教育研究成果を社会に還元する取り組みが行われているか

「世界の未来に貢献できる研究成果の創出」「地域社会との連携と貢献」という、研究・社会貢献の指針となる基本理念のもと、地域連携機構を中心として、産・官との共同研究や研究成果等を活用した新技術の開発、研究成果の技術移転、新事業・新産業の創出支援、教育研究の成果をもとにした地域貢献及び公開講座の実施などにより、教育研究成果を社会に還元している。

新技術の開発、研究成果の技術移転、新事業・新産業の創出支援については、例えば木質バイオマスによる地域の持続的発展を可能とした四国初の木質バイオマス専焼発電所の設立、特殊な氷である「スラリーアイス」を用いた生鮮魚類の鮮度保持や凍結濃縮技術の開発等の実績が挙げられる。球状多孔質無機酸化物ナノ粒子の研究開発、藻類増殖抑制作用のあるナノ粒子の研究開発、懸濁結晶法による凍結濃縮システムの事業化研究等においては、高知県の補助事業として県内企業との共同研究開発等に取り組んでいる。また、開学時から特許の取得を奨励しており、教員評価システムにおいても評価項目となっている。

地域貢献に関しては、高知県及び各市町村の行政施策に、より直接的に寄与することを目指しており、これまで、キャンパスが所在する香美市や高知市をはじめ、田野町、中土

佐町、佐川町、越知町、梶原町、黒潮町など、高知県内の多くの市町村において、地域が抱える課題に対する解決策の研究や提案を行っている。例えば、地方の道路事情等に即した交通システムを提起した「草の根 ITS」の取組み、脳ドックデータの活用により健康寿命と運転寿命の延伸を目指し超高齢化社会を活性化する試み、地域防災システムや地域情報通信、有用植物資源など、それぞれの教員の専門分野に基づく具体的な成果を生み出してきた（根拠資料 9-1）。さらに、高知県産学官民連携センター（ココプラ）には、本学職員が常駐するとともに、県内の 5 大学等と高知県で構成する高知県・大学等連携協議会を設置するなど、産学官民連携推進の取組みに積極的に参画している（根拠資料 9-2【ウェブ】）。

教育研究の成果をもとにした公開講座の実施例としては、平成 21 年度から総務省と連携し、マネジメント学部（現在は経済・マネジメント学群に改組）の専門科目であった講義を公開講座「地域活性化システム論」として一般に広く公開、定例化した。この他にも、開学 20 周年記念事業の一環として、平成 28 年度にカリフォルニア大学サンタバーバラ校の中村 修二氏、平成 29 年度に東京大学宇宙線研究所長の梶田隆章氏を招いて講演会を開催し、一般に公開した。また平成 23 年度から、県や地方自治体の公共政策担当者や地域活性化に貢献している方を講師として招聘し、参加者と意見交換ができる場として「地域連携カフェ」を、さらに平成 29 年度には永国寺キャンパスにおいて高知みらい科学館との協力による「サイエンスカフェ」を開催するなど、様々な分野の研究者・専門家に講演をいただく機会を設け、地域住民と共有している。平成 30 年度からは、これまでの研究成果から特に地域と関わりの深いテーマを選定し、本学が香美市中心部に設置する地域交流拠点において「イブニングセミナー」を開催、地域住民の参加を募っている。

平成 23 年度からは高知工科大学地震・津波防災研究会を組織し、スーパーコンピュータを用いたシミュレーションによる高精度な被害予測を行い、地元自治体への提言を行う活動を始めた。防災に関わる地域貢献は継続的に行っており、平成 28～29 年度には、人間の耳には聞こえない超低周波音「インフラサウンド」を活用し、津波到達前の微気圧振動をキャッチする複合型インフラサウンド津波センサーを高知県内の 15 か所に設置し、地域防災に貢献している。

高知県、香美市とは平成 20 年度から継続して協定を結び、学生・教職員一体となって自然環境保全のための活動を推進する「協働の森づくり事業」など、様々な分野で地域貢献を進めている。

「地域教育支援事業」としては、高知県、高知市及び香美市教育委員会、高知県内の初等・中等教育機関と密接に連携し、県内の小学校・中学校・高校において、本学教員による訪問教育等を実施している（根拠資料 9-3）。

平成 24 年度からは、年数回、高知大学と共に工学と医学の学際領域における連携を目的とした「医工連携交流会」を開催している。平成 29 年度からは高知県立大学も加わり、3 大学にて、新たな医工連携の形を創造している。

他に、平成 27 年度からは、大学院起業家コース（現起業マネジメントコース）のサテライト教室として、永国寺キャンパスに教室を整備し、東京教室（東京都港区芝浦）、大阪教室（大阪市北区中之島）と共に活用し、多くの社会人教育に貢献しているほか、講演会、シンポジウム、研修会などを開催している。

海外研究機関との連携に関しては、本学研究センターや教員個人でそれぞれ推進しており、例えば本学総合研究所 **Center for Human-Engaged Computing** では、フィンランドのアールト大学と国際的な共同研究を実施しているほか、イギリスのレディング大学の教員を本学客員教授・准教授として招聘し、共同で科学研究費補助金の研究課題に取り組むなどしている。

研究成果は、国際会議への参加や学会誌等を通じ積極的に発信され、例えば平成 29 年度においては、教員による国際会議での発表はのべ約 80 件、ジャーナル掲載は学術論文データベース **Scopus** の検索性数で 200 件、**CiNii** の検索性数で 26 件であった。そのほか、本学学術リポジトリにより発信された論文は 325 件であった。

本学主催の国際シンポジウムにおける研究成果の発信も積極的に行っており、平成 16 年度文部科学省 21 世紀 COE プログラムに「社会マネジメントシステム学」が採択されたことを契機に設立された、本学発の国際学会「社会マネジメントシステム学会」の国際シンポジウム（隔年開催）は、世界各国において開催し、研究成果を発信している。その他、本学博士後期課程特待生制度の修了生が主体となり、同窓会組織がある日本、中国、タイ（平成 31 年度開予定）において隔年で開催する国際シンポジウム「フロンティア・テクノロジー・シンポジウム」も、国際的な研究発表の場となっている。

国際的な社会貢献の事例としては、地域環境と同時に地球環境に配慮する「地域地球型建築」により、今も紛争が続くタイとミャンマーの国境周辺地帯にある少数民族の村に、孤児院を兼ねた学校施設「虹の学校」を建設した事例等が挙げられる。このケースでは、学校建設だけでなく学校を中心としたコミュニティの創設に貢献した。

地域の国際交流事業への貢献としては、高知県立高校のインターナショナルデーや近隣小学校の国際交流イベント、地元香美市の一斉清掃に本学留学生が参加しているほか、神社の秋祭りに神輿の担ぎ手等として留学生が参加、高知県観光政策課からの依頼により、高知県内の観光ルートの検証や、外国からの観光客にわかりやすいパンレットや表示を考えるワークショップに参加する等の活動を行っている。また、地元でよさこい祭りが開催される 8 月上旬には「YOSAKOI サマースクール」と題し、国際交流協定締結大学等から海外学生を招き、講義や企業見学、日本文化の体験など様々な国際交流プログラムを実施している。

以上のとおり、方針に沿い、地域連携機構を中心に高知県産官学民連携センターとも連携して、専門性及び研究成果に基づいた地域・行政の課題解決、地域の産業振興、地域教育支援等を推し進め、具体的成果があがっていることから（根拠資料 9-1、9-3）、

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施し、また教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点①：社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点②：自己点検・評価結果に基づく社会連携・社会貢献の改善・向上に向けた取組みはどのように行われているか

各期の中期目標・中期計画を達成するため、中期計画を細分化した年度計画を策定し、地域連携機構及び事務局研究連携部が中心となって、社会連携・社会貢献の適切性について、絶えず自己点検・評価を行っている。また自己点検・評価結果を以降の年度計画・中期計画に反映し、社会連携・社会貢献の改善・向上につなげている。

例えば、教員の専門性を生かした県内小中高校への訪問教育において、各教員が提供する内容を講座として一覧化し、それをもとに申し出を受け、訪問教育を行っているが、その実施した内容について教育効果の検証を行い、内容や適切な訪問時期あるいは申請方法等について検討し、有限である大学のリソースをより有効的に、地域に還元できる方法を模索している。

これら自己点検・評価に基づく社会連携・社会貢献の改善・向上の結果は、毎年度及び中期目標期間ごとに業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価専門委員会、教育研究審議会による確認・指摘等を踏まえたのち、高知県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。また業務実績報告書及び評価結果は、法人 Web サイト、大学 Web サイト等で公開している（根拠資料 3-10【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。

以上のとおり、社会連携・社会貢献の適切性は地域連携機構及び事務局研究連携部を中心に、外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認されており（根拠資料 3-10【ウェブ】）、また PDCI の結果として改善も行われていることから、社会連携・社会貢献に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

平成 21 年度に学校法人から公立大学法人に設置者変更したのを契機に、より地域との連携を深めるため、地域連携機構を開所したことで、地域連携に向けた戦略目標を共有

し、各教員が切磋琢磨する組織風土が醸成され、外部資金獲得への継続的な挑戦、獲得実績の飛躍的向上につながっている（根拠資料 6－15）。

また、高知県産学官民連携センター（ココプラ）への職員派遣や、地域連携機構担当職員がコーディネーターの役割を担うなど、高知県における産学官民連携を広く後押しする体制ができている。

このような体制整備を受け、本学教員は、各地域社会におけるニーズを把握し、その地域課題に積極的に取り組み、解決案を提案するなどの成果を上げている（根拠資料 9－1）。

例えば、地域特性に合った域内交通網を整備するという課題に基づき、交通弱者の立場に立った解決案を提案、実施に至る支援を行うなど、様々な取り組み、新技術の開発、新事業・新産業の創出の結果、平成 26 年度には「文部科学大臣表彰（科学技術分野）」「四国地方発明表彰 日本弁理士会会長奨励賞」、平成 28 年度には「省エネ大賞 資源エネルギー庁長官賞」を受賞する事例も出ている（根拠資料 9－4）。

また、「地域連携カフェ」や様々な分野の研究者の講演等を一般にも広く公開し、地域住民等と関わる取組みを継続する中で、地域の里山を研究フィールドに、課題解決に工学の専門性を活かす「里山工学」など、今まで存在しなかった新たな研究領域として注目される取組みも生まれている（根拠資料 9－5）。

さらに近年では、講義の中で開発した情報系のアプリ（観光案内ツール）の社会実装の検討や、高知市内の商店街の活性化など、学生が主体となり地域に根付く活動が多く見受けられ（根拠資料 9－6）、今後はこれまでの教員が主体となる地域貢献を継続しつつも、枠組みにとらわれない形の、かつ、専門性に基づく地域貢献を目指し、地域との連携を継続していくことが必要と考えている。

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、「地域社会との連携と貢献」を基本理念として掲げ、人材育成と研究を通じて地元の産業振興に寄与すること、専門性に基づく世界レベルの地域・社会貢献を持続的に行うことを重視し、中期計画として社会連携・社会貢献に関する方針を定め、学内共有している。

具体的活動は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域連携機構が中心となって行っている。点検・評価を踏まえた改善・向上も同様である。

公立化を契機に高知県との連携を強化しており、高知県産学官民連携センター（ココブラ）に職員を派遣して、同センターを拠点とした、高知県及び地域企業との連携の活性化を図っている。

市町村が抱える地域課題の解決、施策提案、産業振興につながる具体的成果の創出、防災対策における貢献等、本学では専門性を活かした社会連携・社会貢献が活動の主体であり、他に公開講座の実施、地域教育支援なども行う。国内外の研究機関との連携、国内外への研究成果の発信も継続的かつ積極的に実施している。

「長所・特色」で挙げたとおり、窓口及びコーディネート機関としての地域連携機構の役割は重要であり、活動の活性化、及び結果としての外部資金獲得や受賞実績につながっている。新たな研究領域の発現や学生による社会貢献活動への発展など、今後の展開にも期待ができる。

これらのことから、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に適切に配慮し、地域連携機構を中心に専門性に基づく地域・社会貢献を国内外問わず多分野において展開することで、教育研究成果を広く社会に還元しているといえる。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を示しているか

評価の視点②：上記方針はどのように学内で共有されているか

本学の業務運営の基本方針は、高知県公立大学法人業務方法書第 2 条に、「高知県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める」として明示している（根拠資料 10（1）－1）。高知県から指示された中期目標には、本法人の目的として、「地域に開かれた教育研究の拠点として教育研究活動を行い、その成果を社会に還元することで、地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献すること」が明記されており、またこの目的のもと「大学は、これまでの業務の継続にとどまることなく、社会の変化や県民のニーズを踏まえ、大学の機能強化を図り、業務運営を行うこと」「平成 27 年 4 月の法人統合の効果が十分に発揮されるよう、大学間の連携・協働した取組を進めるとともに、これまで以上に効率的・効果的な組織運営を図っていくこと」という方針が明示されている。

これら目的及び方針に沿い、理事長・学長を中心とした大学マネジメントが有効かつ迅速に機能するよう、組織及び意思決定プロセスの整備を進めるとともに、月例で法人内役員会を開催し、理事長・学長の意識合わせを行っている。また大学内における教学マネジメントの効率を高めるため、教職員が一体となって議論・活動する教職協働のセンターを組織し、柔軟かつ機能的な運営を行っている。

本学においては、中期目標を達成するため、中期計画・年度計画を策定し、計画に基づいた運営管理を行っている。中期計画・年度計画の策定にあたっては、法人に関する事項は主に人事、財務、施設に関する 3 つの学内委員会で、教学に関する事項は各センターで検討し、前者は経営審議会、後者は教育研究審議会それぞれ審議のうえ、理事会で決定している。

大学運営における学内決定のプロセスは、定款に定めている（根拠資料 1－10）。理事会が法人の重要事項を議決し（定款第 2 章第 2 節）、法人の経営に関する重要事項につい

ては経営審議会において審議する（定款第3章第1節）。大学の教育研究に関する重要事項は、教育研究審議会にて審議する（定款第3章第2節）。理事会の議決事項、経営審議会及び教育研究審議会の審議事項を定款において明文化し、法人組織と教学組織の権限と責任を明確にしている。

大学の教育研究に関する重要事項については、教授会の審議事項のほとんどが教育研究審議会に委任されており、教授会において各学群から選出された学群代表者が教育研究審議会に参加し、教育研究審議会での審議決定の後、教授会に報告されるシステムとなっている。このシステムにより、管理運営に必要な決定がさらに迅速になされている。

業務方法書、定款、中期目標、中期計画及び年度計画は、いずれも法人 Web サイト、大学 Web サイト、学内専用 Web サイト等に掲載して全教職員に周知し、これらに沿った大学運営が行われている（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30）。

以上のとおり、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営の方針は、業務方法書において定められ、法人・教学の役割分担や意思決定プロセス、中期計画等は明示されており、また、これらは誰もが容易に参照できる方法で公表していることから（根拠資料 1－9【ウェブ】、1－8【ウェブ】、4－30）、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針は、適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②： 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点①：大学運営に関わる組織等は、方針に沿って、どのように編成されているか

- ・教育研究審議会、教授会、博士後期課程委員会、教職協働のセンター等の大学運営に関わる組織の責任、権限、役割は規程等により明確になっているか
- ・学長、その他役職者の責任、権限、役割は規程等により明確になっているか
- ・役職者の任免は規程等により明確になっているか

評価の視点②：学長の責任ある判断及びそれに基づく執行が可能な体制、大学運営に学内構成員の意見を参考にできる体制、関連法令や規程に沿った意思決定・権限執行が可能な体制となっているか

評価の視点③：適切な連携のため、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任は規程等において明確化されているか

評価の視点④：危機管理の体制はどうか

理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割については、定款において明文化し、法人組織と教学組織の権限と責任を明確化している（根拠資料1－10）。理事会は法人の重要事項を議決し（第16条第1項）、経営審議会は法人の経営に関する重要事項を審議し（第20条第1項）、教育研究審議会は大学の教育研究に関する重要事項を審議する（第23条第1項）。

教授会の役割は学則に規定し（第9条）（根拠資料1－2）、その組織及び運営に関しては高知工科大学教授会規程に明文化している（根拠資料2－5）。本学の教授会は全学教授会であり、教授会の審議事項のうち学則に定める以下の事項の審議を教育研究審議会に委任している（教授会規程第4条第1項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了(2) 学位の授与(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの |
|--|

教育研究審議会には、各学群から教授会において選出された委員を構成員として含んでいる（高知県公立大学法人高知工科大学教育研究審議会規程第2条第3項）（根拠資料2－4）。委員の選出に関しては、教授会から選出する教育研究審議会委員に関する要領に規定している（根拠資料2－6）。

教授会の審議事項のほぼすべてを教育研究審議会に委任し、一方で各学群代表を教授会から教育研究審議会委員として選出することにより、教育研究審議会での迅速な意思決定を実現している。教授会から委任され教育研究審議会において決定した事項は教授会に報告される（教授会規程第4条第2項）。

学長のリーダーシップのもと、教育研究に関わるPDCIを実質的に担うのは各センターであるが、その設置については、高知工科大学組織規程に規定している（第10条）（根拠資料6－5）。また高知工科大学センター規程において、各センターが所管する業務を明確にし、またセンター長は学長指名であること、業務の実施について定期的に学長に報告・協議を行うこと、学長が最終決定権を持ちながらも重要事項や新たな企画・提案については教育研究審議会の承認を得ること等が規定され、学長と教育研究審議会との関係性が明確になっている（根拠資料2－1）。

博士後期課程に関する事項については、教育研究審議会に大学院工学研究科博士後期課程委員会を置き、同委員会が以下の業務を担っている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 修了の認定に関すること(2) 教育プログラムに関すること(3) 論文の審査及び試験に関すること |
|---|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 審査委員、試験委員に関することイ 学術レベル試問試験及び論文予備審査に関することウ 学位論文審査及び認定に関すること <p>(4) 論文等の管理に関すること</p> |
|--|

学位授与及び修了の可否は、博士後期課程委員会の審議を経て、教育研究審議会が決定する。これらはいずれも高知工科大学大学院工学研究科博士後期課程委員会要綱に定められている（根拠資料4－25）。

学長その他役職者の役割は、高知工科大学組織規程に以下のとおり明記されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・学長は、学校教育法の定めるところにより、校務を所掌し、所属職員を総督する。・副学長は、学長の職務を助け、学長の命を受け、大学の教育及び研究に関する業務を統括する。・学長特別補佐は、学長の指定する特定の課題について、学長を補佐する。・研究科長は、学長の命を受け、研究科の校務を所掌する。・学群長及び学部長は、学長の命を受け、学群及び学部に関する校務を所掌する。・教室長は、学長の命を受けて、教室の管理運営に関する業務を所掌する。・研究本部長は、学長の命を受け、研究本部に関する業務を所掌する。・地域連携機構長は、学長の命を受け、地域連携機構の業務を所掌する。 |
|--|

また、理事長及び学長の決裁事項は高知県公立大学法人事務処理規程に明示し、副学長等役職者の専決事項は、高知工科大学の決裁事項にかかる専決要綱に示している（根拠資料10（1）－2、10（1）－3）。

学長の任免は、経営審議会が選出する3名及び教育研究審議会が選出する3名が組織する学長選考会議の申し出に基づき、理事長が行う（定款第11条、第14条、高知県公立大学法人高知工科大学学長選考会議規程）（根拠資料1－10、10（1）－4）。また副学長等役職者の任免は、学長の申し出に基づき理事長が行う（定款第15条、高知工科大学副学長等選任規程）（根拠資料1－10、10（1）－5）。各センターの長は、学長が指名する（高知工科大学センター規程）（根拠資料2－1）。

教育研究に関する事項は以上のとおり、学長が指名するセンター長のもと、各センターにおいて検討され、重要事項は教育研究審議会において承認される。また決定事項は各センターが主体となって実施する。センター長には学長に定期的に業務内容を報告・協議することが義務付けられており（高知工科大学センター規程第3条第2項）、学長の判断が決定や執行に直接的に反映される。教育研究審議会の構成員は学長が選任する役職者及び

教授会が選考する委員であり、学長によるガバナンスが機能しやすいシステムであると同時に、学内構成員の意見が意思決定に反映されるシステムともなっている。

危機管理上の対応については、高知県公立大学法人危機管理規程において、法人及び大学における危機管理を統括する最高責任者は理事長、大学における危機管理の統括責任者は学長と明示されている（根拠資料 10（1）－6）。法人として対処すべき危機発生時には法人対策本部が設置され、大学として対処すべき危機発生時には大学対策本部が設置される（第6条）。大学対策本部の本部長は学長、副本部長は副学長、その他本部員は本部長が指名する者であり（第7条第3項）、ここでも、学長の指揮命令は機能的に発揮される。

以上のとおり、法人組織と教学組織の役割分担を明らかにし、教育研究審議会、教授会等の組織及び学長をはじめとする役職者の権限を明確にし、任免を明文化し（根拠資料 1－10、1－2、2－5、10（1）－2～10（1）－5、6－5、2－1）、これらに基づく意思決定及び諸施策の執行が実現できていることから、大学運営に必要な学長をはじめとする職及び組織を設け、権限等を明示し、これらによる適切な大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③： 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点①：予算編成のプロセスはどのようなになっているか

評価の視点②：予算執行のプロセスはどのようなになっているか

評価の視点③：予算執行の透明性はどのような形で確保されているか

本学の予算編成は、中期計画を踏まえ、高知県公立大学法人会計規程に基づき行っている（根拠資料 10（1）－7）。予算責任者は学長とし、予算単位ごとの予算管理者（各部長）が、関連する各センターの行動計画を踏まえ、各センターと連携して、収入及び支出の予算見積書を作成する。予算見積書について、財務課が予算管理者にヒアリングを行ったうえで、予算案を作成する。予算責任者は、財務委員会を経て予算案を決定する。法人理事長は、大学の予算責任者から提出された年度計画に沿った予算案をもとに、予算編成方針を経営審議会・理事会の議を経て決定する。運営費交付金については、法人本部を通じて設置団体である高知県と、中期計画に基づき調整を行う。その後、運営費交付金額（年度計画予算）の決定を受け、予算責任者が必要に応じて予算案の修正を行い、経営審議会・理事会の議を経て、最終の予算を決定する。

予算の執行については、高知県公立大学法人会計規程及び高知県公立大学法人会計事務取扱要綱に基づき、予算責任者及び各予算単位の予算管理者による管理のもと、高知県公立大学法人事務処理規程及び高知工科大学の決裁事項にかかる専決要綱で定める、金額に

応じた決裁権者による意思決定によって、適正に執行している（根拠資料 10（1）－7、10（1）－8、10（1）－2、10（1）－3）。

予算執行管理は、財務システムで行っており、各予算の執行状況は、予算責任者、予算管理者及び決裁権者が、学内専用 Web サイトでリアルタイムにモニタリングできる環境になっている。また、手続きを踏まない限り、予算を超過して執行ができない仕組みとしている。年度途中で執行状況の確認及び見直し（ヒアリング含む）を行い、無駄のない有効な予算執行を図るとともに、必要に応じ、予算配分の見直しを行っている。予算区分を超えた大幅な予算振替が必要となったときは、理事長に報告を行う（高知県公立大学法人会計事務取扱要綱第9条）。なお、本学においては、教員に対する配分教育研究費の繰越しを認めている。

会計に関連する監査は、外部の会計監査人、地方独立法人法及び定款により法人に置かれる監事により、厳格に実施されている。外部監査人による監査を実施することで、より適正な予算執行を実現している。また、業務監査を含めた内部監査も実施しており、監査結果は、理事長及び学長に報告している。

以上のとおり、理事長が定める予算編成方針、中期計画及び年度計画を踏まえ、規定に基づき予算の編成及び執行を行うとともに、金額に応じた決裁権者を定め（根拠資料 10（1）－3）、財務システム及び会計監査により予算執行の透明性を確保していることから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④： 人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点①：事務組織は、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう編成されているか

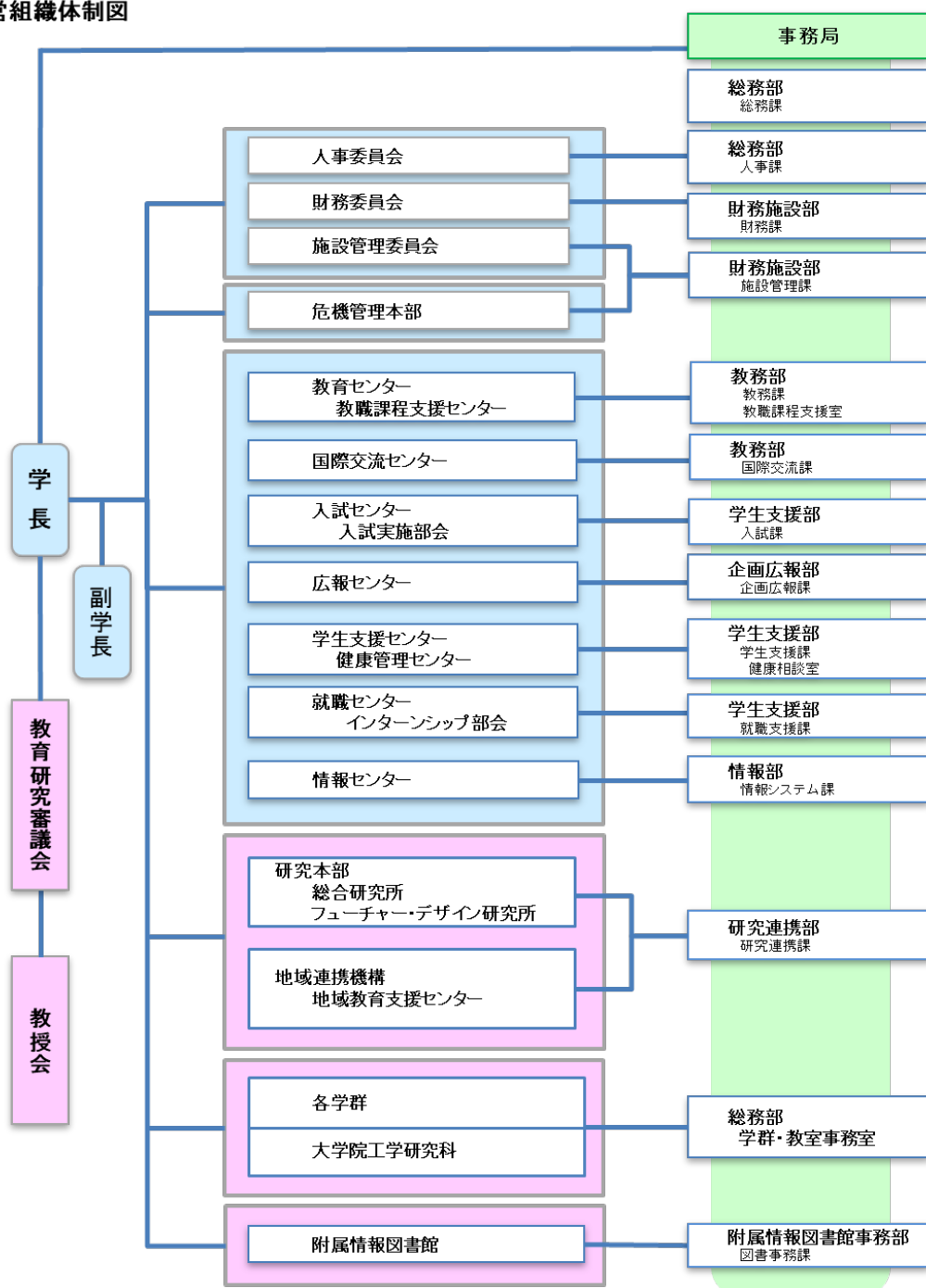
評価の視点②：職員が積極的に企画立案能力を発揮し、大学運営において主体的な役割を担い得る、教員と職員の連携（教職協働）環境は整っているか

評価の視点③：人員配置は適切か、業務の多様化・専門化に対応するため、専門的な知識及び技能を有する職員の育成や配置をどのように行っているか

評価の視点④：職員の採用、昇任はどのように行われているか、諸規程は整備されているか、規程に基づき適切に運用されているか

本学における事務組織は、平成 30 年度現在、以下の編成となっている。

平成30年度
高知工科大学
運営組織体制図



法人及び大学運営を機能的に推進するため、本学においては各部門が基本的に教職協働の形で運営されている。法人本部との連携が必要な人事、財務、施設管理部門には、いずれも、学内理事である学長及び副学長と事務局長を主たる構成員とする人事委員会、財務委員会、施設管理委員会を設置し（根拠資料 10（1）－9、10（1）－10、10（1）－11）、一方、教務、入試、学生支援等の教学部門には、センターを設置している（根拠資

料2-1)。各委員会・センターの構成員は教員及び事務職員であり、機動性を高めるため、それぞれに、個別の事務組織が対応している。例えば、教育センターを運営する事務部門は教務課である。

そのうえで、関連する部門が有機的に連携できるよう、研究支援と社会連携部門、教務と国際交流部門、入試、学生支援と就職部門、財務と施設管理部門、総務と人事部門を、「部」として統合している（根拠資料10（1）-12）。

財政状況を踏まえた中長期的な人員の採用・配置・育成計画は、理事長のもと、法人本部が主体となり行っているが、高知県公立大学法人事務処理規程（第7条）により学長の専決が認められている事務組織及び人員の配置に関しては、人事委員会において年度ごとに検討し、改善及び適正化に努めている。特に専門的な知識を要する図書事務、研究連携、情報システム、施設管理、国際交流等の部署への人員配置においては、専門監を配置する等、職員の専門知識や技能を鑑み、業務実施に支障の出ない人員配置となるよう努めている。

事務職員の採用及び昇任については、高知県公立大学法人職員就業規則第2章及び高知県公立大学法人一般職員選考規程に基づき行っている（根拠資料10（1）-13、10（1）-14）。採用は、理事長のもと、法人本部主体で行っており、筆記試験、面接試験又は適性検査のいずれかの判定方法、又はこれらの方法を併せ用いる選考試験により行う（選考規程第2条第2項）。昇任は、人事委員会の審議事項であり（根拠資料10（1）-9）、昇任後の職に係る職務遂行の能力を有するかどうかの判定に基づき行う（選考規程第3条第1項）。

昇給に関しては、高知県公立大学法人給与規程等に基づき、適切に運用している（根拠資料10（1）-15）。また、次項に詳述するとおり、事務職員の能力と実績を総合的に評価する透明性の高い人事考課制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映されるシステムとしている。

以上のとおり、法人・教学それぞれの事務組織が委員会・各センターと密接に連携し、事務職員は教職協働の環境の中で積極的に企画立案能力を発揮し、また主体的な役割を大学運営において担い、組織や人員配置の適切性は絶えず検証・改善されていることから（根拠資料10（1）-12）、本学は、法人・大学運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を適切に設け、それら事務組織は適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤： 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点①：大学運営に必要な資質向上を図るため、教員・職員両者に対し SD を組織的に実施しているか

評価の視点②：人事考課に基づく職員の適正な業務評価、処遇改善は行われているか

【SD】

事務職員の能力を高めるための SD 活動として、新採用・中堅・管理職別など大学職員として必要なスキルを修得させる階層別研修、各部署の業務に要する専門的な知識を修得させる専門研修等を、法人が加盟し会員となっている四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）（根拠資料 10（1）－16）及び公立大学協会が実施する研修会を中心に、個々の受講状況を勘案し、参加者を指名又は募るなどして効果的に実施している（根拠資料 10（1）－17）。また、文部科学省、日本学術振興会及び設置団体である高知県に職員を派遣し、行政等の実務を経験させることにより、当該職員の視野の拡大等を図っている。

上記の研修については、参加できなかった職員に研修内容を伝える勉強会を実施するなどして、成果をより高め、また広めるよう努めている。さらに、学内の業務のうち、他部署の職員が関わることで研修成果のあがる業務をリスト化し、部署を超えて積極的に担わせることで OJT としている。その他、本学の授業を職員も聴講できる制度を設け、各自の業務に必要なとなる知識の修得等に活用している（根拠資料 10（1）－18）。

一方、私立大学から公立化した大学で組織する公立大学法人等運営事務研究会を毎年度持ち回りで開催し、選出された職員が参加、教務事務、学生支援事務等、同業務を担当する他大学の職員と議論・交流することで、見識の拡大やスキルアップに役立てている。

また、現在、より効果的な大学運営を目指し、教職員の資質の向上を図る取組みとして、法人本部と連携し、初任者研修をより充実させた内容に改め、平成 31 年度から実施するよう検討を進めているところである。

教員の能力を高めるための SD 活動としては、前出の FD 活動（第 6 章（1）点検・評価項目④参照）にあるとおり、教員評価システムにおいて大学運営に対する貢献度を評価する項目を設定し、教員が大学運営に積極的に参画し、注力できる仕組みを整備している。その他、幹部教員が公立大学協会主催の分野別研修会等へ参加し、得た情報を本学の運営に活用している。

教員・事務職員両者が対象となる研究不正防止、ハラスメント対策、危機管理等の研修は、専門の講師を外から招き、全教職員を対象として、教職員懇談会の後に企画するなど、可能な限り多くの教職員が受講できるように実施している。

【人事考課】

事務職員に対しては、半期ごとに個々に目標を設定し、その達成度を評価する職責評価と、1年ごとに業務遂行能力、判断力等を評価する職能評価が行われ、それらによる人事考課を行っている。人事考課結果は、人事委員会において審議され、職責評価結果は勤勉手当の増減に、職能評価結果は昇級に反映される。人事考課制度の導入により、職員は、それぞれの職能レベルに応じた目標設定を自ら行い、その到達度の評価を受けることによって、より積極的に業務に関わる姿勢をとるようになっている。また、管理職に対しては考課者研修を実施し、目標設定を判断する能力の適切性の向上や、管理職間の評価基準の統一を図り、人事考課制度が適正に運用されるよう努めている。

教員は、教員評価システム（第6章（1）点検・評価項目④参照）に基づく評価が毎年度実施されており、その結果をもとに、年俸制給与の増減や昇任、再任用の審査が行われている。このシステムは、教育、研究、社会貢献及び大学運営に対する貢献の4項目から構成されており、各教員は、毎年度改定される制度の内容から、大学が重視していること、また具体的に求められる教員像をイメージし、それに対して主体的に取り組むことが可能となるように設計されている。

以上のとおり、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るためにSD活動を組織的に行い（根拠資料10（1）－17）、また人事考課制度に基づき業務評価及び処遇改善を行っていることから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥： 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：監査は、どのような体制・プロセスで行われているか

評価の視点②：大学運営の適切性に関する自己点検・評価はどのような形で行われているか

評価の視点③：自己点検・評価結果に基づく大学運営の改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか

本学においては、内部監査は大学の監査室及び法人監査室の２段階で行われている。大学の監査室長は外部機関の監査経験者が務め、監査室の監査業務担当職員は事務局から毎年度指名される。法人監査室にも監査室長として学外者を配置し、また大学監査室長を顧問として兼務させ、両者の連携を図っている。大学監査室は学長に監査結果を報告し、法人監査室は理事長及び学長に監査結果を報告する。これらとは別に、外部監査として、監査法人による会計監査及び知事が任命する監事による会計監査及び業務監査が行われている。また、高知県による監査も行われている。

大学の業務運営に関しては、中期目標を達成するための中期計画・年度計画の実行状況からも点検・評価している。毎年度及び中期目標期間ごとに大学運営の状況を業務実績報告書としてまとめ、教学に関する事項は自己点検・評価専門委員会及び教育研究審議会の審議を経て、また法人に関する事項は経営審議会の審議を経て、理事会で決定したのち、法人から高知県公立大学法人評価委員会に提出され、評価を受ける。

中期目標には「業務運営の改善及び効率化に関する目標」も設定され、中期計画として「運営体制の強化に関する目標を達成するための措置」「法人統合の効果に関する目標を達成するための措置」「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」が定められている。

これら、中期計画・年度計画の履行状況を定期的に点検・評価し、以降の年度計画・中期計画に反映することで、大学運営の適切性が確保できている。

事務組織のあり方については、学長、副学長、事務局長を構成員とする人事委員会において検討がなされ、適宜、組織の改廃等に結びつけられている。例えば、関連する部門が横断的連携を強化できるよう、平成 24 年度以降、社会連携と研究連携の 1 部門化、総務・人事の 1 部門化、学生支援・就職支援・入試部門の 1 部門化、財務・施設管理の 1 部門化、教務・国際交流部門の 1 部門化が進められてきた。

以上のとおり、内部監査及び外部監査の両者が有効に機能しており、中期計画・年度計画の達成状況が外部機関を含め複数レベルにおいて恒常的に確認され（根拠資料 1－9）、また運営体制の具体的改善も行われていることから、大学運営の適切性に関する内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

（２） 長所・特色

特になし

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

以上のように、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営の方針を明示し、法人組織と教学組織の役割分担や学長をはじめとする役職者の権限の明確化、適正な予算編成及び執行、事務組織の適切性の検証及び改善、教職員の資質の向上を図る取組みを実施している。

これらの大学運営の適切性については、内部監査及び外部監査により担保されるとともに、運営の具体的な方策である中期計画・年度計画の達成状況を、外部機関を含めた複数レベルで恒常的に確認することで、検証及び改善を図ることができている。

これらのことから、本学は、方針に基づく大学運営を行うため、規程の整備や効果的な事務組織の設置、SDの実施等に取り組んでおり、また定期的な検証による大学運営の改善・向上に向けた取組みを行っているといえる。

今後も学長のリーダーシップのもと、引き続き大学運営の方針に基づいた取組みを行い、さらに効果的な運営を目指して改善及び向上を図っていく。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点①：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した、適切な中・長期の財政計画が策定されているか

本学は公立大学として、設立団体である高知県が設定する中期目標を踏まえ、6年間の中期計画を立てており、この中期計画における教育研究活動及び業務運営の方向性に沿って、同じく6年間の財政計画として、予算、収支計画及び資金計画を策定している。現在は、平成29年度から始まる中期計画の途中である。中期計画には、「自己収入の増加に関する目標を達成するための措置」「経費の執行管理に関する目標を達成するための措

置」「資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置」として5項目の計画も挙げられている。これら財務内容の改善に関する中期計画及び6年間の財政計画は、学長を含む教職協働組織である財務委員会において検討され、法人経営審議会の議を経て理事会で決定する。

6年間の予算計画は、中期計画期間開始前年度における確定予算額を基準に、教育研究活動及び業務運営の方向性を考慮し、各センターでの行動計画に基づき積み上げたものである。予算執行部門による具体的行動計画に基づいているため、実現可能性が高い予算計画である。

平成 29～34 年度の中期計画期間における大学の予算計画は、以下のとおりである。

中期予算計画

単位：百万円

区分		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
収 入	運営費交付金	2,974	2,965	3,126	3,146	3,222	3,194
	授業料等収入	1,414	1,417	1,388	1,370	1,369	1,369
	受託研究等収入	214	219	224	228	235	244
	その他収入	242	244	245	244	245	247
	合計	4,844	4,845	4,983	4,988	5,071	5,054
支 出	教育研究経費	1,934	1,908	2,232	1,923	1,928	1,926
	人件費	2,391	2,421	2,518	2,540	2,614	2,588
	受託研究等事業費	214	219	224	228	235	244
	一般管理費	305	297	309	297	294	296
	その他支出	0	0	0	0	0	0
	合計	4,844	4,845	4,983	4,988	5,071	5,054

上記に加え、学長を含む教職協働組織である施設管理委員会において、施設・設備の中長期修繕計画を策定している（根拠資料 8－1）。

以上のとおり、本学は公立大学として、大学の教育研究活動及び業務運営の方向性に沿った、具体的行動計画に基づく中期財政計画を策定しており（根拠資料 1－5）、教育研究活動を安定して遂行するための中期財政計画を適切に策定していると判断できる。

点検・評価項目②： 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた中・長期計画等を実現し、教育研究水準を維持・向上させていくに十分な安定的財務基盤を有しているか

評価の視点②：授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図る体制はどのように整備されているか

評価の視点③：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況はどの程度か

公立大学法人は、自己収入と必要経費の差額を設置団体から交付される運営費交付金で補うこととされており、基本的には教育研究活動を安定して行うことができる財務構造となっている。本学の運営費交付金は、中期予算計画を基礎として、法人本部を通じて高知県に対し各年度に必要な予算を説明し、運営費交付金の要求を行っている。

過去3年間の収入の実績は以下のとおりであり、収入の約60%を占める運営費交付金をはじめ、概ね予算計画額を確保している。

平成27年度～平成29年度実績

単位：百万円

	27年度		28年度		29年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運営費交付金	3,027	3,000	3,012	3,010	2,988	2,997
授業料等収入	1,358	1,399	1,394	1,422	1,430	1,466
外部資金	251	224	227	263	214	236
その他	267	255	259	236	242	250
合計	4,903	4,877	4,892	4,931	4,875	4,948

毎年度の経営努力による剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充当可能な目的積立金として、高知県知事の承認を得ている（根拠資料10（2）－1）。

資産運用に関しては、地方独立行政法人法第43条に準拠した、預金、地方債に限定し、行っている。

高知県からの運営費交付金及び授業料等収入以外の主たる財源は、科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費及び奨学寄付金等の外部資金である。外部資金獲得に関する取組みの強化は現中期計画にも挙げられており、研究本部及び事務局研究連携部を中心として、様々な施策がとられている。

一例を挙げると、体制としては、競争的資金採択者を選抜する側での経験がある2名の研究アドバイザーを配置し、外部資金獲得のための申請書作成支援や研究に関する助言、個別相談等を行っている（根拠資料8－15【ウェブ】）。また、科学研究費補助金に関しては、インセンティブとして働くよう、獲得した科研費直接経費の30%を翌年度の配分研

究費に加算する制度、A 評価で科研費不採択となった場合に 100 万円の配分研究費を支給する制度、さらに、科研費終了時に上位種目に挑戦しての A 評価不採択であった場合、さらに 100 万円を加算する制度を運用している（根拠資料 8－18）。

これらの取組みの成果による、過去 5 年間の外部資金受入状況は以下のとおりである。

													単位:円	
	科研費		共同研究		受託研究		受託事業		奨学寄附		補助金		合計	
年度	獲得額	件数	獲得額	件数	獲得額	件数	獲得額	件数	獲得額	件数	獲得額	件数	獲得額	件数
29	232,692,500	111	39,253,599	34	120,028,983	26	16,057,521	5	58,491,000	20	10,058,000	3	476,581,603	199
28	181,009,444	109	43,817,200	23	115,429,295	30	14,621,115	6	43,282,889	20	20,572,560	5	418,732,503	193
27	182,919,812	95	21,118,750	21	108,622,371	35	46,696,800	4	37,594,250	29	42,508,760	4	439,460,743	188
26	208,475,348	94	46,586,590	26	148,690,167	36			32,446,400	31	22,596,058	3	458,794,563	190
25	231,068,000	91	43,520,321	19	145,787,745	36			42,492,450	25	5,500,000	1	468,368,516	172

また科研費採択率も、平成 29 年度は 39.8%（全国 6 位）と、実績を上げつつある（根拠資料 6－16）。

以上のとおり、高知県からの運営費交付金を中心に、授業料等収入、外部資金の獲得状況が安定しており（大学基礎データ表 8、12）、資産運用の方法も適切で、さらなる外部資金獲得に向けた取組みも行われていることから（根拠資料 8－15【ウェブ】、8－18）、中期計画に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

（２） 長所・特色

特になし

（３） 問題点

特になし

（４） 全体のまとめ

以上のように、公立大学として、大学の教育研究活動及び業務運営の方向性に沿った、具体的行動計画に基づく中期財政計画を策定している。また、高知県からの運営費交付金、授業料等収入及び外部資金の獲得による収入は、概ね計画どおりに確保できているため、安定した教育研究活動を遂行するための十分な財務基盤を確立している。

加えて、さらなる外部資金獲得に向けた施策を継続して実施するなど、より財政基盤を安定させる取組みを推進し、実績を上げている。

これらのことから、中期財政計画に基づいた財政基盤を確立し、さらに安定した財源を確保するための取組みを実施しているといえる。

終章

開学以来、本学は、「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す」という高い目標を掲げ、クォータ制、全科目選択制等の先進的な教育システムや、教員評価システム、教育講師制度の導入、教授会からの代議員制による大学運営委員会（公立大学法人化以降は教育研究審議会）等、個性的な取組みを行ってきた。社会科学系学部の開設、公立大学法人化及びその後の法人統合を経て、大学の運営は安定期に入っていると考えているが、地方の小規模・私立・単科大学であった時代から培ってきた本学の強みである機動性、「時代の変化にあわせて、常に進化し続ける」という姿勢は、確実に引き継がれている。

平成 24 年度の前回受審時以降、行ってきた数々の施策は、時代の趨勢を読み、あるいはこれに先んじる形で進化を続けるという、本学の運営の精神を具現化したものである。

この 6 年間、教育においては、「学問の楽しさを教え、学生の主体的な学びを促進する」「短期間では身につかない一生の知識・知恵を備えるため、基礎教育を重視する」「学士・修士一貫教育により高度技術者を育成する」「ボーダレスな国際化社会に耐えられるグローバル人材を育成する」に重点を置き、施策を講じてきた。

近年における最も大きな改革は、平成 25 年度以降、学士課程において授業科目の見直しと再編を全学で進め、厳選された主要科目を時間割の 1～3 限に集約配置したことである。新たな時間割の運用は平成 29 年度に開始した。これにより、基盤となる知識の確実な定着及び授業の質の向上を図り、一方で、空いた 4、5 限を専門科目の演習時間にあて、「学生提案型企画活動支援制度」の創設等により学生の自主学修を促進した。

工学系学群においては 6 年一貫教育を推進し、学士課程から修士課程まで連続したカリキュラム編成とするため、平成 27 年度から学士課程の「専攻」と呼応する形で修士課程のコース再編を行った。また、進学前に授業料免除を決定する「修士課程就学支援制度」を平成 30 年度に新設するなど、大学院進学に対する経済的制約を軽減している。

グローバル人材の育成に関しては、正課授業と正課外学修や活動をポイント化し、プログラム修了要件を満たすポイントを獲得した学生に修了証を発行する「ジョン万次郎プログラム」を平成 26 年度から開始し、また平成 27 年度からは、3 層のグローバル人材像（一般教養型、キャリアアップ型、グローバル・リーダー型）を入学時に示し、目指す人材像に応じて、英語授業や国際プログラムを活用できる環境とした。派遣留学先の拡充及び海外短期研修プログラム、海外インターンシップ、国内での国際交流プログラム等の導入により、様々な国際交流の機会を提供している。修士課程においては、研究留学に奨学金を支給する「修士課程研究留学奨励プログラム」を平成 30 年度に開始した。

そのほか、特待生等の成績上位層を対象に、これら学生をより高いレベルに引き上げる体系的な教育プログラムとして、「KUT アドバンスプログラム」を平成 26 年度から導入した。その一方で、成績不振等の問題を抱える学生の早期発見、早期対応を目指し、クォータ制を活かした年 4 回の GPA、取得単位数、出席状況等把握を行うとともに、これらをもとにした「教育懇談会」を保護者対象に開催するなど、学生のみならず保護者を含めたケアを全学的に実施している。

学生の受け入れに関しては、平成 23 年度入試から、文武両道に優れ、リーダーシップを発揮し、大学の活性化に貢献できる人材を受け入れるため、スポーツ活動で優れた実績を有する学生の募集を開始した。平成 25 年度入試からは、マネジメント学部において、スポーツマネジメントの分野で活躍を望む学生を AO 入試で受け入れることとした。

同時に、スポーツ施設の整備を進め、平成 23 年度には体育館に武道場・卓球場・部室棟を併設、平成 24 年度には全天候型テニスコートを整備、平成 27 年度には野球場及びフットサルコートを建設した。

また平成 25 年度以降、学生の安全・安心な生活支援のため、学生寮の充実を図った。香美キャンパス内に留学生と日本人学生が共同生活を営むインターナショナルハウス（国際交流会館）及び女子学生専用の学生寮を建設、また、それまでの留学生寮をスポーツ活動に取り組む学生寮として再整備、さらに、平成 27 年度に開設した永国寺キャンパスに通学する学生向けの学生寮を建設した。

研究面においては、特に将来性が見込める研究を本学の代表的研究として発展軌道にのせるため、平成 27 年度から、学内公募を経て指定する研究センターに時限的に人材や資金、設備等を重点支援することとし、あわせて MRI 等の共用研究機器の設置、クリーンルームの改修等、研究環境の整備を図った。外部資金獲得支援の充実にも注力し、平成 23 年度には外部資金獲得に際し相談に応じる研究アドバイザーを導入、平成 29 年度には A 評価で科学研究費補助金不採択となった研究者に奨励費を支給する制度を開始、さらに平成 30 年度には、各学群が選出する科研費アドバイザーが申請にあたってピアレビューの役割を果たす体制とした。適正な研究を推進するため、研究倫理に関連する規程やオンライン研究倫理教育の実施体制も整備した。

社会貢献に関しては、永国寺キャンパス開設に伴い地域連携機構の一部を移転し、また同キャンパスに高知県が開設した高知県産学官民連携センター（ココプラ）に職員を派遣して、高知県との連携を強化、産業振興や地域の課題解決に向けた様々な取組みを推進してきた。方針として、「専門性に基づく世界レベルの地域・社会貢献を持続的に行う」ことを重視しており、人間の耳には聞こえない超低周波音「インフラサウンド」を活用した津波防災情報伝達システム等の研究開発等に取り組んでいる。

本学において、教員によるあらゆる活動の原動力になっているのが、平成 17 年度から導入している教員評価システムである。このシステムは、大学に求められる教育・研究・社会貢献・大学運営を、高いレベルで実現し、大学を活性化させるための仕組みである。大学が教員に求める活動の種類や質を事前に評価基準として示したうえで、教員の活動を数値により可視化し、再任用や昇任審査、給与の増減に活用することで、公正な評価とパフォーマンスの向上を図っている。

本学は、大学の目標や基本理念等の実現を目指し、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を適切に策定し、また設置者である高知県の意向を「中期目標」として共有し、これらに沿った中期計画、年度計画を、各教職協働センターが主体となり策定している。計画に基づく実行の主体、点検・評価を踏まえての改善・向上の主体も、各教職協働センターである。各教職協働センター及び全学内部質保証推進組織である教育研究審議会がそれぞれの役割を果たすことで、PDCI のサイクルが適切に機能し、これによって教育の充実、学修成果の向上を図る等、様々な施策が講じられていることから、学長を中心とした全学的教学マネジメントは適切に行われ、内部質保証システムは十分に機能していると自己評価している。

今後も引き続き教育においては、短期間では身につかない一生の知識・知恵を得られる教育プログラムとなるよう基礎科目を重視し、高い教養と専門的能力を培う教育、学生の主体的学修を推進するとともに、大学院進学率の向上に取り組んでいく。またボーダレス化する国際社会に対応できるグローバル人材を育成するため、国際交流を推進する。

研究においては、研究費、研究スペース、研究設備、外部資金獲得支援等、必要な支援を継続し、国内外の研究機関、研究者との交流をさらに促進して、分野の革新を目指す研究を推進していく。

社会貢献においては、成果を広く社会に提供するため、専門性に基づく、世界レベルの地域・社会貢献を、積極的・持続的に推し進めていく。

これら教育・研究・社会貢献の相乗効果を狙う一方、公立大学として、期待が高まっている高知県への貢献を高め、同時に、高知県立大学及び高知短期大学と 1 法人化したメリットを活かし、教員や学生の相互交流の拡大、幅広く質の高い教育研究や地域との連携に取り組んでいく。

大学はその規模や歴史、キャンパスのある地域などによって、それぞれの長所や短所がある。本学は、比較的小規模で地方に立地する歴史の浅い大学であり、それゆえに柔軟で機動的な大学運営が容易であるという長所を有している。これまで、クォータ制、GPA 制度、教育講師制度、授業評価制度、教員評価制度、教員の年俸制、職員の職能給制度、各種学生支援制度、国際化など、種々の試みの先駆けとなってきた。これは、本学が新しい試みの持つ不整合点やリスクを、個別に解決しながら長所となる効果を発現してきたこと

によるところが大きい。本学のこのような学風を活かすことにより、研究を通じた新たな知の創造と専門性の向上を土台として、その知識と知恵に裏打ちされ未来を担いうる人材を輩出する高等教育の提供、さらに専門性に基づく社会貢献を促進し、地域を始めとする社会に対する貢献を加速していく所存である。